本文

第23345号

官報

昭和九年十月二十四日
第二千三百四十五號　水曜日

勅令

朕勤勉手當給與令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和九年十月二十三日

内閣總理大臣　岡田啓介
大藏大臣　藤井真信

勅令第三百十五號

勤勉手當給與令中左ノ通改正ス

第一條第五號ヲ削リ第五號ノ二ヲ第五號ノ二ヲ第五號ノ三ニ改ム

第一條第七號中「帝國鐵道」ノ下ニ「及之ニ關聯スル國營自動車」ヲ、同條第十號中「鐵道」ノ下ニ「及之ニ關聯スル國營自動車」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

大正九年十一月二十一日勅令第五百四十五號勤勉手當給與令抄錄

第一條　官吏、官吏ノ待遇ヲ受クル者、雇員、傭人又ハ職工ニシテ左ニ掲クル現業ニ從事スルモノニハ勤勉手當ヲ給スルコトヲ得

五　製鹽所ニ於ケル現業
七　帝國鐵道ノ現業
十　電信電話官府交通局ニ於ケル鐵道又ハ通信ノ現業

告示

◎外務省告示第百二號

在本邦「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦大使館ヨリ在本邦同國通商代表部發行書類ノ署名人タル同代表部輸入部主任「フョードル、マクシモウィチ、ネステロフ」(Fedor Maximovitch Nesteroff)ヘ歸國セルニヨリ爾今同通商代表部ノ名ニ於テ前記書類ニ署名セザルベキ旨竝ニ「ゲオルギー、フョードロウイチ、ペトロフ」(Gueorgy Fedorovitch Petroff)ヘ同通商代表部輸入部臨時主任ニ任命セラレ、同輸入部ノ發行スル一切ノ契約書、證書及其他ノ商用書類ニ第二署名ヲナスノ權限ヲ與ヘラレタル旨十月十六日附ヲ以テ通告アリタリ

昭和九年十月二十四日

外務大臣　廣田弘毅

◎大藏省告示第二百七十四號

一米穀證券(第二十五回)額面八千八百萬圓

右昭和九年十月二十五日支拂期日ニ付之ヲ支拂フ

昭和九年十月二十四日

大藏大臣　藤井真信

◎大藏省告示第二百七十五號

曩ニ砂糖消費稅法施行規則第九條ノ三ニ依リ指定シタル左記内地移入糖移入場ハ昭和九年十月二十三日之カ指定ヲ取消シタリ

昭和九年十月二十四日

大藏大臣　藤井真信

移入場主住所及名稱	倉庫所在地	倉庫名稱及番號
東京市京橋區越前堀二丁目二十八番地ノ一	變更前 東京市京橋區越前堀二丁目二十八番地ノ一	變更前 株式會社住友倉庫東京支店越前堀倉庫
	變更後 東京市京橋區越前堀二丁目二十八番地ノ一	變更後 株式會社住友倉庫東京支店越前堀倉庫
大阪市西區川口町八番地ノ一	大阪市西區川口町八番地ノ一	株式會社住友倉庫

曩ニ砂糖消費稅法施行規則第九條ノ三ニ依リ內地移入糖移入場トシテ指定シタル左記倉庫ハ其ノ倉庫名稱ヲ左ノ通變更方昭和九年十月二十三日認可セリ

昭和九年十月二十四日

大藏大臣　藤井真信

◎大藏省告示第二百七十六號

曩ニ砂糖消費稅法施行規則第九條ノ三ニ依リ內地移入糖移入場トシテ指定シタル左記倉庫ハ其ノ倉庫名稱ヲ左ノ通變更方昭和九年十月二十三日認可セリ

昭和九年十月二十四日

大藏大臣　藤井真信

◎大藏省告示第二百七十七號

曩ニ砂糖消費稅法施行規則第九條ノ三ニ依リ指定シタル內地移入糖移入場ニ昭和九年十月二十三日左記ノ通追加指定シタリ

昭和九年十月二十四日

大藏大臣　藤井真信

◎大藏省告示第二百七十八號

曩ニ砂糖消費稅法施行規則第九條ノ三ニ依リ指定シタル左記內地移入糖移入場ハ昭和九年十月二十三日之カ指定ヲ取消シタリ

昭和九年十月二十四日

大藏大臣　藤井真信

◎文部省告示第二百六十六號

高等女學校令ニ依リ左記實科高等女學校ヲ設置シ昭和十年四月一日ヨリ開校ノ件昭和九年十月二十二日認可セリ

昭和九年十月二十四日

文部大臣　松田源治

◎農林省告示第三百八十八號

森林法ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

昭和九年十月二十四日

農林大臣　山崎達之輔

◎農林省告示第三百八十九號

昭和九年九月六日左記專用漁業ヲ免許セリ

昭和九年十月二十四日

農林大臣　山崎達之輔

あわび漁業　あわび
かき漁業　かき
いがひ漁業　いがひ
ほや漁業　ほや
うに漁業　うに
なまこ漁業　なまこ
ふのり漁業　ふのり
わかめ漁業　わかめ
ひじき漁業　ひじき
あまのり漁業　あまのり
條件又ハ制限　既ニ免許ヲ受ケタル漁業ヲ妨グベカラズ

免許番號　第五三九六號(地先)
漁業權者　宮城縣牡鹿郡女川町　野々濱大石原漁業組合
漁場ノ位置　宮城縣牡鹿郡女川町　野々濱及大石原濱地先
存續期間　自昭和九年九月六日　至昭和二十八年六月三十日
漁業ノ種類　漁獲物ノ種類　漁業時期
たこ掛釣漁業　たこ　自九月一日　至翌年一月末日
うに漁業　うに　自一月一日　至十二月三十一日
かき漁業　かき　同
なまこ漁業　なまこ　同
あまのり漁業　あまのり　同　自十一月一日　至翌年五月末日

免許番號　第五三九七號(地先)
漁業權者　新潟縣北蒲原郡亀代村　亀塚濱漁業組合
漁場ノ位置　新潟縣北蒲原郡亀代村大字亀塚濱地先
存續期間　自昭和九年九月六日　至昭和二十八年六月三十日
漁業ノ種類　漁獲物ノ種類　漁業時期
あち地曳網漁業　あち、さば　同　自十一月一日　至翌年五月末日
かに刺網漁業　かざみ、ひらつめがに(方言)　自四月一日　至十月末日

免許番號　第五三九八號(地先)
漁業權者　新潟縣北蒲原郡亀代村　網代濱漁業組合
漁場ノ位置　新潟縣北蒲原郡亀代村大字網代濱地先
存續期間　自昭和九年九月六日　至昭和二十八年六月三十日
漁業ノ種類　漁獲物ノ種類　漁業時期
あち地曳網漁業　あち、さば　同　自十一月一日　至十月末日
かに刺網漁業　かざみ、ひらつめがに(方言)　自四月一日　至十月末日
ことむし柴漬漁業　ことむし　自三月一日　至四月末日

免許番號　第五三九九號(地先)
漁業權者　新潟縣北蒲原郡亀代村　次第濱漁業組合
漁場ノ位置　新潟縣北蒲原郡亀代村大字次第濱地先
存續期間　自昭和九年九月六日　至昭和二十八年六月三十日
漁業ノ種類　漁獲物ノ種類　漁業時期
いわし地曳網漁業　いわし　自四月一日　至十一月末日
かに刺網漁業　かざみ、ひらつめがに(方言)　自四月一日　至十月末日
ことむし柴漬漁業　ことむし　自三月一日　至四月末日
條件又ハ制限　既ニ免許ヲ受ケタル漁業ヲ妨グベカラズ

免許番號　第五四〇〇號(地先)
漁業權者　新潟縣北蒲原郡築地村　中村濱漁業組合
漁場ノ位置　新潟縣北蒲原郡築地村大字中村濱地先
存續期間　自昭和九年九月六日　至昭和二十八年六月三十日
漁業ノ種類　漁獲物ノ種類　漁業時期
かに刺網漁業　かざみ、ひらつめがに(方言)　自四月一日　至十月末日
ことむし柴漬漁業　ことむし　自三月一日　至四月末日
條件又ハ制限　既ニ免許ヲ受ケタル漁業ヲ妨グベカラズ

免許番號　第五四〇一號(地先)
漁業權者　新潟縣北蒲原郡松塚村　村松濱漁業組合
漁場ノ位置　新潟縣北蒲原郡松塚村大字村松濱地先
存續期間　自昭和九年九月六日　至昭和九年六月三十日
漁業ノ種類　漁獲物ノ種類　漁業時期
いわし地曳網漁業　いわし、あち、さば　自四月一日　至十一月末日
かに刺網漁業　かざみ、ひらつめがに(方言)　自四月一日　至十月末日
ことむし柴漬漁業　ことむし　自三月一日　至四月末日
條件又ハ制限　既ニ免許ヲ受ケタル漁業ヲ妨グベカラズ

免許番號　第五四〇二號(地先)
漁業權者　岩手縣上閉伊郡大槌町大字大槌
大槌浦漁業組合
漁場ノ位置　岩手縣上閉伊郡大槌町大字大槌及大字小鎚ノ地先
存續期間　自昭和九年九月六日　至昭和二十九年八月三十一日
漁業ノ種類　漁獲物ノ種類　漁業時期
あさり漁業　あさり　自一月一日　至十二月三十一日
はまぐり漁業　はまぐり　同
ほつきがひ漁業　ほつきがひ　同
ほたてがひ漁業　ほたてがひ　同
條件又ハ制限　既ニ免許ヲ受ケタル漁業ヲ妨グベカラズ

免許番號　第五四〇三號(地先)
漁業權者　岩手縣氣仙郡赤崎村　赤崎村漁業組合
漁場ノ位置　岩手縣氣仙郡赤崎村字鳥澤、山崎穴ノ口ヨリ赤崎村ト綾里村トノ境界ニ至ル間ノ地先
存續期間　自昭和九年九月六日　至昭和二十九年八月三十一日
漁業ノ種類　漁獲物ノ種類　漁業時期
はも釜漁業　はも(方言)　自五月　至十二月三十一日
えちこ漁業　えちこ(方言)　自一月　至十二月三十一日

免許番號　第五四〇四號(地先)
漁業權者　岩手縣氣仙郡末崎村　末崎村漁業組合
漁場ノ位置　岩手縣氣仙郡末崎村地先
存續期間　自昭和九年九月六日　至昭和二十九年八月三十一日
漁業ノ種類　漁獲物ノ種類　漁業時期
しらす船曳網漁業　しらす(方言)　自四月一日　至六月末日
たなご打網漁業　たなご　自四月一日　至七月末日
たこいさり漁業　たこ　自九月一日　至十二月末日
あわび漁業　あわび　自一月一日　至十二月末日
いがひ漁業　しゆうり(方言)　同
うに漁業　うに　同
かき漁業　かき　同
なまこ漁業　なまこ　同
きんこ漁業　きんこ　同
ほや漁業　ほや　同
ほそめ漁業　ほそめ　自五月　至十二月末日
わかめ漁業　わかめ　自六月　至九月末日
てんぐさ漁業　てんぐさ　自三月　至六月末日
ひじき漁業　ひじき　自二月　至六月末日
つのまた漁業　つのまた　自三月　至七月末日
のり漁業　のり　自一月　至四月末日
ふのり漁業　ふのり　自一月　至六月末日

まつも漁業　まつも　自四月　至五月末日
條件又ハ制限　しらす船曳網漁業、たなご打網漁業及うに漁業ノ漁場ハ漁場圖中丙ホ線以南ノ區域ヲ除キタル區域トス

免許番號　第五四〇五號(地先)
漁業權者　長崎縣北松浦郡津吉村　古田漁業組合
漁場ノ位置　長崎縣北松浦郡津吉村　大字古田地先
存續期間　自昭和九年九月六日　至昭和二十九年八月三十一日
漁業ノ種類　漁獲物ノ種類　漁業時期
磯建網漁業　いせえびたか(方言)、はだひ(方言)、くろうを(方言)、いさき　自一月一日　至十二月末日
ふのり漁業　ふのり　自二月一日　至六月末日
てんぐさ漁業　てんぐさ　自三月三十一日　至八月末日
わかめ漁業　わかめ　自二月一日　至七月末日
かぢめ漁業　かぢめ　自十一月一日　至十二月末日
肥料藻漁業　肥料藻　自十一月一日　至翌年六月末日
條件又ハ制限　既ニ免許ヲ受ケタル漁業ヲ妨グベカラズ

免許番號　第五四〇六號(地先)
漁業權者　長崎縣北松浦郡津吉村　古田漁業組合
漁場ノ位置　長崎縣北松浦郡津吉村大字古田地先
存續期間　自昭和九年九月六日　至昭和二十九年八月三十一日
漁業ノ種類　漁獲物ノ種類　漁業時期
いわし船曳網漁業　いわし、かま、すあち、むつ、さば　自一月一日　至十二月末日
ぼら建切網漁業　ぼら　自十月一日　至翌年五月末日
磯建網漁業　いせえびたか(方言)、はだひ(方言)、くろうを(方言)、いさき　自一月一日　至十二月末日
ひじき漁業　ひじき　自九月一日　至翌年五月末日

ふのり漁業　ふのり　自二月一日　至六月末日
てんぐさ漁業　てんぐさ　自三月三十一日　至八月末日
わかめ漁業　わかめ　自二月一日　至七月末日
かぢめ漁業　かぢめ　自一月一日　至十二月末日
肥料藻漁業　肥料藻　自十一月一日　至翌年六月末日
條件又ハ制限　既ニ免許ヲ受ケタル漁業ヲ妨グベカラズ

免許番號　第五四〇七號(地先)
漁業權者　長崎縣南高來郡島原町　島原町漁業組合
漁場ノ位置　長崎縣南高來郡島原町地先
存續期間　自昭和九年九月六日　至昭和二十九年八月三十一日
漁業ノ種類　漁獲物ノ種類　漁業時期
袋付建網漁業　磯魚すずき　自十一月一日　至翌年四月三十日
たこ壺漁業　たこ　自十二月三十一日　至十一月末日
ぼら撒餌釣漁業　ぼら　自九月一日　至十一月末日
しやこ漁業　しやこ　自十一月一日　至十二月末日
なまこ漁業　なまこ　同
うに漁業　うに　同
あさり漁業　あさり　同
まて漁業　まて　同
いぎす漁業　いぎす　自三月一日　至九月末日
あまのり漁業　あまのり　自十一月一日　至翌年三月末日
あをさ漁業　あをさ　同
もづく漁業　もづく　自一月一日　至五月末日
ひじき漁業　ひじき　自二月一日　至翌年五月末日
わかめ漁業　わかめ　自九月一日　至翌年五月末日
肥料藻漁業　肥料藻　自十一月一日　至翌年六月末日

條件又ハ制限　既ニ免許ヲ受ケタル漁業ヲ妨グベカラズ

免許番號　第五四〇八號(地先)
漁業權者　富山縣下新川郡生地町　生地浦漁業組合
漁場ノ位置　富山縣下新川郡生地町地先
存續期間　自昭和九年九月六日　至昭和二十八年四月三十日
漁業ノ種類　漁獲物ノ種類　漁業時期
かれひ刺網漁業　かれひ、うだら　自一月一日　至十二月末日

免許番號　第五四〇九號(地先)
漁業權者　富山縣下新川郡生地町　生地浦漁業組合
漁場ノ位置　富山縣下新川郡生地町地先
存續期間　自昭和九年九月六日　至昭和二十八年四月三十日
漁業ノ種類　漁獲物ノ種類　漁業時期
かれひ刺網漁業　かれひ、うだら　自一月一日　至十二月末日

免許番號　第五四一〇號(地先)
漁業權者　和歌山縣日高郡下山路村　山路郷漁業組合
漁場ノ位置　和歌山縣日高郡寒川村、龍神村、上山路村、中山路村、下山路村地先(日高川及其ノ支流)
存續期間　自昭和九年九月六日　至昭和十四年八月三十一日
漁業ノ種類　漁獲物ノ種類　漁業時期
あゆ漁業　あゆ　自三月一日　至十二月三十一日
ます漁業　かわます、にじます、あめのうを(方言)　自一月一日　至十二月三十一日
こひ漁業　こひ　同
ふな漁業　ふな　同
うぐひ漁業　うぐひ　同
うなぎ漁業　うなぎ　同
條件又ハ制限　既ニ免許ヲ受ケタル漁業ヲ妨グベカラズ

◎遞信省告示第二千六百五十六號

昭和六年七月遞信省告示第千四百號中左記第二號ノ使用ニ期間アルモノニ左ノ通追加ス

昭和九年十月二十四日　遞信大臣　床次竹二郎

使用局所　日附印形式　使用期間

高山　9・10・25
山形　9・10・28

局名ハ各別ノモヲ使用ス

高山　岐阜縣太田同金山同下呂同萩原同小坂同久々野同宮村同飯盛同古川、富山縣八尾

山形　山形郵便局山形縣招魂社内臨時出張所

自昭和九年十月二十五日　至同年同月二十九日

自昭和九年十月二十八日　至同年同月三十一日

23345

◎遞信省告示第二千六百五十七號

昭和九年十月二十五日ヨリ昭和八年七月遞信省告示第千七百三十五號外國電報料金表中左ノ通改正ス

昭和九年十月二十四日

遞信大臣　床次竹二郎

第一表Oceania(太洋洲地方)ノ部中「Makatea(マカトア)」ノ項ヲ左ノ如ク改ム

Makatea(マカトア)	六・三二	一

同表同部中「Society Islands(「ソサイエティ」群島)」ノ項ヲ左ノ如ク改ム

Society Islands(「ソサイエティ」群島)		
Tahiti(タヒティ)	六・三二	一

第二表本邦內地　臺灣間通信線路經過「Oceania(太洋洲地方)」ノ部中「Makatea(マカトア)」ノ項ヲ左ノ如ク改ム

Makatea(マカトア)	五・七七	一

同表同部中「Society Islands(「ソサイエティ」群島)」ノ項ヲ左ノ如ク改ム

Society Islands(「ソサイエティ」群島)		
Tahiti(タヒティ)	五・五六	一

◎遞信省告示第二千六百五十八號

左記私設無線電信ノ施設者名義ヲ下記ノ通變更ヲ許可セリ

昭和九年十月二十四日

遞信大臣　床次竹二郎

關係告示	施設者名	機關裝置場所名	施設者名
大正十五年十二月遞信省告示第千四百十一號	富士汽船合資會社	汽船新多賀丸	合資會社巴組
同月三日同第六百二十七號	日魯漁業合資會社	同東榮丸	荻布海商株式會社

◎遞信省告示第二千六百五十九號

昭和九年十月二日ヨリ左記電信取扱所ノ位置ヲ下記ノ通變更セリ

昭和九年十月二十四日

遞信大臣　床次竹二郎

名稱	舊位置	新位置
新多賀丸無線電信取扱所	富士汽船合資會社所屬汽船新多賀丸	合資會社巴組所屬汽船新多賀丸

◎遞信省告示第二千六百六十號

昭和九年十月二日ヨリ左記電信取扱所ノ位置ヲ下記ノ通變更セリ

昭和九年十月二十四日

遞信大臣　床次竹二郎

名稱	舊位置	新位置
東榮丸無線電信取扱所	日魯漁業株式會社所屬汽船東榮丸	荻布海商株式會社所屬汽船東榮丸

◎遞信省告示第二千六百六十一號

昭和九年十月三日ヨリ大正十四年九月遞信省告示第千三百五十一號無線局及託送發受所名等中「御代丸託送」ノ項ヲ左ノ通改ム

昭和九年十月二十四日

遞信大臣　床次竹二郎

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
御代丸託送(合資會社二葉商會御代丸)	JPXB	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎遞信省告示第二千六百六十二號

昭和九年十月五日ヨリ大正十四年九月遞信省告示第千三百五十號無線局及託送發受所名等中「工船大安丸託送」ノ項ヲ左ノ通改ム

昭和九年十月二十四日

遞信大臣　床次竹二郎

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
藤田大安丸託送(藤田慣造大安丸)	JJVC	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎遞信省告示第二千六百六十三號

大正八年五月遞信省告示第六百四十號鐵道列車內及船舶內ニ於ケル郵便現業事務ノ所掌郵便局線路區域及管轄遞信局ノ件別表大阪遞信局ノ下高知郵便局ノ線路區域中「杉須崎線」ヲ「東豐永須崎線」ニ改メ昭和九年十月二十八日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年十月二十四日

遞信大臣　床次竹二郎

◎遞信省告示第二千六百六十四號

鐵道省所管室蘭港第一號及第二號兩挂燈浮標ハ修繕ノ爲撤去中(昭和九年八月遞信省告示第二千五百六十九號參照)ノ處十月十六日復舊セシ旨報告アリタリ

昭和九年十月二十四日

遞信大臣　床次竹二郎

◎遞信省告示第二千六百六十五號

本日ヨリ大正十三年五月遞信省告示第七百七十八號海軍電報取扱規約中附表第一海軍艦船名及海軍無線電信所名略符號中左ノ通改正ス

昭和九年十月二十四日

遞信大臣　床次竹二郎

一等潛水艦ノ部「伊號第六潛水艦」ノ項ノ次ニ「伊號第七潛水艦(イゴウダイナナセンスイカン)JGGD」及「伊號第八潛水艦(イゴウダイハセンスイカン)JGHD」ヲ加フ

一等驅逐艦ノ部「驅逐艦深雪JVDA」ノ項ヲ削ル

◎遞信省告示第二千六百六十六號

大正八年五月遞信省告示第六百四十號鐵道列車內及船舶內ニ於ケル郵便現業事務ノ所掌郵便局線路區域及管轄遞信局ノ件別表中左ノ通改正シ昭和九年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年十月二十四日

遞信大臣　床次竹二郎

名古屋遞信局ノ下金澤鐵道郵便局線路區域中「富山坂上線」ヲ削リ「岐阜富山線」及「太田白鳥線」ヲ加フ

大阪遞信局ノ下神戸鐵道郵便局線路區域中「岐阜高山線」及「太田白鳥線」ヲ削ル

◎遞信省告示第二千六百六十七號

昭和三年十一月遞信省告示第二千六百四十二號郵便ニ依リ中華民國關東州租借地外ノ關東廳管內ヲ含ム ニ輸入スルコトヲ得サル物品ノ表中「銀元其ノ他ノ銀貨」ノ下括弧內記載事項ヲ「名宛國以外ノ國ノ流通銀貨及小量輸入スル其ノ他ノ銀貨ニシテ價格表記郵便物ト爲シタルモノヲ除ク」ニ改ム

昭和九年十月二十四日

遞信大臣　床次竹二郎

◎遞信省告示第二千六百六十八號

外國稅賀無線電報ヲ發受シ得ル外國地名、經由海岸局名及料金左ノ如シ

昭和八年十二月遞信省告示第二千七百六十九號ハ之ヲ廢止ス

昭和九年十月二十四日

遞信大臣　床次竹二郎

地名	經由海岸局名	料金
「アメリカ」合衆國		
カナダ	「ラヂオマリン、コーポレーション、オブ、アメリカ」所屬海岸局	八・三〇
「メキシコ」國	Bolinas Radio	九・六〇
「オーストラリア」聯邦、アゾールス、「パーマ」群島(「トロピカル、ラヂオ、テレグラフ」會社所屬海岸局經由ノ場合ニ限)、白耳義國、「チェコスロヴァキア」國、「ダンチッヒ」自由市、丁抹國、「フィンランド」國、佛蘭西國、獨逸國、英吉利國、和蘭國、「ハンガリー」國、「アイルランド」自由國、伊太利國、「ラトヴィア」國、「リスアニア」國、「ルクセンブルグ」國、諾威國、「ポーランド」國、「ポルトガル」國、「ルーマニア」國、瑞典國、瑞西國	Brooklyn New York Radio	一〇・四〇
	Chatham Massachusetts Radio WCC	
	Chatham Massachusetts Radio WCM	
	Chatham Massachusetts Radio WIM	
	Galveston Radio WGV	
	New London Connecticut Radio WSA	
	Palm Beach Florida Radio	
	Port Arthur Texas Radio	
	Portland Oregon Radio	
	Savannah Radio	
	Tampa Florida Radio	
	Torrance California Radio	
	Tuckerton New Jersy Radio	
	「トロピカル、ラヂオ、テレグラフ」會社所屬海岸局	
	Port Morgan Alabama Radio	
	Hialeah Florida Radio WAX	
	Hingham Massachusetts Radio	
	Mobile Alabama Radio WNN	
	New Orleans Radio WNU	

〔參照〕

昭和八年十二月遞信省告示第千七百六十九號ハ本號ト同件ナリ

◎遞信省告示第二千六百六十九號

外國郵便爲替金又ハ外國郵便振替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

昭和九年十月二十四日

遞信大臣　床次竹二郎

貨幣種別	邦貨一圓ニ對スル外國貨幣額	外國貨幣一單位ニ對スル邦貨額
米國貨幣	振出 26/8 即ント 三七五〇	一圓 三五・四二五
佛蘭西貨幣	振出 四十「フラン」(「サンチーム」著)	三・七二五
獨逸貨幣	振出 七十「ペンニッヒ」	一・四二八五七一
瑞西貨幣	振出 八十六「サンチーム」 3/4	一・五六・九八五七
和蘭貨幣	振出 四十「セント」 3/8	二・四七・六七八〇
瑞典國東印度貨幣	振出 四十一「セント」 3/8	二・四一・九九八

其ノ他ノ貨幣換算割合ハ從前ノ通

官報　第二三四五號　昭和九年十月二十四日　水曜日

◎鐵道省告示第五百八號

昭和四年十二月鐵道省告示第二百八十九號貨物運送規則別表貨物普通等級表及貨物特別等級表中左ノ通改正ス

昭和九年十月二十四日

鐵道大臣　內田　信也

貨物普通等級表普通品ノ部中(一九八)繭類ノ項ヲ左ノ如ク改ム

(一九八)繭類	本繭(上繭)	生繭	⑮	一	八
		乾繭		二	八
	中繭(玉繭)				
	生繭			一	九
	乾繭				
	機械締ノモノ		⑩	一	九
	其ノ他			一	九
孔明繭(出殼繭屑出繭)				2	
				1	

同(二一一)野菜類ノ項品目ノ欄中「大根葉」ヲ「菜類」ニ改ム

貨物特別等級表中(二一一)野菜類ノ項品目ノ欄中「大根菜」ヲ「菜類」ニ改ム

◎鐵道省告示第五百九號

昭和五年三月鐵道省告示第六十八號運帶運輸ヲ爲ス鐵道、軌道、航路及自動車並運帶運輸ノ範圍第一條別表中左ノ通改正シ昭和九年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年十月二十四日

鐵道大臣　內田　信也

(115)名岐鐵道株式會社名古屋線、(136)ノ二各務原鐵道株式會社線ノ各部接續停車場欄中「高山線」ヲ「高山本線」ニ改ム

(252)ノ二東京灣汽船株式會社東京大島下田間航路ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

熱海大島間航路	熱海線	熱海
	同	同
	同	同

◎鐵道省告示第五百十號

青森外七縣凶作罹災者用救恤品及罹災者用物資ニ對シ左記ニ依リ運賃ノ減免ヲ爲ス

昭和九年十月二十四日

鐵道大臣　內田　信也

一運賃ノ減免ヲ爲ス物品

甲　罹災者用救恤品

イ　寄贈救恤品

ロ　救恤金ヲ以テ購入シタル寄贈品

乙　罹災者用物資

罹災者救濟ノ爲青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、長野、山梨各縣鹿又ハ同縣下各市、町、村農會蠶業組合、畜產組合ニ於テ配給シ又ハ其ノ補助斡旋ニ依リ罹災者ノ共同購入スル左記物品

イ　食料品

ロ　衣類

ハ　薪炭類、石炭

ニ　種貨類、農具、肥料、消石灰、生石灰、飼料類

ホ　副業用原料品、副業用機械器具

一發驛　省線及運帶線各驛

一著驛　青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、長野、山梨各縣下省線及運帶線各驛

一扱種別

甲　小荷物及各扱貨物

乙　小口扱、混扱及貸切扱貨物

一貨率

甲　省線內無賃

乙　省線內普通賃率ノ五割減

一期間

甲　自昭和九年十月二十三日至昭和十年三月三十一日

乙　自昭和九年十月二十三日至昭和十年三月三十一日

一荷受人

甲　青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、長野、山梨各縣知事又ハ同縣下市町村長

乙　青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、長野、山梨各縣知事又ハ同縣下市村長、農會長、蠶業組合長、畜產組合長

一條件

イ　太荷物ハ集貨及配達ノ取扱ヲ爲サズ

ロ　甲ニ對シテハ託送ノ際青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、福島縣、長野縣、山梨縣凶作罹災者用救恤品タルコトヲ申告スルコト

第23345号

ハ、乙ニ對シテハ青森縣、岩手縣、宮城縣秋田縣、山形縣、福島縣、長野縣、山梨縣、図作罹災者用物資トシテ荷受人ニ於テ配給シ又ハ罹災者ノ共同購入スルモノナルコトヲ當該縣知事ニ於テ證明シタル書類ヲ提出スルコト

◎鐵道省告示第五百十一號

群馬外三縣下著政府拂下濡米ニ對シ左記ニ依リ運賃ノ割引ヲ爲ス

昭和九年十月二十四日

鐵道大臣　内田　信也

一發驛　櫻島、淵連、深町

一著驛　群馬、埼玉、新潟、福井ノ各縣下省線及連帶線各驛

一扱種別　貨物

一賃率　省線内十級賃率ノ五割減

一期間　自昭和九年十月二十三日至昭和九年十一月三十日

一荷受人　群馬、埼玉、新潟、福井各縣知事

一條件　農林省ニ於テ政府拂下濡米ナルコトヲ證明セル書類ヲ提出スルコト

◎鐵道省告示第五百十二號

昭和九年九月鐵道省告示第四百四十三號愛媛縣、鹿兒島縣、宮崎縣図作罹災者用救恤品及罹災者用物資ニ對スル運賃減免ノ件中左ノ通改正シ昭和九年十月二十三日ヨリ之ヲ適用ス

昭和九年十月二十四日

鐵道大臣　内田　信也

本文及條件ノ項中「愛媛縣、」ノ次ニ「德島縣、香川縣、」ヲ、又運賃ノ減免ヲ爲ス物品ノ項中罹災者用物資ノ部、著驛ノ項及荷受人ノ項中「愛媛、」ノ次ニ「德島、香川、」ヲ孰モ加フ

正誤

昨二十三日遞信省告示第二千六百五十一號二行「郵便局集配事務」ハ「郵便物集配事務」ノ誤

遞信書記官

敍任及辭令

◎昭和九年十月二十一日

敍正六位

從六位勳六等　石橋不二男

◎昭和九年十月二十三日

帝室林野局技手正七位勳七等　森　健男

任宮内技師

敍高等官七等　三澤　敬義

任東京帝國大學助教授

敍高等官六等　陸軍三等軍醫正七位勳六等　菅野　寛一

任九州帝國大學助教授

敍高等官六等　下山　美德

任九州帝國大學助教授

敍高等官七等　神戸商業大學助教授正六位　林　健一

任神戸商業大學教授

敍高等官四等　神戸商業大學助教授從六位　柴田銀次郎

任神戸商業大學教授

敍高等官五等　廣島高等師範學校助教諭陸軍砲兵少尉正八位　高崎　昇

任廣島高等師範學校教諭

敍高等官七等

（各通）

任廣島高等學校教授

敍高等官六等　宮城縣師範學校教諭兼宮城縣實業補習學校教員養成所教諭　土田　廉

師範學校教諭ニ任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラル　師範學校教諭　栗山　榮一

師範學校舍監ニ兼任ス　長野縣伊那高等女學校教諭　大森　榮

同　寺澤　浩

（各通）

青森市立青森高等女學校教諭陸軍歩兵少尉正八位　成田雄一郎

大分縣立高田高等女學校教諭　佐伯　廣男

公立高等女學校教諭ニ任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

福島縣平商業學校教諭兼福島縣石城郡平實業公民學校教諭　伊澤　信治

（各通）

東京市立京橋商業學校教諭　服部　甲

公立實業學校教諭ニ任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

正三位勳二等　末廣　重雄

帝國大學令第十三條ニ依リ勅旨ヲ以テ京都帝國大學名譽教授ノ名稱ヲ授ク

正五位勳二等　永田　鐵山

從四位勳三等　丹羽　七郎

同　青山　士

震災豫防評議會評議員被仰付

正五位勳三等功五級　山岡　重厚

震災豫防評議會評議員被免

從三位勳一等　潮　惠之輔

正三位勳二等　中川　吉造

（各通）

依願震災豫防評議會評議員被免

第七高等學校造士館教授　新屋敷幸繁

依願免本官

師範學校教諭兼師範學校舍監　木村　源

同　畑田　清吉

（各通）

兼職ヲ免ス

公立高等女學校教諭　荒川　好吉

願ニ依リ本職ヲ免ス（以上詮衡）

故陸軍輜重兵少佐從六位勳六等　石橋不二男

特旨ヲ以テ位一級追陞セラル

宮内技師　森　健男

年俸二千二百圓下賜但シ昭和八年皇室令第二號第四條ニ依ル

主馬寮勸務ヲ命ス

依願免本官（以上詮宮内省）

海軍大佐　井澤　春馬

（各通）

靜岡縣磐田郡中泉町會議員　高橋　初藏

同　土屋万壽雄

都市計畫靜岡地方委員會委員ヲ命ス　海軍少將男爵　園田　實

都市計畫靜岡地方委員會委員ヲ免ス（以上詮内務省）

陸軍騎兵大尉　福永　常助

同　本郷　忠夫

陸軍砲兵大尉　小合　茂

同　岩崎　岩

同　小野寺　徹

同　池田　政雄

同　沼田　茂

陸軍工兵大尉　松田五四三

同　島　義

陸軍歩兵中尉　中臺　清吉

同　橋本　未

同　川崎　進

同　横田　俊平

同　糸日谷留吉

同　岡本　猛雄

同　近藤　隆人

同　畠山　靖雄

同　齋藤　勝司

同　四本　堯雄

同　鈴木　恭

同　間瀬　惇二

同　布村　紀元

同　濱園　忠夫

同　成田秀五郎

同　大崎　邦男

同　杉之尾三夫

同　堀内　岳次

同　緒方　義人

同　杉村　謹三

同　石川　寛一

同　橋口　武秀

同　前川千代彦

同　三宅　克巳

同　榎丸　純人

同　橋本　俊男

同　佐藤　忠雄

同　吉川　源三

同　山崎　善勝

同　林　司馬男

同　池田　早苗

同　中橋　基明

同　篠原　勝

同　菅原　智

同　藤村　甚一

同　若松　繁好

同　指宿　通春

同　保科　謙吾

同　佐藤幸治郎

同　宇佐川武雄

同　三浦熊士郎

同　栗原　敏男

同　濱田　勇男

同　後藤　四郎

同　中山　省錄

同　河原　久彦

同　海上　貞

同　福田　林治

同　田邊　正樹

同　竹中　英雄

同　關口　丞

同　清水　政

同　川崎　亮誠

同　永井義右ェ門

同　村瀨　光雄

同　江口　茂美

同　平泉　悌輔

同　森山　清伍

同　水谷　實

同　福永　八甚

同　伊藤智次郎

同　吉田　耕一

同　清水　穆夫

同　後藤　壽文

同　高良　中

同　植田　稔

同　中村　數雄

同　門松　幸男

同　恒吉　幸雄

同　榛葉　敏夫

同　山田　歸一

同　赤司　克之

同　川端　正巳

同　大野　政雄

同　熊谷　光良

同　田澤　博

同　原田　計治

同　山本　學

同　三輪　光廣

同　伊藤　義行

同　片岡　俊郎

同　眞方　元

同　入田　慶一

同　梅北　國夫

同　松下　參世

同　横尾　純義

同　栗原　凱二

同　山田旗太郎

同　菅原　貞

（各通）

同　伊藤　新作

同　高沢　誠一

同　吉松　慶久

同　小林　三郎

同　赤星　正太

同　立川　恒喜

同　馬場　荒記

同　下村菊太郎

同　藤井德太郎

同　小元久米治

同　小阪榮次郎

同　早川喜五郎

同　中村　武雄

同　石堂　惠二

同　吉富　定雄

同　鹿毛彌三郎

同　中村　寅吉

同　穴田　辰治

同　廣川伊之助

同　矢部　福松

同　渡邊　義勇

同　田口　憲二

同　森田　一壽

同　河野　淳藏

同　福岡義三郎

同　松下　久彦

同　井上太三郎

同　加藤　勝道

同　竹野　縫

同　天羽　重吉

同　西村　退三

同　土田　米作

同　青柳　長六

同　川瀨　高繁

同　竹下三代二

同　水野　角市

同　水口　榮吉

同　寺川　重治

同　田口藏之助

同　松原　石人

同　田中　要

同　西田　繁藏

同　中村　光雄

同　壽賀金三郎

同　杉浦榮次郎

同　栗原　繹忠

同　横井喜代藏

同　川野　住雄

同　神戸　八郎

同　松葉　繁喜

同　大西　勝造

同　大石　長作

同　八束　熊次

同　荒木三治郎

同　山田　玉哉

陸軍騎兵中尉

同　鈴木　重雄

同　辻本　信一

同　岸和田英三

同　三浦　美德

同　牧野　威

同　芳野　三忠

同　稲波　弘次

同　近澤精一郎

同　山田　正雄

同　岩橋　學

同　江口　一男

同　鈴木不二夫

同　角　正實

同　才田勇太郎

同　大谷　虎熊

同　佐藤　仂

同　西村　利美

同　丸谷　兵次

同　丸山　進

同　佐藤　吉彦

同　川崎　計三

同　石川八十治

陸軍砲兵中尉　藤田　太郎

同　武雄　勝紀

同　富塚　誠

同　鳴川　勝

同　小田島義悌

同　持溝　誰二

同　藤野　毅一

同　外山喜一郎

同　西山　勝

同　花本不二三

同　植竹万太郎

同　神野　敏夫

同　小松　冬彦

同　島川　光雄

同　乘越　勇吉

同　押川　文夫

同　小原　二郎

同　久保宮　公

同　今　力衛

同　吉永　勇雄

同　山上　莊一

同　藤田　可記

第 23415 号

同　多田　重
同　岡原　榮一
同　河村　知一
同　勝又　文雄
同　姉川　定次
同　大津山勝二
同　菅野　彌藏
同　前田　一水
同　將積　利一
同　纐纈　三郎
同　高嶋　祐雄
同　加藤　仁男
同　寺岡　安市
同　木庭　一之
同　小石　利夫
同　村上敏一郎
同　淵上　惠
同　吉瀨　大助
同　河村鉄三郎
同　宇田　豊作
同　中川　末治
陸軍工兵中尉　村上　克巳
同　磯部　只輔
同　江上　侃
同　中原　正行
同　加藤　俊次
同　大野　克一
同　高橋　茂
同　長岡　壽
同　大嶋　詰男
同　柳瀨　隆
同　恒川　政市
同　齋藤　一雄
同　井村安太郎
同　青木　次郎
同　佐藤今朝次郎
同　駒居　吉三
同　福田　秋麿
同　石井　松壽
同　荻原　進
同　石澤　定一
同　久保見利助
同　別所　松雄
同　荻原　吉
陸軍航空兵中尉　杉浦　勝次
同　三倉　一正
同　井關　正夫
同　山田　信治
同　平　長一
同　內山　邦夫
同　廣田　一雄
同　二井　卓
同　谷村　昌胤
同　森本　重一
同　家次　芳藏
同　河村　宗彥
同　福田　武雄
同　伴　德治
同　樋口　辰藏
同　上原　藏助
同　林　正男
同　宗像　辰雄
前地仁左衛門
同　德田　義雄
同　神田改三郎
同　松野　茂
同　田中　常吉
同　笹倉　敏彥
同　樺山　正照
陸軍輜重兵中尉　勝田　太郎
同　島岡良太郎
同　上山　正敏
同　矢嶋　俊彥
同　下川　涉
同　安田　孝信
陸軍二等軍醫　平野　和夫

賜一等給

同　陸軍歩兵大尉　小澤　政行
同　平井　定
同　塘　益一
陸軍輜重兵大尉　潮古　第一

賜二等給（以上計二陸軍省）

東京帝國大學教授　三浦伊八郎
滿洲國ヘ出張ヲ命ス（以上計二文部省）
農林技師　野本宇兵衛
第三回四國四縣聯合畜產共進會審査官ヲ命ス
同　廣瀨利一郎
第三回四國四縣聯合畜產共進會審査官ヲ免ス（以上計二農林省）
鐵道局副參事　間坂磐四郎
文官分限令第十一條第一項第二號ニ依リ休職ヲ命ス（以上計二鐵道省）
臺灣總督府少年教護院教諭　杵淵　義房
成德學院長ヲ命ス（以上計二臺灣總督府）
臺灣總督府臺北醫學專門學校教授　早田　五助

賜四級俸下賜

臺灣產業技師　塩飽　茂
臺中州產業技師ニ補ス
臺灣衛生技師　杉江　四郎
臺北市衛生技師ニ補ス
臺灣總督府交通局技師　小山　三郎
東京鐵道局管內、朝鮮及滿洲國ヘ出張ヲ命ス（以上計二同）
公立中學校長　吉田　三郎
公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和九年四月十五日ヨリ年功加俸年額金百拾四圓下賜
公立高等女學校教諭　松川　正一
公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和九年六月二十九日ヨリ年功加俸年額金貳百四拾圓下賜
公立實業學校教諭　野田　昌德
公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和九年八月十二日ヨリ年功加俸年額金百九拾貳圓下賜
公立實業學校長　峰　喜市
公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和九年六月二十一日ヨリ年功加俸年額金九拾六圓下賜

叙

公立實業學校教諭　館山　清
公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和九年三月三十一日ヨリ年功加俸年額金百九拾貳圓下賜
師範學校教諭　世良　亮一
公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和九年五月二十日ヨリ年功加俸年額金九拾六圓下賜（以上計二鹿兒島縣）
公立實業學校長　道地志農夫
十級俸下賜（以上計二同）
公立高等女學校教諭　岩井　薫
八級俸下賜
公立中學校教諭　肱岡虎次郎
八級俸當分千四百下賜（以上計一同）
正誤
本月二十日本欄五〇一頁三段篠原五郎次ハ篠原伍郎次ノ報告誤
陸軍省副官

宮廷錄事

◉皇后宮行啓仰出　皇后陛下ハ本月二十九日午前九時御出門東京女子高等師範學校ヘ行啓アラセラルヘキ旨仰出サレタリ

彙報

○官廳事項

◉官吏改姓並族籍變更　長野縣平民農林事務官永井彰一ハ今般西村ト改姓シ其族籍ヲ東京府士族ニ變更セリ

◉轉任　沖繩縣公立小學校長渡嘉敷毅ハ本月十二日沖繩縣視學ニ轉任セリ

◉退職　臺中州彰化郡和美庄長（奏任待遇）西澤時藏ハ本年七月十日附任期滿了ニ依リ臺北州宜蘭郡宜蘭街長（同）小島仁三郎ハ去月三日附願ニ依リ孰モ退職セリ

◉官吏死去　臺灣總督府屬兼臺灣總督府地方理事官從七位森泉倉三ハ本月一日死去セリ

○學事

◉學位授與　千葉醫科大學ニ於テ栃木縣阿久津源吾、滋賀縣中川鉄治郎、三重縣森岡信太郎ニ醫學博士ノ學位ヲ孰モ授與セリ（文部省）

◉東京科學博物館開館日數等　東京科學博物館ニ於ケル昭和九年九月中ノ開館日數竝ニ入場人員左ノ如シ（文部省）

一、開館日數

累計	一八三	三〇
二、入場人員		特別觀覽
一般（大人	六、一四五	二、三九三
（小人	二、三四五	合計
		一、一六五、一
		累計 一、一七三、二

（備考）累計ハ昭和九年四月以降ノモノナリ又團體入場者ノ內譯ハ尋常小學校一一組六三八人、高等小學校四組一二七人、中等諸學校二三組一、六〇五人、其他ノ團體一組一三人ナリ

◉在外研究員出發　臺灣總督府在外研究員臺北醫學專門學校教授金關丈夫ハ去月二十日出發セリ（臺灣總督府）

○財政

◉外國貿易概表　大藏省ノ調査ニ依ル昭和九年九月中ノ外國貿易概表左ノ如シ（大藏省）

九月分	本年前年	本年前年	增減
輸出			
食料品			
甲　粗生品	千圓	千圓	千圓
米及籾	一、六八	五九	一、七〇八
豆類	七五一	七、七一六	四、九九〇
水產物	一、七〇五	四二七	一、八二二
其他	七八九	一、二四五	三、七九三
計	三、四一三	四四八	六、四四二
乙　製造品		二、一七九	一、四四四
小麥粉	二、五四二	三、〇五八	一、三四二
茶	二、七二〇	一、七、〇一一	△
精糖	一、四九二	一、七六三	九、一四八
麥酒	一、七三一	六、八七〇	七八七
寒天	一、三四四	一、〇〇六	一、四三一
繊維品食料品	一四八七	四、七七六	△
其他	二一六	二、六四九	一、八一九
計	四〇九	一、七六	六四
類計	一七六	三、七、二八四	七、七九二
原料品	九、七三八	八、五四六	七五四
除虫菊	一、〇〇一	七、七九二	一、〇〇〇
厨絲眞綿及玉絲等	一、三五七	一、六、九九三	一、三四四
石炭	一、四八七	八、八九〇	一、〇〇六
木材	二一六	四、七七六	一、八一九
其他	一、九六二	二、七一三	△
類計	二〇、四〇六	三、七、二八四	一、九六一
		七、七九二	七五四
		八、五四六	七五四
		八、九、九五五	八、九六〇
		一、八五三六	一二、四四〇
		一、六、九七三	一、〇四七
		一、〇〇四	六四六
		一、〇〇六	八、八八
		一、七七三	一、七一一
		一、八一九	一、九六一
		六四	一、〇四七
		七五四	六四六
		七、七九二	八、八八
		七五四	一、七一一
		八、九六〇	一、九六一
		八、九、九一五	△
		一一六、九七三	八、九六〇
		一、〇四七	三、四六七
		六四六	一、〇四七
		八、八八	六四六
		一、七一一	八、八八
		一、九六一	一、七一一
		七五四	一、九六一
		七、七九二	七五四
		七五四	七五四
		八、九六〇	八、九六〇
		一一六、九七三	一一六、九七三
		一、〇四七	一、〇四七
		六四六	六四六
		八八八	八八八
		一、七一一	一、七一一
		一、九六一	一、九六一
		七五四	七五四
		七、七九二	七、七九二

其他ノ雜品	一、八六八	二、三二四	二〇、九三九	二三、八一七	△ 一、八七八
通計	一六八、七六六	一七九、六四四	一、五四一、五八七	一、三三〇、〇三五	△ 二一、一五三、三三一
再輸出品	二、三三七	一、九六六三	二二、〇七二	二三、九〇五	△ 一、八三三
全計	一七一、一〇三	一八一、六〇七	一、五六三、六五九	一、三五三、九六〇	△ 二〇九、六九九
輸入					
食料品					
甲 粗生品					
米及籾	一	八四九	三三四	八、七三八	△ 八、四〇四
小麥	二、二〇五	三、〇五六	二八、〇五六	三五、八七七	△ 七、八二一
豆類	一、六七七	一、四二三	三六、四七五	三七、二九九	△ 八二四
鳥卵	一	一	一	四	△
其他	七、七七一	五、一八四	二六、三二二	二〇、五六九	△ 五、七五三
計	二、一六五	一〇、五二二	九一、一八八	一〇二、四九七	△ 三
乙 製造品					
砂糖	一、一三五	二、二三一	六、七九九	九、六九五	△ 二、九〇六
牛肉(生)	五二八	三六一	四、九一六	三五、七四	△ 一、三四二
其他	四、七五五	二、一一五	二一、一五〇	一、七九八	△ 三、三五二
計	六、四一八	六、〇五三	三二、八五五	一、三〇六七	△ 一、七八八
類計	一八、〇七一	一六、五六五	一二四、〇四三	一三、五五四	△ 九、五六一
原料品					
採油用原料	九二四	一、五四九	一六、九九二	一六、二九七	△ 一、八九七
生ゴム	七、二二三	二、九五五	四〇、一二〇	二、五一二	△ 二一、二二三
粗製硝酸曹達	一五五	六五	三、七二五	三、七二七	△ 七、二七二
硫酸アンモニウム(粗製)	六四	九二七	一八、八八七	六、五一〇	△ 七、八七〇
燐礦石	一、二一七	一、二四五	一一、五八七	一〇、九一七	△ 七、八七〇
油糟	二九八	五三六	三五、八八三	三四、〇二四	△ 一、四二七
實綿及繰綿	四七、七四二	八六二	四六〇、七三三	八九、五四五	△ 一、四二七
其他ノ植物纖維	二、五〇二	二、一四三	一八、二二七	九五、〇〇六	△ 二、九二六
羊毛	一、五八三	一、四二七	一四三、七〇九	二四、九三九	△ 一、九五二
石炭	三、七九二	二、九七四	三三、〇六〇	一六、五六一	△ 一、七八二
鑛	二、〇二九	一、七三七	一、九九五八	二五、九五五	△ 一、七四〇
木材	二、七四三	三、八八一	六、四〇八	四、二三八	△ 一、四一一
麩	五七八	四二三	一八、二二四	一、二四一	△ 一、四一一
其他	一五、〇七二	一三、九九五	一三四、二八三	一八、四六六	△ 一、九四一
類計	八五、九二二	七六、二二〇	一、〇五二、五四八	八五七、九六八	△ 九、〇六〇
原料用製品					
皮類	一、三四二	一、二〇七	二、七四一	二、三二四	△ 二、一一二
革類	四三四	三三九	三、四五一	二、四六八	△ 六八七
牛脂	一四八	一〇九	三、二二五	五、七六四	△ 一、四二七
苛性曹達(粗製)及天然曹達	二六九	三八九	四〇五	一、三〇五	△ 一、四二七
合成染料	八一三	四〇五	一、三〇五	六、六七四	△ 一、四二七
毛織絲	二三二	三九三	一、三〇五	一、三〇五	△ 一、三三四

製紙用パルプ	三、八五五	一、八九三	三〇、一三五	二〇、一三六	△ 九、九九九
銑鐵	二、二四六	一、二四六	一九、〇〇二	一九、七八六	△ 七八六
レール及フィシュプレート	四九	三三	三一二	一九四	△ 一一八
其他ノ鐵	一〇、四四二	九七、二五〇	八八、一九一	九、〇五四	△ 四、六五九
アルミニウム	五六八	四〇八	八、五〇四	八、八五五	△ 八、八一〇
鉛(塊及錠)	一、七五五	一、〇三九	一二、八三一	九、七二一	△ 三、一一〇
錫(塊及錠)	一、一七八	九〇二	一一、〇〇九	六、五四九	△ 四、四六〇
亞鉛(塊及錠)	五五四	三九一	四、六八八	六、〇〇四	△ 一、三〇六
其他	六、二五一	五、一九二	七五、五〇四	七、一五三	△ 四、三五一
類計	三〇、〇三〇	六、二二四	二三、八二四	二五、六一七	△ 二九、六一七
全製品					
環油(原油及重油ヲ除ク)(比重〇、七三〇以下)	八	八	三〇七	四八四	△ 二六三
同(比重〇、八七六二以下)	二、二五三	二、四二三	二四、六四〇	二、五二二	△ 四八四
綿織物	八三	八四	七六八	二、七五七	△ 一、九八九
毛織物	九七六	一、四三四	四八四八	六、七四九	△ 一、九〇一
印刷料紙	四八四	四三六	三、七六二	二、七七二	△ 九九〇
自動車及同部分品	一、一六九	一、一六九	二三、九九七	九、八二一	△ 一四、一七六
發電機類及變壓機	一一六	七五	九五三	一四八九	△ 五六三
其他ノ機械類及同部分品	七、四八四	四、六七三	七一、二二七	五一、六四四	△ 九、五七八
其他	二〇、一二九	六、六六六	六一、七一六	五五、四三〇	△ 三、三一八
類計	六九九	一、六七八	一五二、二一八	一六、七七九	△ 二六、七七九
其他ノ雜品					
通計	六九九	六七三	七、三三六	六、一四二	△ 一、九四二
再輸入品	一四四、〇四〇	一、三六〇	一四二、〇二三一	一四二、〇二三一	△ 二四三、六五九
全計	九、〇〇八	一、四七七	六、五一〇	一〇、九一七	△ 五、四五五
輸出入合計	一五五、九八六	一三五、四一〇	一、六六七、〇六七	一、四二三、八七六	二四三、一九一
輸出超過	三二七、〇一九	三一七、〇一七	三、二三〇、七二六	二、七七七、八三六	四五三、八九〇
輸入超過	一五、一一七	四六、一九七	一〇三、四〇八	六九、九一六	△ 三三、四九二
金銀輸出入					
金銀輸出					
金貨及金地金	一	九、七四〇	一	二〇、九二五	△ 二〇、九二四
銀貨及銀地金	一、三三〇	九九二	七、二九四	五、三二一	△ 一、九七二
通計	一、三三〇	一〇、七三二	七、二九五	二六、二二六	△ 一八、九五一
金銀輸入					
金貨及金地金	一	一	一	一	△ 一
銀貨及銀地金	一	一	三三一	一二五	△ 二〇
通計	一	一	三三一	一二五	△ 二〇六
輸出超過	一、三三〇	一〇、七三一	六、九六四	二六、一二一	△ 一九、一五七
輸入超過	一	一	一	一	一
朝鮮臺灣及南洋ヲ含ム外國貿易額					
輸出	一八〇、〇〇四	一八八、九〇六	一、四〇一、〇三三	二二四、八七一	二三、八七八
輸入	一六二、四八〇	一、七二二、九〇四	一、四九八、七一八	二三、七七八	上 一〇、三

通計	一、八四二、四八四	三、三一、六一〇	三、三七八、四〇〇	二、八九九、七五一	四七八、六四九
輸出超過	一七、五二四	四六、一〇二	一二六、五八〇	九七、六八五	△ 二八、九〇七
輸入超過	一、四四三	一〇、七三三	七、四〇四	二六、〇九〇	△ 一八、九五六
金銀輸出	一四	一	一二六、五四〇	九七、六八五	△ 二八、九〇七
金銀輸入	一、三二六	一〇、七三二	六、八七〇	二六、〇九〇	△ 一九、三二九
輸出超過	一	一	一	一	△ 二八、九〇七
輸入超過					△ 二八、九〇七

○ 產業

◎助成金交付　山口縣ニ對シ時局匡救耕地關係農業土木事業助成要項ニ依リ昭和九年度ニ於テ金六萬四千二十三圓ヲ交付スル旨本月十九日指令セリ(農林省)

◎奬勵金交付　蠶絲業改良奬勵費交付規則ニ依リ昭和九年度ニ於テ原蠶種製造配付費補助トシテ左ノ通交付スル旨本月十九日指令セリ(農林省)

府縣	金額	府縣	金額
青森	三三八 四	岩手	四八四 四
宮城	三九〇	秋田	四〇二
山形	四二三	福島	四七九
茨城	五三六	栃木	四八七
群馬	七三六	埼玉	七〇五

◎鑛業事項　鑛業法ニ依リ處分シタルモノ左ノ如シ(商工省)

試掘願許可

登錄番號	鑛區所在地	鑛種	面積	鑛業權者住所氏名	許可及登錄ノ年月日
福岡五、六九四	朝倉郡杷木村、松末村	石炭	二〇三、五〇〇 坪	福岡縣嘉穗郡幸袋町 伊藤合名會社	九年九、二五
大分二、九一一	大野郡白山村、合川村	滿俺	一五四、七二〇	大分縣北海部郡臼杵町 中野 外 友彦 一人	九、二五
同 二、九一二	南海部郡東上浦村	金銀、銅、滿俺	九九、〇〇〇	同縣南海部郡西上浦村 岩見 金吾	九、二五
熊本二、七六二	菅北郡久木野村	金銀、銅、硫化鐵	五一四、八〇〇	福岡縣山門郡城内村 石田 虎次郎	九、二五
山口三、九七八	厚狹郡厚南村、高千帆村	石炭	五二三、〇〇〇	大分縣下毛郡和田村 田畑 源十郎	九、二六
熊本二、七六三	天草郡一町田村	同	四〇五、四〇〇	熊本縣天草郡一町田村 仙之助	九、二七
一鹿兒島二、九七	川邊郡枕崎町、勝目村	金銀	六四一、〇〇〇	同縣薩北郡水俣町 深水 外 頼治 一人	九、二八
大分二、九一三	玖珠郡南山田村、野上村	同	一五七、六〇〇	同縣球磨郡人吉町 宮原 兵齋	九、二八
同 二、九一四	大野郡合川村、白山村	金銀、銅、錫	七九七、〇六〇	東京市在原區戸越町 小宮 新八	九、二八

千葉	四五一	東京	四九七	佐賀二、六八四	東松浦郡鎮西村
神奈川	四五七	新潟	五七四	同 二、六八五	西松浦郡 西山 代村、東山代村
富山	三八六	石川	三七〇	福岡五、六九五	嘉穗郡大分村
福井	四二九	山梨	六〇七	同 五、六九六	山門郡瀦高町、東山村、山川村
長野	一、一一七	岐阜	五六四	同 五、六九七	槽屋郡多々良村、大川村
靜岡	一、〇〇四	愛知	七二一	山口三、九七九	豐浦郡神田村並ニ海面
三重	六七八	滋賀	四一五	同 三、九八〇	美禰郡於福村
京都	三六一	兵庫	三三七	大分二、九一五	北海部郡丹生村、川添村
奈良	三八三	和歌山	三八四	鹿兒島二、九七二	
鳥取	三九〇	島根	四一二	宮崎一、九二〇	東臼杵郡東郷村、西臼杵郡西郷村
岡山	三八九	廣島	四一四	同 一、九二一	東臼杵郡北方村、西臼杵郡七折村
山口	五五四	德島	四七八	佐賀二、六八六	藤津郡大浦村地先海面(長崎縣南高來郡土黑村地先海面)
香川	三四一	愛媛	三七五	同 二、六八七	藤津郡大浦村地先海面
高知	三四二	福岡	五七四	同 二、六八八	同
佐賀	一一四	長崎	四一二	同 二、六八九	同
熊本	六六六	大分	四四一	同 二、六九〇	同
宮崎	五九六	鹿兒島	五〇九	同 二、六九一	同
				同 二、六九二	同
				同 二、六九三	同
				同 二、六九四	同
				同 二、六九五	同
				同 二、六九六	同
				同 二、六九七	同
				同 二、六九八	同
				同 二、六九九	同
				同 二、七〇〇	同
				同 二、七〇一	同
				同 二、七〇二	同
				同 二、七〇三	同
				同 二、七〇四	同
				同 二、七〇五	同
				同 二、七〇六	同

石炭	四七八、〇〇〇	福岡市蓮巴町	松本 哲夫	九四九	福岡縣若松市修多羅
同	四七八、〇〇〇	福岡縣嘉穗郡	松川	九四九	久留米市京町五丁目
格魯謨鐵	二二五、四〇〇	碓子	英譽 一人	一〇、四	福岡縣鞍手郡古月村
石炭	七七八、〇〇〇	福岡縣鞍手郡	桑竹	一〇、二	宇部市沖宇部
同	一六一、〇〇〇	宇部市沖宇部	臥永	一〇、二	福岡縣嘉穗郡桂川村
同	九〇一、六〇〇	福岡縣嘉穗郡桂川村	吉田	一〇、二	宇部市東區琴芝
同	四四四、〇〇〇	宇部市東區琴芝	麝村	一〇、二	神戸市灘區宮山町二丁目
同	八三三、〇〇〇	神戸市灘區宮山町二丁目	安部 外 佳成 一人	一〇、二	東京市京橋區寶町一丁目
金銀	一一七、〇〇〇	東京市京橋區寶町一丁目	昭和鑛業株式會社	一〇、二	宮崎縣東臼杵郡東郷村
安資母尼	一七一、四〇〇	宮崎縣東臼杵郡東郷村	矢野	一〇、二	東京市麹町區丸ノ内二丁目
金銀、銅	五九一、六〇〇	東京市麹町區丸ノ内二丁目	三菱鑛業株式會社	一〇、二	同市日本橋區室町二丁目
石炭	九九八、八〇〇	同市日本橋區室町二丁目	三井鑛山株式會社	一〇、三	上
同	九九八、二〇〇	三井鑛山株式會社	上	一〇、三	上
同	九九八、〇〇〇	同	上	一〇、三	上
同	九九八、二〇〇	同	上	一〇、三	上
同	九九八、〇〇〇	同	上	一〇、三	上
同	九九五、二〇〇	同	上	一〇、三	上
同	九九六、〇〇〇	同	上	一〇、三	上
同	九九七、五

地名	氏名	職業	住所
同	二七〇七	同	同
同	二七〇八	同	同
長崎	三四五一	同	同
同	三四五二	同	同
福岡	五六九九	同	佐賀郡鍋島町
宮崎	一九二三	同	東京市麻布區霞町
大分	二九六一	同	小倉市新大門
同	二九七一	同	同
同	二九八一	同	同
同	二九九一	同	同
同	二九一〇	同	同市麻布區霞町一丁目
同	二九一一	同	同
長崎	三四五三	同	大阪市東區北濱一丁目
山口	二九六一	同	東京市麻布區霞町一丁目
同	二九六二	同	同
同	二九六三	同	山口市湯田石國弘
同	二九六四	同	宇部市沿宮部山田
三潴郡	二九七一	同	鹿兒島郡日置郡田布施村字部

○運送

◎定期航路発着予定表

船名	発港	着港	発日	着日
指定なし				

○郵便

◎代用消毒藥品検定

藥品名	製造者	検定年月日	番號
指定なし			

◎開業及廢業病舍

病舍名	本籍	開業年月日	廢業年月日
指定なし			

在外公館報告

◎天津市況 本年二月二十日叢美津

◎駐在總領事代理田中書記官ノ公務報告ノ如シ(外務省)

本月二十日叢美津

◎駐在總領事代理田中書記官ノ公務報告ノ如シ(外務省)

同	八日(木)	裘	殖	三	午前九時ヨリ正午マテ
同	九日(金)	畜	產	三	午後一時ヨリ正午マテ
同	十日(土)	體	業	三	午前九時ヨリ正午マテ
同	十一日(日)	農藝化學	筆記試驗	二	午後一時ヨリ
同	十二日(月)	耕種	筆記試驗	三	午前九時ヨリ同十一時マテ
同	十三日(火)	園	筆記	三	午後一時ヨリ正午マテ
同		耕	筆記	三	午前九時ヨリ同十一時マテ
		種	筆記	三	午後一時ヨリ正午マテ
同		園	筆記	一	午前九時ヨリ同十一時マテ
		畜	實驗	三	午後一時ヨリ
同		產	實驗	一	午前九時ヨリ同十一時マテ
		學	筆記	二	午後一時ヨリ正午マテ
同	十四日(水)	機械製圖	筆記	一	午前九時ヨリ同十一時マテ
		機械製圖	筆記	三	午後一時ヨリ正午マテ
同		機械製圖	筆記	六	午前九時ヨリ同四時マテ
		機械製圖	筆記	二	午後一時ヨリ正午マテ
同	十五日(木)	機械實習	筆記	三	午前九時ヨリ正午マテ
		機械實習	筆記	三	午後一時ヨリ正午マテ
		機械實習	筆記	三	午前九時ヨリ正午マテ
		機械實習	筆記	三	午後一時ヨリ同三時マテ
同	十六日(金)	機械工學	筆記	三	午前九時ヨリ正午マテ
		電氣工學	筆記	三	午後一時ヨリ正午マテ
同	十七日(土)	建築製圖	筆記	一	午前九時ヨリ正午マテ
		建築製圖	筆記	三	午後一時ヨリ正午マテ
同		應用化學	筆記	一	午前九時ヨリ正午マテ
		應用化學	實驗	三	午後一時ヨリ正午マテ
同	十九日(月)	建築	筆記	五	午前九時ヨリ正午マテ
		建築	筆記	三	午後一時ヨリ同三時マテ
同	二十日(火)	建築	筆記	三	午前九時ヨリ正午マテ
		建築	筆記	三	午後一時ヨリ正午マテ
同	二十一日(水)	商事要項	筆記	一	午前九時ヨリ
同	二十二日(木)	簿記	筆記	一	午前九時ヨリ
		珠算	實驗	一	午前九時ヨリ
		珠算	筆記	一	午後一時ヨリ
同	二十四日(土)	商業英語	筆記	一	午前九時ヨリ
		商業英語	口述	一	午後一時ヨリ
		算術	筆記	一	午前九時ヨリ
		算術	口述	一	午後一時ヨリ

東京帝國大學農學部	東京帝國大學農學部	東京帝國大學農學部
東京帝國大學農學部	東京帝國大學農學部	東京帝國大學農學部
東京帝國大學農學部	東京帝國大學農學部	東京帝國大學農學部
東京高等工藝學校	東京高等工藝學校	東京工業大學
東京工業大學	東京工業大學	東京工業大學
東京工業大學	東京工業大學	東京工業大學
東京工業大學	東京工業大學	東京工業大學
東京工業大學	東京工業大學	東京工業大學
東京工業大學	東京工業大學	東京工業大學
東京商科大學	東京商科大學	東京商科大學

(イ)受檢者ハ試驗ヲ受クヘキ學科目試驗當日ノ三日以前ヨリ前日マテニ休日ヲ除キ午前十時ヨリ正午マテノ間ニ文部省內教員檢定委員會第三部事務所ニ出頭シテ受檢票ヲ受取リ且ツ試驗ニ關スル注意等ヲ承合(シ)前項受檢票ハ試驗ノ際必ス携帶スヘキモノニシテ若シ携帶セサルトキハ如何ナル事由アルモ試驗場ニ入ルコトヲ許サス

(ロ)試驗ノ際受檢者ノ携帶スヘキ用品左ノ如シ各科目ヲ通シテ「ペン」、「インキ」又ハ萬年筆(鉛筆等ノ筆記用具及綴用品ヲ携帶スヘシ)

右ノ外尙ホ科目ノ種類ニ依リ携帶スヘキ用品左ノ如シ

一機械　製圖器具三角定規尺度計算尺(鉛筆(ピン、消(ゴム、大丁定規(製圖板ハ携帶ニ及ハス)

一電氣　消(ゴム、三角定規

一建築　製圖器具三角定規(二種)、製圖鉛筆(ピン、消(ゴム、大丁定規(製圖板ハ携帶ニ及ハス)

筆、繪具、筆、筆洗、尺度(メートル尺)、計算尺(ピン、消(ゴム(大丁定規(製圖板ハ携帶ニ及ハス)

但シ二十日ノ筆記試驗ニハ計算尺及尺度ヲ携帶スヘシ

鉛筆(硬軟數本)、消(ゴム、製圖器具、曲尺、水繪具、泥繪具及之ニ要スル諸品、繪具皿、筆洗、硯、墨、筆(水彩筆面相筆彩色筆、畫筆等)

算盤、萬年筆

一珠算

昭和九年十月

教員檢定委員會長　三邊　長治

◉證票亡失

左記證票亡失ニ付自今無效トス

一私設電信電話檢査更員之證　第四〇號　遞信局書記　森　俊男

昭和九年十月

◉指定運送取扱人選定

指定運送取扱人左ノ通選定セリ

昭和九年十月二十四日　鐵道省

驛名　商號及氏名

高知線　士佐穴內　野村運送店支店野村茂久馬

大田口　同　大田口　永同

◉買入資金貸付土地

民有未墾地開發資金貸付規程ニ依リ自作農希望者ニ賣買斡旋シ其買入資金ヲ貸付スヘキ土地後右希望者ハ圖面並ニ諸手續ヲ當廳所轄支廳若クハ町村役場ニ就キ承合シ來ル十一月二十日マテニ土地所在ノ町村役場ニ申出ツヘシ但シ申込受理期間中ト雖モ希望者收容戶數ヲ超過シタルトキハ締切ルコトアル(シ

昭和九年十月　北海道廳

◉町村廢置

天草郡本渡町及同郡本戶村ヲ廢シ其區域ヲ以テ本渡町ヲ設置シ昭和十年四月一日ヨリ施行ス

昭和九年十月　熊本縣

◉所屬未定地編入

左記所屬未定地ヲ天草郡維和村字白須ノ區域ニ編入シ本月二十日ヨリ施行セリ

昭和九年十月　熊本縣

天草郡維和村字白須二〇〇三番地先二〇〇五

海面埋立面積　百八十坪

◉購買入札

アルミニウム地金一號改造　數量五千瓩

履行期限　本年十一月三十日

改造原料繼續　十月月三十日午前九時

入札並開札　十一月五日午前十一時

入札場所　當部計算課

公示書類　入札者心得書、契約書案等同課ニ

在リ

入札保證金　入札價格ノ百分ノ五以上(圓未滿切上ク)

一入札保證金　契約保證金　契約價格ノ百分ノ十以上(同上)

一入札者資格　大正十一年大藏省令第三十三號ノ資格證明アル者

昭和九年十月二十四日　廣海軍工廠會計部

◉賣拂入札

第一號　ダット自動貨車七輛外

第二號　履行期限　本年十一月三十日

第三號　ウーズレー自動貨車六輛外

第四號　ビック乘用自動車三輛外

第五號　SSD側車附自動二輪車一五輛外

第六號　ピアサロー自動貨車二輛外

第七號　三千式乘馬具外

一入札心得書、契約書案等閱覽場所　當廠

二入札品下見開始時及場所　本月三十一日午前九時三十分當廠

三入札日時及場所　十一月二日午前十時　當廠

四入札保證金額　即時開札但シ郵便、電信入札妨ナシ　各入見積價格ノ百分ノ五以上

昭和九年十月二十四日　東京陸軍兵器支廠

◉商業登記

◉株式會社支店所在地名變更

一商號　國際運輸株式會社錦州支店

一本店　大連市山縣通二百二十一番地

昭和九年九月十三日　住所變更ニ依リ齊々哈爾支店ヲ左記ノ地ニ變更ス

黑龍江省齊々哈爾新馬路七號地

昭和九年十月八日登記　在錦州日本帝國領事館

◉商號株式會社案灣銀行(變更)

一變更事項

一理事荒木正次郎任期滿了ノ處昭和九年九月二日左ノ者理事ニ任命セラル

荒木正次郎　東京市麴町區丸ノ內一丁目二番地ノ一

山本健治　同所同番地

右昭和九年九月二十日登記　在福州日本帝國總領事館

●忍醫專業株式會社變更

一監査役大森莊治長田鑑五郎　天野題策ハ昭和九年八月三十一日重任ス

右昭和九年九月十四日登記　谷村區裁判所

●中野貯蓄株式會社變更

一取締役小林富作小松武重　佐藤木勇次監査役佐藤清治郎ハ昭和九年九月十日重任シ同日左記ノ者取締役及監査役ニ就任ス

一取締役ノ氏名住所　小林三美　長野縣下高井郡中野町三百九十八番地

一監査役ノ氏名住所　町田長左衛門　長野縣下高井郡中野町大字中野八百二十八番地

昭和九年九月十五日登記　飯山區裁判所中野出張所

●株式會社和泉屋旅館變更

一取締役倉澤運平ハ昭和九年九月五日死亡ス

●株式會社別所旅館變更

一取締役倉澤運平ハ昭和九年九月五日死亡ス

昭和九年九月十四日登記　上田區裁判所中鹽田出張所

●小海自動車株式會社解散

一株主總會ノ決議ニ因リ昭和九年九月三日解散ス

●小海自動車株式會社清算人選任

一昭和九年九月三日左ノ者清算人ニ就任ス

柳澤和人　長野縣南佐久郡南牧村大字海ノ口

昭和九年九月十三日登記　岩村田區裁判所北牧出張所

●株式會社設立

一商號　株式會社佐久木材商會

一本店　長野縣南佐久郡川上村大字秋山四番地

一目的　木材賣買造材及製材工場ノ經營其他之ニ關連スル一切ノ業務

一設立ノ年月日　昭和九年九月七日

一資本ノ總額　金三十万圓

一資本ノ金額　金五十圓

一各株ニ付拂込ミタル株金額　金二十二圓五十錢

一公告ヲ爲ス方法　本店ノ店頭ニ掲示

一取締役ノ氏名住所

鎭田　浦吉　小樽市富岡町一丁目三十九番地

福島庄太郎　清水市駒越三百四十三番地

大藏　榮二　清水市入江割堀田九百二十五番地

坂口茂次郎　小樽市松ケ枝町一番地

一監査役ノ氏名住所

西村甚助　小樽市有幌町五十二番地

伊藤朝司　清水市上清水三百八十番地

一存立ノ時期　會社設立ノ日ヨリ滿二十箇年

昭和九年九月十二日登記　岩村田區裁判所南牧出張所

●合資會社橋屋商店變更

昭和九年八月二十五日存立時期ヲ左ノ通リ變更ス

昭和九年八月二十九日ヨリ向フ滿三十箇年

昭和九年八月二十五日登記　松本區裁判所本城出張所

●合資會社設立

一商號　合資會社丸日濱商店

一本店　長野縣諏訪郡湊村三千六百十二番地

一目的　米穀薪炭ノ賣買並ニ物品販賣及之ニ附帶スル一切ノ業務

一設立年月日　昭和九年九月十日

一代表社員　濱興作

一社員ノ氏名住所出資及責任

金千六百圓　有限　長野縣諏訪郡湊村三千六百十二番地　濱興作

金千圓　有限　濱ゐげ　同所

金二百圓　有限　濱留十　同縣同郡同村五千九百三十三番地ホ號三

金二百圓　有限　花岡德一　同縣同郡同村三千八百八十五番地ロ號

一存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年

●金原合名會社變更

一昭和九年九月五日　社員金原信郎ハ更ニ金一千圓ヲ出資シ出資額ヲ金千五百圓ニ社員金原安雄ハ更ニ金一千圓ヲ出資シ出資額ヲ金千五百圓ト變更ス

昭和九年九月十三日登記　上諏訪區裁判所平野出張所

●合資會社いたや商店更正及解散並ニ清算人選任

一無限責任社員栗林伴藏ノ住所ヲ長野縣上伊那郡伊那富村大字辰野二千百三十九番地ト更正ス

一總社員ノ同意ニ因リ昭和九年九月一日解散ス

一清算人ノ氏名住所　栗林伴藏　長野縣上伊那郡伊那富村大字辰野二千百三十九番地

昭和九年九月十四日登記　伊那區裁判所伊那富出張所

●株式會社中野組變更

一監査役中野四郎太上原　威三ハ昭和九年九月八日重任ス

一增員ニ因リ昭和九年九月八日左者取締役ニ就任ス

松原秀三　新潟市學校町通三番町　五千二百三十二番地

昭和九年九月十二日登記　新潟區裁判所

●丸岩越後岩澤運送合資會社清算結了

清算結了ノ年月日　昭和九年九月十日

右昭和九年九月十五日登記　六日町區裁判所十日町出張所

●株式會社日本勸業銀行做

一第五十一回第三巳號第三午號　第七午號第九子號第九午號昭四災復い號　鑛鑑ろ號昭四災復ろ號株式會社山梨農工銀行　第二十回株式會社防長農工銀行第三回同第五回　同第二十七回株式會社和歌山縣農工銀行第七回株式會社奈良縣農工銀行第十八回同第四十五回同第四十九回同第五十二回同第五十三回株式會社埼玉農工銀行第三回同第五十四回同第五十六回株式會社岩手縣農工銀行第九回同第四十二回同第四十八回同第四十九回株式會社群馬縣農工銀行第十五回同第三十二回株式會社長野農工銀行第六十八回同第七十一回同第七十四回ノ各社債ノ總額ヲ昭和六年六月三十日其ノ本額ヲ償還シ左記社債ニ付キ一部償還及失效ニ因リ同日其ノ社債總額ヲ各左ノ通リ變更ス

		社債總額
第五回	同	金二十七万九千六百圓
第六回	同	金二十二万一千九百二十圓
第八回	同	金二十七万二千一百四十圓
第九回	同	金十九万九千五百六十圓
第十回	同	金十九万九千四百二十圓
第十一回	同	金二十一万五千七百四十圓
第十二回	同	金二十一万二千七百二十圓
第十三回	同	金二十一万二千二百二十圓
第十四回	同	金二十一万二千二百二十圓
第十六回	同	金二十一万二千二百二十圓
第十七回	同	金二十一万二千二百二十圓
第十八回	同	金二十一万二千二百二十圓
第十九回	同	金二十一万二千二百二十圓
第二十回	同	金二十一万二千二百二十圓
第二十一回	同	金二十一万二千二百二十圓
第二十二回	同	金二十一万二千二百二十圓
第二十三回	同	金二十一万二千二百二十圓
第二十四回	同	金二十一万二千二百二十圓
第二十五回	同	金二十一万二千二百二十圓
第二十六回	同	金二十一万二千二百二十圓
第二十七回	同	金二十一万二千二百二十圓
第二十八回	同	金二十一万二千二百二十圓
第二十九回	同	金二十一万二千二百二十圓
第三十回	同	金二十一万二千二百二十圓
第三十一回	同	金二十一万二千二百二十圓
第三十二回	同	金二十一万二千二百二十圓
第三十五回	同	金二十一万二千二百二十圓
第三十七回	同	金二十一万二千二百二十圓
第三十八回	同	金二十一万二千二百二十圓
第三十九回	同	金二十一万二千二百二十圓
第四十一回	同	金二十一万二千二百二十圓
第四十二回	同	金二十一万五千五百圓
第四十三回	同	金二十一万五千六百八十圓
第四十四回	同	金二十一万七千六百二十圓
第四十七回	同	金二十一万二千二百二十圓
第四十八回	同	金二十一万二千二百二十圓
第四十九回	同	金二百九十五万一百圓
第五十回	同	金二百七十七万八千四百圓
第五十二回	同	金二百四十四万五百八十圓
第五十四回	同	金二百二十五万九千八十圓
第五十五回	同	金二百三十四万八百圓
第五十八回	同	金二百三十一万二千八十圓
第五十九回	同	金二百三十一万二千八百八十圓
第六十回	同	金二百三十二万二百四十圓
第六十四回	同	金二百三十二万二百四十圓
第六十五回	同	金四百十七万二千九百八十圓
第六十六回	同	金四百二十五万一千七百四十圓
第六十七回	同	金六百九十二万七千三百八十圓
第六十八回	同	金六百八十一万六千七百二十圓
第六十九回	同	金六百五十八万九千八百二十圓
第七十一回	同	金八百六十万三千十圓
第七十二回	同	金五百二十万七千七百五十圓
第七十三回	同	金八百四十五万七百四十圓
第七十四回	同	金七百七十九万五千七百八十圓
第七十五回	同	金一千四十三万三千八百六十圓

特手 23345 号

第七十一回　同　金八百四十七万七千五十圓
第七十二回　同　金七百九十一万九千圓
第七十八回　同　金五百七十三万一千六百三十圓
第八十回　同　金七百三十九万八千八百三十圓
第八十二回　同　金五百二十九万五千四百八十圓
第八十三回　同　金八百七十九万六千五百七十圓
第八十六回　同　金六百八十万七千三百四十圓
第八十七回　同　金五百五十七万八千八百八十圓
第八十九回　同　金四百八十七万六百七十圓
割引第一回　同　金六百九万七千三百六十圓
第九十二回　同　金四百十五万六千八百三十圓
第九十四回　同　金三百八万七千一百八十圓
割引第二回　同　金九百六十三万七千一百二十圓
同第三回　同　金九百七十一万五千八百圓
同第四回　同　金九百八十万九千八百六十圓
同第五回　同　金九百八十七万九千一百六十圓
同第六回　同　金九百九十五万三千四百圓
同第七回　同　金八百四十万三千四百圓
第三十四回　同　金五百十五万三百圓
第三十六回　同　金二千一万五千八百圓
第三十未號　同　金六千三百五十圓
第八十四回　同　金三千一百五十圓
第八十八回　同　金一千四百五十圓
第九十十五回　同　金一万圓
第九十九回　同　金一千六百圓
第一回　同　金七千三百五十圓
第三回　同　金七千五百十圓
第四回　同　金一千九百一十圓
第六回　同　金四百五万五百圓
第七回　同　金一千二百圓
第十二回　同　金六万圓
第二卯號　同　金三百十三万五千八百圓
亥號　同　金四十二万四千圓
第百十三回　同　金三百十四万五千圓
第二千號　同　金七十七万五千圓
第四五號　同　金一百三十六万圓

第四十万七千五十圓
第四卯號　同　金七百九十一万九千圓
第四辰號　同　金五百七十三万一千六百三十圓
第四巳號　同　金七百三十九万八千八百三十圓
第四午號　同　金五百二十九万五千四百八十圓
第四未號　同　金八百七十九万六千五百七十圓
第四申號　同　金四百八十七万六百七十圓
第四酉號　同　金五百五十七万八千八百八十圓
第四戌號　同　金四百八十七万九千一百七十圓
第四亥號　同　金八百七十万七千三百四十圓
第五子號　同　金五百五十七万八千八百八十圓
第五丑號　同　金四百八十七万六百七十圓
第五寅號　同　金八百七十万七千五百七十圓
第五卯號　同　金六百八十万七千三百四十圓
第五辰號　同　金五百五十七万八千八百八十圓
第五巳號　同　金四百八十七万六百七十圓
第五午號　同　金三百八万七千一百八十圓
第五未號　同　金九百七十一万五千八百圓
第五申號　同　金九百六十三万七千一百二十圓
第五酉號　同　金九百七十一万五千八百圓
第五戌號　同　金九百八十万九千八百六十圓
第五亥號　同　金九百八十七万九千一百六十圓
第六子號　同　金八百四十万三千四百圓
第六丑號　同　金五百十五万三百圓
第六寅號　同　金二千一万五千八百圓
第六卯號　同　金六千三百五十圓
第六辰號　同　金三千一百五十圓
第六巳號　同　金一千四百五十圓
第六午號　同　金一万圓
第六未號　同　金九百三十三万三千三百圓
第六申號　同　金七百三十三万五千八百圓
第六酉號　同　金五百十三万五千八百圓
第六戌號　同　金二百十三万五千八百圓
第六亥號　同　金一百十三万五千八百圓
第七子號　同　金七十三万五千八百圓
第七丑號　同　金二百十三万五千八百圓
第七寅號　同　金一百十三万五千八百圓
第七卯號　同　金七十三万五千八百圓
第七辰號　同　金二百十三万五千八百圓
第七巳號　同　金一百十三万五千八百圓
第七午號　同　金七十三万五千八百圓
第七未號　同　金二百十三万五千八百圓
第七申號　同　金一百十三万五千八百圓
第七酉號　同　金七十三万五千八百圓
第七戌號　同　金二百十三万五千八百圓
第七亥號　同　金一百十三万五千八百圓
第十子號　同　金七十三万五千八百圓
第十丑號　同　金二百十三万五千八百圓
第十寅號　同　金一百十三万五千八百圓
第十卯號　同　金七十三万五千八百圓
第十辰號　同　金二百十三万五千八百圓
第十巳號　同　金一百十三万五千八百圓
第十午號　同　金七十三万五千八百圓
第十未號　同　金二百十三万五千八百圓
第十申號　同　金一百十三万五千八百圓
第十酉號　同　金七十三万五千八百圓
第十戌號　同　金二百十三万五千八百圓
第十亥號　同　金一百十三万五千八百圓
第十子號　同　金七十三万五千八百圓
第十丑號　同　金二百十三万五千八百圓
第十寅號　同　金一百十三万五千八百圓

第十卯號　同　金六万圓
第十辰號　同　金四十万圓
第十巳號　同　金五十万圓
第十午號　同　金一百六十四万圓
第十未號　同　金八十二万圓
第十申號　同　金九十万四千圓
第十酉號　同　金二十七万四千圓
第十戌號　同　金四十万圓
第十亥號　同　金三十二万二千圓
第十子號　同　金二百四十万圓
第十丑號　同　金七十六万圓
第十寅號　同　金九十九万一千圓
第十卯號　同　金二百六十万圓
第十辰號　同　金二百十三万七千圓
第十巳號　同　金九十五万七千圓
第十午號　同　金二百四十万圓
第十未號　同　金七十万一千圓
第十申號　同　金二百四十万圓
第十酉號　同　金四百十万圓
第十戌號　同　金二百十八万圓
第十亥號　同　金二百四十万圓
第十子號　同　金七十万一千圓
第十丑號　同　金二百四十万圓
第十寅號　同　金四百十万圓
第十卯號　同　金二百十八万圓
第十辰號　同　金二百四十万圓
第十巳號　同　金七十万一千圓
第十午號　同　金二百四十万圓
第十未號　同　金四百十万圓
第十申號　同　金二百十八万圓
第十酉號　同　金二百四十万圓
第十戌號　同　金七十万一千圓
第十亥號　同　金二百四十万圓
第十子號　同　金四百十万圓
第十丑號　同　金二百十八万圓
第十寅號　同　金二百四十万圓
第十卯號　同　金七十万一千圓
第十辰號　同　金二百四十万圓
第十巳號　同　金四百十万圓
第十午號　同　金二百十八万圓
第十未號　同　金二百四十万圓
第十申號　同　金七十万一千圓
第十酉號　同　金二百四十万圓
第十戌號　同　金四百十万圓
第十亥號　同　金二百十八万圓
第十子號　同　金二百四十万圓
第十丑號　同　金七十万一千圓
第十寅號　同　金二百四十万圓
第十卯號　同　金四百十万圓
第十辰號　同　金二百十八万圓
第十巳號　同　金二百四十万圓
第十午號　同　金七十万一千圓
第十未號　同　金二百四十万圓
第十申號　同　金四百十万圓
第十酉號　同　金二百十八万圓
第十戌號　同　金二百四十万圓
第十亥號　同　金七十万一千圓
第十子號　同　金二百四十万圓
第十丑號　同　金四百十万圓
第十寅號　同　金二百十八万圓
第十卯號　同　金二百四十万圓
第十辰號　同　金七十万一千圓
第十巳號　同　金二百四十万圓
第十午號　同　金四百十万圓
第十未號　同　金二百十八万圓
第十申號　同　金二百四十万圓
第十酉號　同　金七十万一千圓
第十戌號　同　金二百四十万圓
第十亥號　同　金四百十万圓
第十子號　同　金二百十八万圓
第十丑號　同　金二百四十万圓
第十寅號　同　金七十万一千圓
第十卯號　同　金二百四十万圓
第十辰號　同　金四百十万圓
第十巳號　同　金二百十八万

社員ノ氏名住所及出資ノ種類及價格
金七千二百圓　田中平二四郎　本店ニ同所
金九百圓　田中ミネ　右同所
存立期間　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
㊐株式會社住友銀行支店移轉(支店)
昭和九年七月十六日　神戸市神戸區榮町通一丁目十二番地ヲ左ノ地ニ移轉ス
神戸市神戸區榮町通一丁目十一番地
㊐株式會社西京運送店變更
昭和九年七月二十三日登記
㊐合資會社設立
商號　合資會社北村商店
本店　京都市東山區岡崎最勝寺町二番地
目的　染織服及染加工並ニ之ニ附帯スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年七月二十日
社員ノ氏名住所出資ノ種類及價格責任
金一千二百圓　無限　井澤次郎　本店ニ同所
金一千五百圓　無限　井澤すが　右同所
小川通御池上ル下古城町四百十番地　同市同區
金一千圓　有限　名和留吉　同市同區蛸薬師
金九百圓　有限　竹中常吉　同市上京區下長
金五百圓　有限　五百七十五番地
金五百圓　有限　鳳淵正敏　大阪市港區高尾
町二丁目一番地
存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
㊐平井式咖琲合資會社變更
昭和九年七月十五日　有限責任社員稲垣辰治郎ハ目已出資持分全部ヲ左ノ者ニ讓渡シテ退社ス
金一万圓　有限　山根英一郎　京都市東山區五條橋東六丁目五百四十一番地
㊐合名會社竹茂商店清算結了
昭和九年七月十六日　板倉直次郎
㊐合名會社設立
商號　合名會社淺野司
本店　京都市中京區三條通新町西入釜座町三十三番地
目的　壽司ノ販賣並ニ之レニ附隨スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年七月一日
社員氏名住所其ノ出資ノ種類及價格
金五千圓　有尾佐一郎　本店住所同所
金五百圓　有尾保夫　右同所
代表社員　有尾佐一郎
㊐合名會社秋田商店更正並變更
代表社員タル社員秋田藤治郎　秋田舟一社員秋田謹吾社員秋田藤治郎　秋田三郎　社員秋田藤太郎ノ住所ヲ左ノ通リ更正ス
京都市上京區松歩町通出水上ル　南清水町百六十四番地
昭和九年七月三日代表社員タル社員秋田藤治郎社員秋田謹吾社員　秋田三郎社員秋田藤太郎ハ左ノ地ニ轉住ス
京都市上京區碧悪　光院通下長者町上ル下山里町二百四十三番地ノ七
右昭和九年七月二十日登記
㊐合資會社設立
商號　京一商事合資會社
本店　京都市東山區祇園通五條　北入下麟形町五百四十六番地
目的　金錢貸付有價證券債券ノ賣買並ニ右ニ關聯スル業務
設立ノ年月日　昭和九年七月十九日
社員ノ氏名住所　出資ノ種類及價格
金一千五百圓　無限　宮岡和平　京都市中京區鳥丸通六角下ル七觀音町六百三十一番地
金一千五百圓　有限　上田武造　同市同區丸太町通鳥丸西入常盤横町百九十五番地
金一千五百圓　有限　伊藤長三　同市下京區堀川院通五條上ル　深草町五百六十四番地
金一千五百圓　有限　迫田藤太郎　同市上京區紫野染山町三十五番地
存立期間　定款作成ノ日ヨリ滿十箇年
㊐合資會社北村鎮筒店解散
昭和九年七月十日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
㊐合名會社長村組變更
昭和九年七月十五日社員長村清之助ハ退社ス
右昭和九年七月二十一日登記
㊐商號新設
商號　大手藥局
營業所　京都市伏見區新町四丁目四百五十三番地ノ一
營業ノ種類　藥局營業並ニ體温計醫療藥品工業藥品化粧品滋養品衛生材料和漢藥ノ販賣
商號使用者ノ氏名住所　牧野繁藏　大阪市東淀川區本庄西通一丁目三十九番地
㊐株式會社岩本裏饅商店變更
昭和九年七月十六日取締役ヲ中田直次郎ハ左ノ地ニ轉住ス
㊐合資會社浴東アパートメント變更
昭和九年七月十五日存立時期ヲ左ノ通リ變更ス
定款作成ノ日ヨリ滿十五箇年
右昭和九年七月二十三日登記
㊐株式會社共榮社變更
昭和九年七月二十八日取締役若林茂一郎岸本善次郎杉本復三郎ハ各重任ス
同日左ノ者取締役ニ就任ス
東枝德壽　京都市下京區佛光寺通烏丸東入上柳町三百二十六番地
同日監査役速水吉平上部光朝ハ各重任ス
㊐合資會社清原屋商店變更
昭和二年一月十四日無限責任社員佐藤セ義有限責任社員佐藤きぬハ左ノ所(轉住ス
京都市上京區紫野南舟岡町八番地
㊐合成新藥合資會社變更
昭和九年七月二十日無限責任社員太田均夫ハ退任ス
㊐京一商事合資會社更正
目的ヲ左ノ通リ更正ス
金錢貸付有價證券債權ノ賣買並ニ右關聯スル諸般ノ業務
㊐合資會社丸作機業店解散
昭和九年七月十五日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
㊐合資會社清原屋商店變更
昭和九年七月十一日存立時期ヲ左ノ通リ變更
㊐合名會社設立
商號　合名會社西村商店
本店　京都市上京區上長者町通新町東入元土御門町五百十五番地
目的　電機器具ノ販賣及電氣工事並ニ之ニ附帯スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年七月二十日
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格
金三千圓　西村秀一　本店ニ同所
金九百圓　西村房子　同所
存立時期　設立ノ日ヨリ滿三十箇年
右昭和九年七月二十四日登記
㊐株式會社田中久商店變更
昭和九年七月十六日取締役田中久之助田中吉次郎高田佐市西村理太郎ハ各重任代表取締役田中久之助重任
㊐合資會社設立
商號　合資會社カナリヤ文房具店
本店　京都市下京區五條通烏丸西入醒醐町二百七十四番地
目的　文房具ノ販賣並ニ之レニ附帯スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年七月十五日
存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格
金三千五百圓　佐藤きし　本店ニ同所
商品蒐集正雄外百十四名　此價格金一千五百圓
㊐合資會社カネヤ政建築材料販賣店解散
昭和九年七月十八日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
昭和九年七月二十三日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
㊐奥村電機合資會社變更並出資增加及更正
昭和九年六月二十八日左ノ者入社ス
金二千圓　有限　佐々木正　京都市東山區祇園町南側五百七十番地ノ五
同日左ノ者除名ニ依リ退社ス
有限責任社員和田なをノ氏名ヲ左ノ通リ更正ス
有限責任社員　和田ナヲ
㊐合名會社改良服三善商會解散
昭和九年七月二十五日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
㊐婁登記
婁ノ氏名住所　西岡茂代　京都市伏見區善阿彌町四十三番地
營業ノ種類　雜貨商
營業所　婁ノ住所ニ同所
右昭和九年七月二十五日登記
㊐株式會社日本相互貯蓄銀行變更(支店)
昭和九年七月二十日監査役森平兵衛重任ス
㊐ギオン自動車株式會社變更
昭和九年七月二十一日監査役野崎捨三郎櫻井常三郎各重任ス
㊐合資會社藤中藥商店清算結了
昭和九年七月十五日清算結了
右昭和九年七月二十六日登記
㊐石崎株式會社變更(支店)
昭和九年七月二十日取締役佐野幸助石崎喜兵衛
㊐合資會社片岡商會解散
昭和九年七月十一日有限責任社員井上常治郎早川長之助松岡貞一河内谷幸之助ハ出資持分全部ヲ左ノ者ニ讓渡退社ス
同日右讓受人左ノ通リ出資持分變更ス
金三千八百五十圓　無限　吉田源三郎

同日左ノ通リ出資增加ス
金八千八百五十圓　無限　吉田源三郎
同日左ノ者入社ス
金五千圓　有限　小島文治郎　京都市上京區寺町通御川下ル米屋町二百八十八番地
㊐株式會社野村銀行變更(支店)
昭和九年七月二十三日取締役松島準吉柴山就雄ハ退任
昭和九年七月二十日左ノ者取締役ニ就任ス
堤一之　東京市大森區新井宿一丁目二千三百七十七番地
大阪府豊能郡豊中町大字新免四百五十一番地
同日代表取締役ニ就任ス
松島準吉
㊐合名會社若山商店解散
昭和九年七月十五日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
右昭和九年七月二十七日登記
㊐共同倉庫株式會社變更
昭和九年七月二十五日左ノ者取締役ニ就任ス
川濱武　京都市中京區西ノ京職司町六番地
昭和九年七月十一日本店ヲ左ノ地ニ移轉ス
京都市中京區室町通三條上ル後行者町三百七十九番地
同日無限責任社員桑井九藏同桑井忠一ノ住所左ノ地ニ轉住ス
京都市中京區室町通三條上ル後行者町三百七十九番地
㊐三光商事合資會社變更
昭和九年七月十六日無限責任社員清田榮治郎ノ責任ヲ左ノ通リ變更
有限責任社員清田榮治郎
同日有限責任社員中野岩楠ノ責任ヲ左ノ通リ變更ス
無限責任社員　中野岩楠
㊐菱六合資會社變更
昭和九年七月二十日有限責任社員助野精治ハ其持分ノ内金四十圓ヲ無限責任社員助野清ニ讓渡シ出資額ヲ左ノ通リ變更ス
金六千二百四十圓　有限社員　助野八重子
同日有限社員田中保夫ハ其ノ持分ノ内金四十圓ヲ無限社員助野清ニ讓渡シ其ノ出資額ヲ左ノ通リ變更ス
金六千二百四十圓　有限社員　田中保夫
金一万八千九百六十圓　無限社員　助野清
同日左ノ通リ出資增加ス
金七千二百圓　田中平二四郎　本店ニ同所
金九百圓　田中ミネ　右同所
存立期間　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和九年七月十九日登記
㊐株式會社友銀行支店移轉(支店)
昭和九年七月十六日神戸市神戸區榮町通一丁目十二番地ヲ左ノ地ニ移轉ス
神戸市神戸區榮町通一丁目十一番地
㊐株式會社西京運送店變更
昭和九年七月二十三日登記
㊐合資會社設立
商號　合資會社北村商店
本店　京都市東山區岡崎最勝寺町二番地
目的　染織服及染加工並ニ之ニ附帯スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年七月二十日
社員ノ氏名住所出資ノ種類及價格責任
金一千二百圓　無限　井澤すが　右同所
金一千五百圓　無限　井澤次郎　本店ニ同所
小川通御池上ル下古城町四百十番地　同市同區
金一千圓　有限　名和留吉　同市同區蛸薬師
金九百圓　有限　竹中常吉　同市上京區下長
金五百圓　有限　五百七十五番地
金五百圓　有限　鳳淵正敏　大阪市港區高尾
町二丁目一番地
存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
㊐平井式咖琲合資會社變更
昭和九年七月十五日有限責任社員稲垣辰治郎ハ目已出資持分全部ヲ左ノ者ニ讓渡シテ退社ス
金一万圓　有限　山根英一郎　京都市東山區五條橋東六丁目五百四十一番地
㊐合名會社竹茂商店清算結了
昭和九年七月六日左ノ通リ出資增加ス
金一万九千五百圓　板倉直次郎
㊐合名會社竹茂商店清算結了
昭和九年七月十九日清算結了ス
㊐合名會社設立
商號　合名會社淺野司
本店　京都市中京區三條通新町西入釜座町三十三番地
目的　壽司ノ販賣並ニ之レニ附隨スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年七月一日
社員氏名住所其ノ出資ノ種類及價格
金五千圓　有尾佐一郎　本店住所同所
金五百圓　有尾保夫　右同所
代表社員　有尾佐一郎
㊐合名會社秋田商店更正並變更
代表社員タル社員秋田藤治郎　秋田舟一社員秋田謹吾社員秋田藤治郎　秋田三郎　社員秋田藤太郎ノ住所ヲ左ノ通リ更正ス
京都市上京區松歩町通出水上ル　南清水町百六十四番地
昭和九年七月三日代表社員タル社員秋田藤治郎社員秋田謹吾社員　秋田三郎社員秋田藤太郎ハ左ノ地ニ轉住ス
京都市上京區碧悪　光院通下長者町上ル下山里町二百四十三番地ノ七
右昭和九年七月二十日登記
㊐合資會社設立
商號　京一商事合資會社
本店　京都市東山區祇園通五條　北入下麟形町五百四十六番地
目的　金錢貸付有價證券債券ノ賣買並ニ右ニ關聯スル業務
設立ノ年月日　昭和九年七月十九日
社員ノ氏名住所　出資ノ種類及價格
金一千五百圓　無限　宮岡和平　京都市中京區鳥丸通六角下ル七觀音町六百三十一番地
金一千五百圓　有限　上田武造　同市同區丸太町通鳥丸西入常盤横町百九十五番地
金一千五百圓　有限　伊藤長三　同市下京區堀川院通五條上ル　深草町五百六十四番地
金一千五百圓　有限　迫田藤太郎　同市上京區紫野染山町三十五番地
存立期間　定款作成ノ日ヨリ滿十箇年
㊐合資會社北村鎮筒店解散
昭和九年七月十五日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
㊐合名會社長村組變更
昭和九年七月十五日社員長村清之助ハ退社ス
右昭和九年七月二十一日登記
㊐商號新設
商號　大手藥局
營業所　京都市伏見區新町四丁目四百五十三番地ノ一
營業ノ種類　藥局營業並ニ體温計醫療藥品工業藥品化粧品滋養品衛生材料和漢藥ノ販賣
商號使用者ノ氏名住所　牧野繁藏　大阪市東淀川區本庄西通一丁目三十九番地
㊐株式會社岩本裏饅商店變更
昭和九年七月十六日取締役ヲ中田直次郎ハ左ノ地ニ轉住ス
㊐合資會社浴東アパートメント變更
昭和九年七月十五日存立時期ヲ左ノ通リ變更ス
定款作成ノ日ヨリ滿十五箇年
右昭和九年七月二十三日登記
㊐株式會社共榮社變更
昭和九年七月二十八日取締役若林茂一郎岸本善次郎杉本復三郎ハ各重任ス
同日左ノ者取締役ニ就任ス
東枝德壽　京都市下京區佛光寺通烏丸東入上柳町三百二十六番地
同日監査役速水吉平上部光朝ハ各重任ス
㊐合資會社清原屋商店變更
昭和二年一月十四日無限責任社員佐藤セ義有限責任社員佐藤きぬハ左ノ所(轉住ス
京都市上京區紫野南舟岡町八番地
㊐合成新藥合資會社變更
昭和九年七月二十日無限責任社員太田均夫ハ退任ス
㊐京一商事合資會社更正
目的ヲ左ノ通リ更正ス
金錢貸付有價證券債權ノ賣買並ニ右關聯スル諸般ノ業務
㊐合資會社丸作機業店解散
昭和九年七月十五日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
㊐合資會社清原屋商店變更
昭和九年七月十一日存立時期ヲ左ノ通リ變更
㊐合名會社設立
商號　合名會社西村商店
本店　京都市上京區上長者町通新町東入元土御門町五百十五番地
目的　電機器具ノ販賣及電氣工事並ニ之ニ附帯スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年七月二十日
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格
金三千圓　西村秀一　本店ニ同所
金九百圓　西村房子　同所
存立時期　設立ノ日ヨリ滿三十箇年
右昭和九年七月二十四日登記
㊐株式會社田中久商店變更
昭和九年七月十六日取締役田中久之助田中吉次郎高田佐市西村理太郎ハ各重任代表取締役田中久之助重任
㊐合資會社設立
商號　合資會社カナリヤ文房具店
本店　京都市下京區五條通烏丸西入醒醐町二百七十四番地
目的　文房具ノ販賣並ニ之レニ附帯スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年七月十五日
存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格
金三千五百圓　佐藤きし　本店ニ同所
商品蒐集正雄外百十四名　此價格金一千五百圓
㊐合資會社カネヤ政建築材料販賣店解散
昭和九年七月十八日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
昭和九年七月二十三日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
㊐奥村電機合資會社變更並出資增加及更正
昭和九年六月二十八日左ノ者入社ス
金二千圓　有限　佐々木正　京都市東山區祇園町南側五百七十番地ノ五
同日左ノ者除名ニ依リ退社ス
有限責任社員和田なをノ氏名ヲ左ノ通リ更正ス
有限責任社員　和田ナヲ
㊐合名會社改良服三善商會解散
昭和九年七月二十五日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
㊐婁登記
婁ノ氏名住所　西岡茂代　京都市伏見區善阿彌町四十三番地
營業ノ種類　雜貨商
營業所　婁ノ住所ニ同所
右昭和九年七月二十五日登記
㊐株式會社日本相互貯蓄銀行變更(支店)
昭和九年七月二十日監査役森平兵衛重任ス
㊐ギオン自動車株式會社變更
昭和九年七月二十一日監査役野崎捨三郎櫻井常三郎各重任ス
㊐合資會社藤中藥商店清算結了
昭和九年七月十五日清算結了
右昭和九年七月二十六日登記
㊐石崎株式會社變更(支店)
昭和九年七月二十日取締役佐野幸助石崎喜兵衛
㊐合資會社片岡商會解散
昭和九年七月十一日有限責任社員井上常治郎早川長之助松岡貞一河内谷幸之助ハ出資持分全部ヲ左ノ者ニ讓渡退社ス
同日右讓受人左ノ通リ出資持分變更ス
金三千八百五十圓　無限　吉田源三郎
同日左ノ者出資增加ス
金四万四千百圓　久保田一郎
昭和九年七月二十七日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
右昭和九年七月三十日登記
㊐株式會社名古屋銀行變更(支店)
昭和九年七月十六日取締役ヲ左ノ通リ變更ス
金六千二百四十圓　有限社員　田中保夫
金一万八千九百六十圓　無限社員　助野清
同日代表社員ノ氏名住所出資ノ種類及價格
金一千圓　淺田菊江　京都市下京區東九條札辻町五十二番地
淺田常次郎　右同所
金八千圓　井伊六一　右同所
金一千圓　井伊四一郎機業店變更並出資增加
存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
㊐合名會社久保田一郎機業店變更並出資增加
昭和九年七月十九日久保田惠之助ハ出資持分全部ヲ左ノ者ニ讓渡退社ス
同日右讓受人左ノ通リ出資持分變更ス
金五万四千百圓　久保田一郎
㊐合資會社設立
商號　合資會社ヤマヒロ
本店　京都市上京區五番町通新町西入
目的　文房具ノ販賣並ニ之レニ附帯スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年七月一日
社員ノ氏名住所出資ノ種類及價格責任
金一千五百圓　無限　山田ヒロ　本店ニ同所
金一千圓　有限　山田ヒロ　右同所
代表社員　山田ヒロ
㊐合名會社設立
商號　合名會社ヤマヒロ
本店　京都市上京區五番町通新町西入
目的　文房具ノ販賣並ニ之レニ附帯スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年七月一日
社員ノ氏名住所出資ノ種類及價格
金一千五百圓　無限　山田ヒロ　本店ニ同所
金一千圓　有限　山田ヒロ　右同所
代表社員　山田ヒロ
㊐合資會社設立
商號　合資會社ヤマヒロ
本店　京都市上京區五番町通新町西入
目的　文房具ノ販賣並ニ之レニ附帯スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年七月一日
社員ノ氏名住所出資ノ種類及價格責任
金一千五百圓　無限　山田ヒロ　本店ニ同所
金一千圓　有限　山田ヒロ　右同所
代表社員　山田ヒロ
㊐合資會社設立
商號　合資會社ヤマヒロ
本店　京都市上京區五番町通新町西入
目的　文房具ノ販賣並ニ之レニ附帯スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年七月一日
社員ノ氏名住所出資ノ種類及價格責任
金一千五百圓　無限　山田ヒロ　本店ニ同所
金一千圓　有限　山田ヒロ　右同所
代表社員　山田ヒロ

特定23415号

●株式會社マルケイ商會合資會社變更
昭和九年七月六日登記
同日無限責任社員ノ責任ヲ左ノ通リ變更ス
同日無限責任社員並河保次ハ出資持分全部ヲ左ノ者ニ譲渡退社ス
同日右譲受ケ人社ス
金三千圓　有限責任社員　今井あい　京都市上京區出雲路内河原町六十三番地
●合資會社設立
商號　合資會社黒川菊商店
京都市伏見區南新地六十四番地
目的　化粧品各種雑貨小賣並糖草小賣業右ニ附帯スル一切業務
設立年月日　昭和九年七月十九日
代表社員氏名　黒川米次郎
社員ノ氏名住所　黒川米次郎　本店ニ同所
勞務　無限　無限　黒川菊枝　同所
金二千三百圓　無限　野畑トミ　同市　同區三
栖牛町四百七十二番地
存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿十五箇年　本店ニ同所
●合名會社久保田一郎機業店變更
昭和九年七月二十八日代表社員タル社員久保一郎及社員久保田靜枝ハ左ノ地ニ轉住ス
京都市上京區今小路通七本松西入下ル東今小路町千四番地一
●合名會社中川正三郎商店解散
昭和九年七月二十日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
右昭和九年七月三十一日登記
●日本製布株式會社變更
昭和九年七月二十八日監査役三浦甚二重任ス
●株式會社千治商店變更
昭和九年一月二十五日監査役三木清吉重任ス
●日本勧業證券株式會社資本增加（支店）
昭和九年七月十日左ノ通リ資本增加ス
增加資本ノ總額　金五十万圓
資本增加ノ決議年月日　昭和九年六月七日
資本增株ニ付拂込ミタル株金額　金十二圓五十錢
●株式會社京都大内銀行變更
昭和九年七月二十五日左ノ者取締役ニ就任ス
竹内新三　京都市下京區八條寺内町五十五番戸
●株式會社設立
商號　桝屋無業株式會社
本店　京都市伏見區深草中之島町十五番地
目的　一許可ヲ要セサル化粧品石鹸和洋薬子精並輸出入二和洋家具ノ製造販賣業及製造販賣及裝飾請負業
資本ノ總額　金五十万圓
設立年月日　昭和九年七月二十三日
一株ノ金額　金五十圓
各株ニ付拂込ミタル株金額　金十二圓五十錢
公告ヲ爲ス方法　京都日出新聞ニ掲載ス
取締役ノ氏名住所　名古屋市西區小島町七十七番地
荻原　芳助　京都市下京區髙梅通西洞院東入八百屋町六十四番地
谷　政二郎　中木保太郎氏名住所　京都府久世郡淀町字新町八番地
監査役ノ氏名住所　山崎勇次郎　京都市上京區平野鳥居前町三十七番地
浅井喜一郎　同市下京區大宮通八條上ル大黒町三百三番地
●合資會社設立
商號　合資會社小川金屬製作所
本店　京都市上京區烏丸通鞍馬口上ル小山下總町四十一番地
目的　一西洋食器具及各種金屬器ノ製作販賣
設立年月日　昭和九年七月二十日
代表社員氏名住所出資ノ種類價格　小川幸四郎　京都市上京區賀茂五以町三十七番地十
金八万九千圓　小川幸四郎
金一万圓　高橋通　同市同區寺町通鞍馬口上
金一千圓　鎌戸小川サワ　同市同區賀茂玄以町三十七番地ノ十
右昭和九年七月二十日登記
●株式會社三井銀行變更（支店）
昭和九年七月二十六日　取締役米山梅吉外山知三各辞任ス
●株式會社川崎第百銀行變更（支店）
昭和九年七月二十日左ノ者取締役ニ就任ス
東京市淀橋區下落合三丁目一千三百二十八番地　京都市東山區
●株式會社昭和銀行變更（支店）
昭和九年七月二十八日　取締役兼代表取締役菅野尚志ハ退任ス
昭和九年七月二十八日左ノ者取締役ニ就任ス
渡邊寧祐　東京市品川區上大崎中丸四百四十
同日左ノ者監査役ニ就任ス
菅野尚志　大阪市天王寺區上本町七丁目二十三番地
●松風工業株式會社變更
昭和九年七月三十日左ノ者取締役ニ就任ス
松風憲二　東京市東山區今熊野南日吉町四十一番地ノ一
●東洋クロス株式會社變更
昭和九年七月二十二日取締役塚本惣助大角卯之助市田庄兵衛吉田佐敏ハ各重任ス
●株式會社村瀬變更
昭和九年七月三十日監査役河合三郎河合タマヱ重任ス
●株式會社十五銀行變更（支店）
昭和九年八月一日神戸市神戸區仲町三十五番地ノ支店ハ左ノ通變更サル
神戸市神戸區西町三十五番地
●株式會社設立
商號　日本ゴムチューブ株式會社
本店　京都市中京區寺町通押小路上ル妙滿寺前町四百六十九番地
目的　ゴム製品ノ製造販賣並ニ之ニ附帯スル一切ノ事業
設立年月日　昭和九年七月十二日
資本ノ總額　金二万五千圓
一株ノ金額　金二十圓
各株ニ付拂込ミタル株金額　金二十圓
公告ヲ爲ス方法　京都日出新聞
取締役ノ氏名住所　大原一郎　京都市上京區出雲路内河原町六十三番地
●合資會社設立
商號　合資會社黒川菊商店
京都市伏見區南新地六十四番地
目的　化粧品各種雑貨小賣並糖草小賣業右ニ附帯スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年七月十九日
代表社員氏名住所出資種類並價格
勞務　無限　無限　黒川米次郎　本店ニ同所
金二千三百圓　無限　野畑トミ　同市　同區三
栖牛町四百七十二番地
存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿十五箇年　本店ニ同所
●合名會社久保田一郎機業店變更
昭和九年七月二十八日代表社員タル社員久保一郎及社員久保田靜枝ハ左ノ地ニ轉住ス
京都市上京區今小路通七本松西入下ル東今小路町千四番地一
●合資會社中川正三郎商店解散
昭和九年七月二十日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
右昭和九年七月三十一日登記
●日本製布株式會社變更
昭和九年七月二十八日監査役三浦甚二重任ス
●株式會社千治商店變更
昭和九年一月二十五日監査役三木清吉重任ス
●日本勧業證券株式會社資本增加（支店）
昭和九年七月十日左ノ通リ資本增加ス
增加資本ノ總額　金五十万圓
資本增株ニ付拂込ミタル株金額　金十二圓五十錢
●株式會社京都大内銀行變更
昭和九年七月二十五日左ノ者取締役ニ就任ス
竹内新三　京都市下京區八條寺内町五十五番戸
●株式會社設立
商號　桝屋無業株式會社
本店　京都市伏見區深草中之島町十五番地
目的　一許可ヲ要セサル化粧品石鹸和洋薬子精並輸出入二和洋家具ノ製造販賣業及製造販賣及裝飾請負業
資本ノ總額　金五十万圓
設立年月日　昭和九年七月二十三日
一株ノ金額　金五十圓
各株ニ付拂込ミタル株金額　金十二圓五十錢
公告ヲ爲ス方法　京都日出新聞ニ掲載ス
取締役ノ氏名住所　名古屋市西區小島町七十七番地
荻原　芳助　京都市下京區髙梅通西洞院東入八百屋町六十四番地
谷　政二郎　中木保太郎氏名住所　京都府久世郡淀町字新町八番地
監査役ノ氏名住所　山崎勇次郎　京都市上京區平野鳥居前町三十七番地
浅井喜一郎　同市下京區大宮通八條上ル大黒町三百三番地
●合名會社本店移轉並變更
昭和九年七月十日社員南政次南清南さと左ノ地ニ轉住ス
存立ノ時期　滿三年十箇年
●京都製罐合名會社本店移轉並變更
昭和九年七月十日社員南政次南清南さと左ノ地ニ轉住ス
昭和九年七月二十七日登記
●合名會社若山商店清算結了
昭和九年七月二十日清算結了ス
●合名會社矢杉彌三郎機業店清算結了
昭和九年七月二十日清算結了ス
●合名會社設立
商號　合名會社小川金屬製作所
本店　京都市上京區烏丸通鞍馬口上ル小山下總町四十一番地ノ二
目的　一西洋食器具及各種金屬器ノ製作販賣
設立年月日　昭和九年七月二十日
代表社員氏名住所出資ノ種類價格
茂次以町三十七番地十　京都市上京區賀
金一万圓　高橋通　同市同區寺町通鞍馬口上
金一千圓　鎌戸小川サワ　同市同區賀茂玄以町三十七番地ノ十
右昭和九年七月二十日登記
●株式會社京都三井銀行變更（支店）
昭和九年七月二十六日　取締役米山梅吉外山知三
●株式會社川崎第百銀行變更（支店）
昭和九年七月二十日左ノ者取締役ニ就任ス
東京市淀橋區下落合三丁目一千三百二十八番地　京都市東山區
●株式會社昭和銀行變更（支店）
昭和九年七月二十八日　取締役兼代表取締役菅野尚志ハ退任ス
昭和九年七月二十八日左ノ者取締役ニ就任ス
渡邊寧祐　東京市品川區上大崎中丸四百四十
同日左ノ者監査役ニ就任ス
菅野尚志　大阪市天王寺區上本町七丁目二十三番地
●松風工業株式會社變更
昭和九年七月三十日左ノ者取締役ニ就任ス
松風憲二　東京市東山區今熊野南日吉町四十一番地ノ一
●東洋クロス株式會社變更
昭和九年七月二十二日取締役塚本惣助大角卯之助市田庄兵衛吉田佐敏ハ各重任ス
●株式會社村瀬變更
昭和九年七月三十日監査役河合三郎河合タマヱ重任ス
●株式會社十五銀行變更（支店）
昭和九年八月一日神戸市神戸區仲町三十五番地ノ支店ハ左ノ通變更サル
神戸市神戸區西町三十五番地
●株式會社設立
商號　日本ゴムチューブ株式會社
本店　京都市中京區寺町通押小路上ル妙滿寺前町四百六十九番地
目的　ゴム製品ノ製造販賣並ニ之ニ附帯スル一切ノ事業
設立年月日　昭和九年七月十二日
資本ノ總額　金二万五千圓
一株ノ金額　金二十圓
各株ニ付拂込ミタル株金額　金二十圓
公告ヲ爲ス方法　京都日出新聞
取締役ノ氏名住所　大原一郎　京都市上京區出雲路内河原町六十三番地
●共保生命保險株式會社變更（支店）
昭和九年七月二十五日　取締役西村勝太郎ハ左ノ地ニ轉住ス
東京市品川區五反田五丁目七十三番地
堺市大町三番地
●合資會社設立
商號　白井商店
本店　京都市上京區西堀川通出水上ル　椙屋町三十六番地
目的　メリヤス雑貨洋品類販賣業
設立年月日　昭和九年七月二十五日
社員氏名住所出資種類並價格
金五百圓　無限　白井シナ　京都市上京區西堀川通下立賣下ル長尾町八十三番地
金一千五百圓　有限　松尾長雄　同市同區千本通上長者町百六番地
金五百圓　有限　千葉萬藏　同市同區西堀川通下立賣下ル長尾町八十三番地
存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
●合資會社設立
商號　合資會社丸勝商店
本店　京都市上京區千本通一條上ル泰蓮片原町六百四十八番地
目的　洋品雑貨類並ニメリヤス製品販賣ノ業ヲ營ム
設立年月日　昭和九年七月二十五日
社員ノ氏名住所出資種類並價格及責任
勞務　無限　勝山實三郎　太店ニ同所
金一千五百圓　有限　勝山ふゝゑ　右同所
金一千圓　有限　勝山勝治郎　同市同區千本通今出川上ル上善寺町百十五番地
存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
●合資會社設立
商號　京都市中京區西洞院通竹屋町下ル昆沙門筋畑及火災防止キャップ製作販賣
本店　京都市中京區西洞院通竹屋町下ル昆沙門筋畑及火災防止キャップ製作合資會社
目的　皮革製品ゴム製品及雑貨製造販賣並ニ之ニ附帯スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年七月二十五日
資本ノ總額　金五万圓
一株ノ金額　金五十圓
各株ニ付拂込ミタル株金額　金五十圓
公告ヲ爲ス方法　本店ニ同所
取締役ノ氏名住所　近藤庄七　本店ニ同所
近藤定次郎　同所
北浦治郎兵衛　京都市伏見區深草開土町六十番地
代表取締役氏名　近藤庄七
監査役ノ氏名住所　近藤つる　本店住所ニ同シ
存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿三十箇年
●合資會社井澤利一郎商店變更
昭和九年七月二十日有限藤森源七ハ退社ス
●合名會社中嶋果實店總本店變更
昭和九年七月十四日左ノ通リ目的ヲ變更ス
一内外果實實管傳並ニ販賣
二フルーツパーラー經營
三第一二項ニ附隨スル一切ノ業務
右昭和九年八月四日登記
●鐘淵紡績株式會社更正（支店）
取締役丸山幸藏ノ住所ヲ左ノ如ク更正ス
横濱市保土ケ谷區星川町六百二十五番地
●株式會社山科精工所變更
昭和九年七月三日登記
●株式會社山科工業變更
昭和九年七月二十五日取締役塚本與三次死亡ニ依リ退任ス
●京都商事株式會社變更
昭和九年七月二十五日取締役塚本與三次死亡ス
●株式會社西村商店變更
昭和九年七月二十四日監査役西村長太郎後藤菊次郎重任ス
●株式會社前田商店變更
昭和九年五月十日取締役山口登左ノ地ニ轉住ス
京都市上京區出雲路内河原町四十一番地ノ五
●株式會社東京貯蔵銀行更正並ニ變更（支店）
取締役町田穂之助住所左ノ通リ更正ス
東京市淺草區黒船町十五番地
昭和四年十二月五日東京市淺草區黒船町十一番地ノ一
東京市淺草區黒船町十五番地
昭和九年六月一日東京市淺草區黒船町十五番地ノ支店ハ左ノ通リ變更サル
東京市淺草區駒形一丁目一番地一
同日取締役町田穂之助ノ住所ハ左ノ通リ變更サル
東京市淺草區駒形一丁目一番地一
昭和九年七月二十一日監査役丸田可平奥田操實木鐵太郎各重任ス
●合資會社安田紙行變更（支店）
昭和九年七月三十日左ノ者取締役ニ就任ス
東京市淀橋區下落合三丁目一千三
●株式會社昭和銀行變更（支店）
昭和九年七月二十八日　取締役兼代表取締役菅野尚志ハ退任ス
昭和九年七月二十八日左ノ者取締役ニ就任ス
渡邊寧祐　東京市品川區上大崎中丸四百四十
同日左ノ者監査役ニ就任ス
菅野尚志　大阪市天王寺區上本町七丁目二十三番地
●合資會社設立
商號　合資會社日進商工社
本店　京都市左京區聖護院道華蔵町五十五番地
目的　打刃物文房具雑貨等ノ販賣並ニ之ニ附帯スル一切事業
設立年月日　昭和九年七月二十日
社員氏名住所出資種類及價格
杉角煙草盆一箇外七十一點此價格一千九十一圓五十錢金八圓五十錢　無限　尾柳直三郎
京都市下京區大宮通八條下ル三丁目片原町三百九十七番地
木造事務机大一脚外三十三點此價格六百九十四圓三十錢金二千三百五圓七十錢　有限　河合幸直　同市上京區小山堀池町二番地
存立時期　設立ノ日ヨリ十箇年
●合資會社近清精練工場出資增加
昭和九年八月一日社員蔡田清七ハ左ノ通リ出資增加ス
金二万九千五百圓
●合名會社設立
商號　合名會社メタリコン工作研究所
本店　京都市左京區聖護院山王町二十八番地ノ二十九
目的　各種物證ニ對スル金屬ヲ以テスル被覆ノ工作並ニ研究右ニ附帯スル一切ノ事業
設立ノ年月日　昭和九年八月二日
社員ノ氏名住所出資種類並價格
金一万圓　江藤謙二郎　東京市赤坂區新坂町六十四番地
金五千圓　岡村邊太郎　本店ニ同所
金五千圓　津田太郎　神戸市兵庫區永澤町四丁目二十二番地
金五千圓　松田茂　立石孝三　滋賀縣甲賀郡多羅尾村橋
金五千圓　立石孝三　京都市左京區吉田近衛町二十六番地ノ十九
存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿三箇年
同日右ノ者取締役ニ就任ス
●株式會社小泉商店資本增加
昭和九年八月六日登記
增加シタル資本ノ總額　金十三万圓
資本增加ノ決議年月日　昭和九年七月一日
各株ニ付拂込ミタル株金額　金十二圓五十錢
●株式會社川崎第百銀行變更（支店）
昭和九年七月二十日左ノ者取締役ニ就任ス
東京市淀橋區下落合三丁目一千三百二十八番地　京都市東山區
●株式會社昭和銀行變更（支店）
昭和九年七月二十八日　取締役兼代表取締役菅野尚志ハ退任ス
昭和九年七月二十八日左ノ者取締役ニ就任ス
渡邊寧祐　東京市品川區上大崎中丸四百四十
同日左ノ者監査役ニ就任ス
菅野尚志　大阪市天王寺區上本町七丁目二十三番地
●合資會社設立
商號　合資會社日進商工社
本店　京都市左京區聖護院道華蔵町五十五番地
目的　打刃物文房具雑貨等ノ販賣並ニ之ニ附帯スル一切事業
設立年月日　昭和九年七月二十日
社員氏名住所出資種類及價格
杉角煙草盆一箇外七十一點此價格一千九十一圓五十錢金八圓五十錢　無限　尾柳直三郎
京都市下京區大宮通八條下ル三丁目片原町三百九十七番地
木造事務机大一脚外三十三點此價格六百九十四圓三十錢金二千三百五圓七十錢　有限　河合幸直　同市上京區小山堀池町二番地
存立時期　設立ノ日ヨリ十箇年
●合資會社近清精練工場出資增加
昭和九年八月一日社員蔡田清七ハ左ノ通リ出資增加ス
金二万九千五百圓
●合名會社設立
商號　合名會社メタリコン工作研究所
本店　京都市左京區聖護院山王町二十八番地ノ二十九
目的　各種物證ニ對スル金屬ヲ以テスル被覆ノ工作並ニ研究右ニ附帯スル一切ノ事業
設立ノ年月日　昭和九年八月二日
社員ノ氏名住所出資種類並價格
金一万圓　江藤謙二郎　東京市赤坂區新坂町六十四番地
金五千圓　岡村邊太郎　本店ニ同所
金五千圓　津田太郎　神戸市兵庫區永澤町四丁目二十二番地
金五千圓　松田茂　立石孝三　滋賀縣甲賀郡多羅尾村橋
金五千圓　立石孝三　京都市左京區吉田近衛町二十六番地ノ十九
存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿三箇年
同日右ノ者取締役ニ就任ス
●株式會社小泉商店資本增加
昭和九年八月六日登記
增加シタル資本ノ總額　金十三万圓
資本增加ノ決議年月日　昭和九年七月一日
各株ニ付拂込ミタル株金額　金十二圓五十錢
●株式會社マルケイ商會合資會社變更
昭和九年七月二十日左記社員ノ責任ヲ左ノ通リ變更ス
同日無限責任社員　今井定一
無限責任社員並河保次ハ出資持分全部ヲ左ノ者ニ譲渡退社ス
同日右譲受ケ人社ス
金三千圓　有限責任社員　今井あい　京都市上京區出雲路内河原町六十三番地
●合資會社設立
商號　合資會社黒川菊商店
京都市伏見區南新地六十四番地
目的　化粧品各種雑貨小賣並糖草小賣業右ニ附帯スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年七月十九日
代表社員氏名住所出資種類並價格
勞務　無限　無限　黒川米次郎　本店ニ同所
金二千三百圓　無限　野畑トミ　同市　同區三
栖牛町四百七十二番地
存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿十五箇年　本店ニ同所
●合名會社久保田一郎機業店變更
昭和九年七月二十八日代表社員タル社員久保一郎及社員久保田靜枝ハ左ノ地ニ轉住ス
京都市上京區今小路通七本松西入下ル東今小路町千四番地一
●合資會社中川正三郎商店解散
昭和九年七月二十日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
右昭和九年七月三十一日登記
●日本製布株式會社變更
昭和九年七月二十八日監査役三浦甚二重任ス
●株式會社千治商店變更
昭和九年一月二十五日監査役三木清吉重任ス
●日本勧業證券株式會社資本增加（支店）
昭和九年七月十日左ノ通リ資本增加ス
增加資本ノ總額　金五十万圓
資本增株ニ付拂込ミタル株金額　金十二圓五十錢
●株式會社京都大内銀行變更
昭和九年七月二十五日左ノ者取締役ニ就任ス
竹内新三　京都市下京區八條寺内町五十五番戸
●株式會社設立
商號　桝屋無業株式會社
本店　京都市伏見區深草中之島町十五番地
目的　一許可ヲ要セサル化粧品石鹸和洋薬子精並輸出入二和洋家具ノ製造販賣業及製造販賣及裝飾請負業
資本ノ總額　金五十万圓
設立年月日　昭和九年七月二十三日
一株ノ金額　金五十圓
各株ニ付拂込ミタル株金額　金十二圓五十錢
公告ヲ爲ス方法　京都日出新聞ニ掲載ス
取締役ノ氏名住所　名古屋市西區小島町七十七番地
荻原　芳助　京都市下京區髙梅通西洞院東入八百屋町六十四番地
谷　政二郎　中木保太郎氏名住所　京都府久世郡淀町字新町八番地
監査役ノ氏名住所　山崎勇次郎　京都市上京區平野鳥居前町三十七番地
浅井喜一郎　同市下京區大宮通八條上ル大黒町三百三番地
●合資會社本店移轉並變更
昭和九年七月十日社員南政次南清南さと左ノ地ニ轉住ス
存立ノ時期　滿三年十箇年
●京都製罐合名會社本店移轉並變更
昭和九年七月十日社員南政次南清南さと左ノ地ニ轉住ス
昭和九年七月二十七日登記
●合名會社若山商店清算結了
昭和九年七月二十日清算結了ス
●合名會社矢杉彌三郎機業店清算結了
昭和九年七月二十日清算結了ス
●合名會社設立
商號　合名會社小川金屬製作所
本店　京都市上京區烏丸通鞍馬口上ル小山下總町四十一番地ノ二
目的　一西洋食器具及各種金屬器ノ製作販賣
設立年月日　昭和九年七月二十日
代表社員氏名住所出資ノ種類價格
茂次以町三十七番地十　京都市上京區賀
金一万圓　高橋通　同市同區寺町通鞍馬口上
金一千圓　鎌戸小川サワ　同市同區賀茂玄以町三十七番地ノ十
右昭和九年七月二十日登記
●株式會社京都三井銀行變更（支店）
昭和九年七月二十六日　取締役米山梅吉外山知三
●株式會社川崎第百銀行變更（支店）
昭和九年七月二十日左ノ者取締役ニ就任ス
東京市淀橋區下落合三丁目一千三百二十八番地　京都市東山區
●株式會社昭和銀行變更（支店）
昭和九年七月二十八日　取締役兼代表取締役菅野尚志ハ退任ス
昭和九年七月二十八日左ノ者取締役ニ就任ス
渡邊寧祐　東京市品川區上大崎中丸四百四十
同日左ノ者監査役ニ就任ス
菅野尚志　大阪市天王寺區上本町七丁目二十三番地
●合資會社設立
商號　合資會社日進商工社
本店　京都市左京區聖護院道華蔵町五十五番地
目的　打刃物文房具雑貨等ノ販賣並ニ之ニ附帯スル一切事業
設立年月日　昭和九年七月二十日
社員氏名住所出資種類及價格
杉角煙草盆一箇外七十一點此價格一千九十一圓五十錢金八圓五十錢　無限　尾柳直三郎
京都市下京區大宮通八條下ル三丁目片原町三百九十七番地
木造事務机大一脚外三十三點此價格六百九十四圓三十錢金二千三百五圓七十錢　有限　河合幸直　同市上京區小山堀池町二番地
存立時期　設立ノ日ヨリ十箇年
●合資會社近清精練工場出資增加
昭和九年八月一日社員蔡田清七ハ左ノ通リ出資增加ス
金二万九千五百圓
●合名會社設立
商號　合名會社メタリコン工作研究所
本店　京都市左京區聖護院山王町二十八番地ノ二十九
目的　各種物證ニ對スル金屬ヲ以テスル被覆ノ工作並ニ研究右ニ附帯スル一切ノ事業
設立ノ年月日　昭和九年八月二日
社員ノ氏名住所出資種類並價格
金一万圓　江藤謙二郎　東京市赤坂區新坂町六十四番地
金五千圓　岡村邊太郎　本店ニ同所
金五千圓　津田太郎　神戸市兵庫區永澤町四丁目二十二番地
金五千圓　松田茂　立石孝三　滋賀縣甲賀郡多羅尾村橋
金五千圓　立石孝三　京都市左京區吉田近衛町二十六番地ノ十九
存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿三箇年
同日右ノ者取締役ニ就任ス
●株式會社小泉商店資本增加
昭和九年八月六日登記
增加シタル資本ノ總額　金十三万圓
資本增加ノ決議年月日　昭和九年七月一日
各株ニ付拂込ミタル株金額　金十二圓五十錢

●昭和太新藥株式會社變更
昭和九年七月三十日取締役市野潮潛島津源藏久保田庄左衛門松屋庄七代表取締役市野潮潛各重任
●合名會社設立
昭和九年八月二日代表社員ハ自己出資持分全部ヲ左ノ者ニ讓渡退社ス
同日右讓受入社ス
一ダルマ時計三箇外十四點此價格金百五十圓
金百五十圓　野々松實　京都市上京區榮竹林ノ本町二十三番地ノ一
同日代表社員櫻井新太郎就任ス
●妻登記
妻ノ氏名住所　中野てる　京都市上京區今小路通七本松西入上ル東今小路町七百四十四番地
營業ノ種類　各種織物ノ製造販賣業
營業所　妻ノ住所ニ同シ
右昭和九年八月七日登記
●山城無盡株式會社變更(支店)
昭和九年七月三十一日監査役　吉川延次退任ス
昭和九年七月三十一日取締役　飯田三次河原崎文二郎田武雄松原純一代表　取締役松原純一各重任ス
同日左ノ者取締役ニ就任ス
三宅鶴　京都府與謝郡宮津町　宇曾原二百四番地
●京都拓殖株式會社變更
昭和九年八月六日監査役坂本友則重任ス
●合資會社設立
商號　合資會社松弘組
本店　京都市右京區梅津　西浦町二十五番地
目的　和洋建築及土木請負測量及製圖並ニ之ニ附隨スル一切ノ業務
設立年月日　昭和八年十二月八日
代表社員氏名
社員氏名住所並ニ出資種類及價格
セメント一四圓　無限　新海文吉　本店ニ同所
金百九十五圓　荷車一　蒸外十三點此價格金二百〇五圓　無限　長谷川巳之助　同市同區梅津前田町三十一番地
測量器一組外二十四點　此價格金六百九十八圓
金一千百二圓　有限　中川幸七　同町四十三番地
存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
●合資會社黒田久次郎商店解散
昭和九年七月三十一日　總社員ノ同意ニ依リ解散ス
●商號登記
商號　日本製藥社
營業種類　藥藥ノ製造販賣

營業所　京都市中京區　西ノ京北聖町十二番地
商號使用者ノ氏名住所　竈野寅藏　營業所ニ同シ
右昭和九年八月八日登記
●株式會社高木產七商店變更
昭和九年七月三十一日監査役　大西伊太郎高木公三郎各重任ス
●株式會社安田銀行支店廢止(支店)
昭和九年八月一日福島縣　耶麻郡喜多方町字一丁目四十五百四十三番地並ニ長野縣高井郡須坂町大字須坂二百三十三番地支店ヲ廢止ス
●合資會社野橋商店變更
昭和九年八月一日有限山口久太郎ハ自己出資持分全部ヲ左記ノ者ニ讓渡退社ス
同日右讓受出資變更ス
金一万圓　無限　野橋德三郎
金四千五百圓　有限　田島賢三
金一千五百圓　有限　大竹軍司
●合資會社宮本商店變更
昭和九年七月二十五日有限　塚本與三次死亡ス
同日右家督相續人左ノ者塚織入社ス
金七千八百圓　有限　塚本正一　京都市左京區南禪寺草川町八十一番地
●合名會社設立
商號　合名會社永井醬油店
本店　京都市上京區中立賣　通知惠光院東入新白水丸町四百六十二番地
目的　諸油ノ販賣右ニ附隨スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年八月一日
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格
金二千五百圓　永井冶義　右同所
金五百圓　永井治義　右同所
代表社員ノ氏名　永井治義
存立時期　設立ノ日ヨリ滿十箇年
右昭和九年八月九日登記
●三和興業株式會社變更
昭和九年八月一日監査役横田清太郎ハ左ノ地ニ轉住ス
●京都市左京區下鴨芝本町二十六番地ノ一
昭和九年八月九日本店ヲ左ノ地ニ移轉ス
東黒龍業株式會社移轉
●東黒龍業株式會社變更
昭和九年八月九日本店ヲ移轉
岐阜縣大野郡高山町大字新町一千九百十一番地
●株式會社井上電機製作所變更
昭和九年七月二十八日取締役白居万太郎代表取締役タル取締役田付三次重任ス
同日左ノ者就任ス
神谷信夫　京都市上京區上賀茂朝森町三十二番地
同日代表取締役神谷信夫就任ス

同日左ノ者監査役ニ就任ス
西村義一　東京市麻布區西ケ原町一千八十一番地
同日取締役山本龍太郎退任ス
●株式會社サイエンス商會清算人選任及解散並ニ更正
昭和九年八月一日臨時株主總會ノ決議ニ因リ解散ス
●合資會社設立
商號　合資會社若林商店
本店　京都市東山區東大路三條下ル三筋目上ル進之町五百八十五番地
目的　諸機械及工具ベヤリング賣買二諸機械製造販賣ニ附帯スル一切ノ事業
設立年月日　昭和九年八月一日
社員氏名住所及出資種類並ニ價格
勞務　無限　若林利八　本店ニ同所
金二千圓　若林利八　翠江忠造
金通新寺町　東入村木町四百五十四番地　同市下京區七條
電話機一點外二十九點此價格金二千圓　有限
若林ゆき江　本店住所ニ同所
存立時期　設立ノ日ヨリ滿三十箇年
●合名會社芳文堂印刷所本店移轉並變更
昭和九年七月二十八日左ノ者塚織入社ス
昭和九年七月二十八日左ノ者塚織入社ス
番地　京都市下京區松原通高倉東入杉屋町二百七十
同日代表社員眞木幸一郎就任ス
●合名會社設立
商號　合名會社伊藤貿造商店
本店　京都市伏見區東堺町四百七十番地ノ二
目的　各種燃料ノ卸販賣及食鹽醬油ノ小賣販賣並ニ之レニ附帯スル一切ノ事業
設立年月日　昭和九年八月一日
代表社員ノ氏名住所出資種類價格
金五百圓　伊藤貿造　右同所
金三百圓　伊藤クメ　本店ニ同所
●合名會社設立
商號　合名會社池松敬商店
本店　京都市下京區御幸町　通四條下ル大蓮町四目的　製造販賣業
設立年月日　昭和九年七月一日
代表社員氏名
社員氏名住所出資種類及價格
金二千圓　池松敬次郎　本店
金一万一千五百圓　信用　池松敬次郎　本店
同日代表社員池松敬次郎就任ス

●合資會社津久間商店解散
昭和九年八月五日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
●合資會社政所商店資變更
昭和九年七月二十八日左ノ者其ノ出資ヲ左ノ通リ變更ス
金三千圓　無限　政所福三郎
●合資會社設立
商號　合資會社若林商店
本店　京都市東山區林町大路三條下ル三筋目上ル進之町五百八十五番地
目的　諸機械及工具ベヤリング賣買二諸機械製造販賣ニ附帯スル一切ノ事業
設立年月日　昭和九年八月一日
社員氏名住所及出資種類並ニ價格
勞務　無限　若林利八　本店ニ同所
金二千圓　若林利八　翠江忠造
金通新寺町　東入村木町四百五十四番地　同市下京區七條
電話機一點外二十九點此價格金二千圓　有限
若林ゆき江　本店住所ニ同所
存立時期　設立ノ日ヨリ滿三十箇年
●合名會社芳文堂印刷所本店移轉並變更
昭和九年七月二十八日左ノ者塚織入社ス
昭和九年七月二十八日左ノ者塚織入社ス
番地　京都市下京區松原通高倉東入杉屋町二百七十
同日代表社員眞木幸一郎就任ス
●合名會社設立
商號　合名會社伊藤貿造商店
本店　京都市伏見區東堺町四百七十番地ノ二
目的　諸機械及食鹽醬油ノ小賣販賣並ニ之レニ附帯スル一切ノ事業
設立年月日　昭和九年八月一日
代表社員ノ氏名住所出資種類及價格
金二千五百圓　伊藤貿造　右同所
金二千圓　伊藤貿造　本店ニ同所
●合名會社設立
商號　合名會社池松敬商店
本店　京都市下京區御幸町　通四條下ル大蓮町四目的　製造販賣業
設立年月日　昭和九年七月一日
代表社員氏名
社員氏名住所出資種類及價格
金二千圓　池松光子　右同所
金二千圓　池松敬次郎　右同所
上記ノ者ニ讓渡退社ス
同日右讓受入社ス
竹中庵一　京都市上京區御幸町通松原
存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年

●合資會社津久間商店解散
昭和九年八月五日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
●合資會社政所商店資變更
昭和九年七月二十八日左ノ者其ノ出資ヲ左ノ通リ變更ス
金三千圓　無限　政所福三郎
●合資會社設立
商號　合資會社若林商店
本店　京都市東山區林町大路三條下ル三筋目上ル進之町五百八十五番地
目的　諸機械及工具ベヤリング賣買二諸機械製造販賣ニ附帯スル一切ノ事業
設立年月日　昭和九年八月一日
社員氏名住所及出資種類並ニ價格
勞務　無限　若林利八　本店ニ同所
金二千圓　若林利八　翠江忠造
金通新寺町　東入村木町四百五十四番地　同市下京區七條
電話機一點外二十九點此價格金二千圓　有限
若林ゆき江　本店住所ニ同所
存立時期　設立ノ日ヨリ滿三十箇年
●合名會社芳文堂印刷所本店移轉並變更
昭和九年七月二十八日左ノ者塚織入社ス
昭和九年七月二十八日左ノ者塚織入社ス
番地　京都市下京區松原通高倉東入杉屋町二百七十
同日代表社員眞木幸一郎就任ス
●合名會社設立
商號　合名會社伊藤貿造商店
本店　京都市伏見區東堺町四百七十番地ノ二
目的　諸機械及食鹽醬油ノ小賣販賣並ニ之レニ附帯スル一切ノ事業
設立年月日　昭和九年八月一日
代表社員ノ氏名住所出資種類及價格
金二千五百圓　伊藤貿造　右同所
金二千圓　伊藤貿造　本店ニ同所
●合名會社設立
商號　合名會社池松敬商店
本店　京都市下京區御幸町　通四條下ル大蓮町四目的　製造販賣業
設立年月日　昭和九年七月一日
代表社員氏名
社員氏名住所出資種類及價格
金二千圓　池松光子　右同所
金二千圓　池松敬次郎　右同所
上記ノ者ニ讓渡退社ス
同日右讓受入社ス
竹中庵一　京都市上京區御幸町通松原
存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年

●合名會社設立
商號　合名會社
本店　京都市上京區今小路通七本松西入上ル東今小路町七百四十四番地
目的　各種織物ノ製造販賣業
設立年月日　昭和九年八月一日
社員氏名住所並ニ出資種類及價格
セメント一四圓　無限　新海文吉　本店ニ同所
金百九十五圓　荷車一　蒸外十三點此價格金二百〇五圓　無限　長谷川巳之助　同市同區梅津前田町三十一番地
測量器一組外二十四點　此價格金六百九十八圓
金一千百二圓　有限　中川幸七　同町四十三番地
存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
●合資會社黒田久次郎商店解散
昭和九年七月三十一日　總社員ノ同意ニ依リ解散ス
●商號登記
商號　日本製藥社
營業種類　藥藥ノ製造販賣

營業所　京都市中京區　西ノ京北聖町十二番地
商號使用者ノ氏名住所　竈野寅藏　營業所ニ同シ
右昭和九年八月八日登記
●株式會社高木產七商店變更
昭和九年七月三十一日監査役　大西伊太郎高木公三郎各重任ス
●株式會社安田銀行支店廢止(支店)
昭和九年八月一日福島縣　耶麻郡喜多方町字一丁目四十五百四十三番地並ニ長野縣高井郡須坂町大字須坂二百三十三番地支店ヲ廢止ス
●合資會社野橋商店變更
昭和九年八月一日有限山口久太郎ハ自己出資持分全部ヲ左記ノ者ニ讓渡退社ス
同日右讓受出資變更ス
金一万圓　無限　野橋德三郎
金四千五百圓　有限　田島賢三
金一千五百圓　有限　大竹軍司
●合資會社宮本商店變更
昭和九年七月二十五日有限　塚本與三次死亡ス
同日右家督相續人左ノ者塚織入社ス
金七千八百圓　有限　塚本正一　京都市左京區南禪寺草川町八十一番地
●合名會社設立
商號　合名會社永井醬油店
本店　京都市上京區中立賣　通知惠光院東入新白水丸町四百六十二番地
目的　諸油ノ販賣右ニ附隨スル一切ノ業務
設立年月日　昭和九年八月一日
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格
金二千五百圓　永井冶義　右同所
金五百圓　永井治義　右同所
代表社員ノ氏名　永井治義
存立時期　設立ノ日ヨリ滿十箇年
右昭和九年八月九日登記
●三和興業株式會社變更
昭和九年八月一日監査役横田清太郎ハ左ノ地ニ轉住ス
●京都市左京區下鴨芝本町二十六番地ノ一
昭和九年八月九日本店ヲ左ノ地ニ移轉ス
東黒龍業株式會社移轉
●東黒龍業株式會社變更
昭和九年八月九日本店ヲ移轉
岐阜縣大野郡高山町大字新町一千九百十一番地
●株式會社井上電機製作所變更
昭和九年七月二十八日取締役白居万太郎代表取締役タル取締役田付三次重任ス
同日左ノ者就任ス
神谷信夫　京都市上京區上賀茂朝森町三十二番地
同日代表取締役神谷信夫就任ス

同日左ノ者監査役ニ就任ス
西村義一　東京市麻布區西ケ原町一千八十一番地
同日取締役山本龍太郎退任ス
●株式會社サイエンス商會清算人選任及解散並ニ更正
昭和九年八月一日臨時株主總會ノ決議ニ因リ解散ス
●合名會社設立
商號　合名會社若林商店
本店　京都市東山區林町大路三條下ル三筋目上ル進之町五百八十五番地
目的　諸機械及工具ベヤリング賣買二諸機械製造販賣ニ附帯スル一切ノ事業
設立年月日　昭和九年八月一日
社員氏名住所及出資種類並ニ價格
勞務　無限　若林利八　本店ニ同所
金二千圓　若林利八　翠江忠造
金通新寺町　東入村木町四百五十四番地　同市下京區七條
電話機一點外二十九點此價格金二千圓　有限
若林ゆき江　本店住所ニ同所
存立時期　設立ノ日ヨリ滿三十箇年
●合名會社芳文堂印刷所本店移轉並變更
昭和九年七月二十八日左ノ者塚織入社ス
昭和九年七月二十八日左ノ者塚織入社ス
番地　京都市下京區松原通高倉東入杉屋町二百七十
同日代表社員眞木幸一郎就任ス
●合名會社設立
商號　合名會社伊藤貿造商店
本店　京都市伏見區東堺町四百七十番地ノ二
目的　諸機械及食鹽醬油ノ小賣販賣並ニ之レニ附帯スル一切ノ事業
設立年月日　昭和九年八月一日
代表社員ノ氏名住所出資種類及價格
金二千五百圓　伊藤貿造　右同所
金二千圓　伊藤貿造　本店ニ同所
●合名會社設立
商號　合名會社池松敬商店
本店　京都市下京區御幸町　通四條下ル大蓮町四目的　製造販賣業
設立年月日　昭和九年七月一日
代表社員氏名
社員氏名住所出資種類及價格
金二千圓　池松光子　右同所
金二千圓　池松敬次郎　右同所
上記ノ者ニ讓渡退社ス
同日右讓受入社ス
竹中庵一　京都市上京區御幸町通松原
存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年

各株ニ付拂込ミタル株金額　金十二圓五十錢(現物出資一千六百五拾圓金出資四百拾)
公告方法　會社ノ門前ニ掲示ス
取締役氏名住所
前田　見聞　北海道函館市高砂町　九十五番地
赤尾龍太郎　本店ニ同所
明石　嘉聞　滋賀縣浦生郡八幡町　大字爲心町
中二番地
代表取締役　赤尾龍太郎
監査役ノ氏名住所
武田龍馬　京都市中京區河原　町通三條下ル大
黒町七十番地
赤尾雄吉　本店ニ同所
存立時期　設立ノ日ヨリ向フ三十箇年
●角星合資會社變更
昭和九年七月二十五日有限塚本與三次　死亡退社ス
同日左ノ者家督相續人承繼ス社ス
金三万七千圓　有限　塚本正一　京都市左京區南禪寺草川町八十一番地
●合資會社清水長鐵金工業所解散
昭和九年七月三十一日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
●合名會社永井忠染工場變更
昭和九年八月一日永井忠治郎ハ自己出資持分全部ヲ左ノ者ニ讓渡退社ス
同日右讓受入社ス
金二千圓　吳藤治朗　京都市下京區醒ヶ井通四條下ル高野堂町三百九十二番地
右昭和九年八月十三日登記
●陽西倉庫株式會社變更
昭和九年七月三十一日監査役　野田藤夫重任ス
●昇榮商事株式會社變更
昭和九年七月三十一日監査役和田幾三郎大橋駒次郎各重任ス
●日本レース株式會社株金拂込ミニ因ル變更
昭和九年七月三十一日各株ニ付拂込ミタル株金額ヲ左ノ通變更ス
金五十圓
●住宅證券株式會社變更
昭和九年八月二十日代表取締役　奥田邦造ハ辭任ス
●帝國火災保險株式會社支店移轉(支店)
昭和九年八月六日福岡市　大字今泉六十二番地七
福岡市大字今泉字　四ッ江六十一番地ノ
三ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
●合資會社森田加工部解散
昭和九年七月三十一日　總社員ノ同意ニ依リ解散ス
●合名會社池澤喜一郎商店出資增加
昭和九年七月三十一日左ノ者通リ出資增加ス
金一万四千圓　池澤喜一郎

●合名會社設立
商號　合名會社苗村美博堂
本店　京都市東山區東山通松原　上ル四丁目昆沙門町四十二番地
目的　貴金屬品製作販賣及之ニ附帯スル一切ノ藥務
設立年月日　昭和九年八月七日
代表社員氏名
社員氏名住所出資種類及價格
金三千一百圓　苗村儀三郎　本店ニ同所
金百圓　苗村シメ　右同所
存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
●合名會社島田機藥店出資增加
昭和九年八月五日左ノ通出資增加ス
金一万四千五百圓　島田勝次郎
右昭和九年八月十四日登記
●株式會社都ビルディング變更
昭和九年七月三十一日監査役北澤萬右衛門重任ス
●株式會社三和屋商店變更
昭和九年七月三十一日監査役　益田彌二六重任ス
●株式會社東山ダンスホール變更
昭和九年七月三十一日左ノ者取締役ニ就任ス
北村重志　京都市左京區吉田泉殿町一番地
●株式會社藤瀧商店變更
昭和九年七月三十一日取締役　藤瀧嚴三郎重任ス
同日監査役坂田得治重任ス
●合資會社設立
商號　合資會社シゲマツ寫眞館
本店　京都市東山區本町六丁目二番地
目的　寫眞撮影並ニ之ニ附帯スル一切ノ藥務
設立年月日　昭和九年八月五日
社員ノ氏名住所出資種類及價格
勞務　無限　野口轉一　本店ニ同所
金一千五百圓　無限　松谷藤太郎　本店ニ同所
金一千五百圓　有限　堀井ぬい　京都市東山區鞘町稻高原町十五番地ノ二
存立時期　設立ノ日ヨリ滿十箇年
●合資會社日出幸硝子工場解散
昭和九年七月三十一日　總社員ノ同意ニ依リ解散ス
●合資會社大藏商店變更
昭和九年七月三十一日有限　大藏恒三ハ自己出資持分全部ヲ左ノ者ニ讓渡退社ス
同日右讓受入社ス
金五千圓　大宇治川上リ谷七十二番地
●合名會社瀧川忠三郎商店
本店　京都市中京區瀧川車屋町通抑小路下ル藥師屋町三百三十二番地

●合名會社設立
商號　合名會社苗村美博堂
本店　京都市東山區東山通松原　上ル四丁目昆沙門町四十二番地
目的　貴金屬品製作販賣及之ニ附帯スル一切ノ藥務
設立年月日　昭和九年八月七日
代表社員氏名
社員氏名住所出資種類及價格
金三千一百圓　苗村儀三郎　本店ニ同所
金百圓　苗村シメ　右同所
存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
●合名會社島田機藥店出資增加
昭和九年八月五日左ノ通出資增加ス
金一万四千五百圓　島田勝次郎
右昭和九年八月十四日登記
●株式會社都ビルディング變更
昭和九年七月三十一日監査役北澤萬右衛門重任ス
●株式會社三和屋商店變更
昭和九年七月三十一日監査役　益田彌二六重任ス
●株式會社東山ダンスホール變更
昭和九年七月三十一日左ノ者取締役ニ就任ス
北村重志　京都市左京區吉田泉殿町一番地
●株式會社藤瀧商店變更
昭和九年七月三十一日取締役　藤瀧嚴三郎重任ス
同日監査役坂田得治重任ス
●合資會社設立
商號　合資會社シゲマツ寫眞館
本店　京都市東山區本町六丁目二番地
目的　寫眞撮影並ニ之ニ附帯スル一切ノ藥務
設立年月日　昭和九年八月五日
社員ノ氏名住所出資種類及價格
勞務　無限　野口轉一　本店ニ同所
金一千五百圓　無限　松谷藤太郎　本店ニ同所
金一千五百圓　有限　堀井ぬい　京都市東山區鞘町稻高原町十五番地ノ二
存立時期　設立ノ日ヨリ滿十箇年
●合名會社日出幸硝子工場解散
昭和九年七月三十一日　總社員ノ同意ニ依リ解散ス
●合資會社大藏商店變更
昭和九年七月三十一日有限　大藏恒三ハ自己出資持分全部ヲ左ノ者ニ讓渡退社ス
同日右讓受入社ス
金五千圓　大宇治川上リ谷七十二番地
●合名會社瀧川忠三郎商店
本店　京都市中京區瀧川車屋町通抑小路下ル藥師屋町三百三十二番地

目的　吳服類ノ販賣及之ニ附帯スル一切ノ行
設立年月日　昭和九年八月六日
代表社員氏名
社員氏名住所出資ノ種類及價格
勞務　瀧川忠三郎　京都市中京區烏丸通六角
下ル七觀音町六百三十六番地
金五千圓　瀧川キヌ　右同所
金五千圓　瀧川孝三　右同所
存立時期　竹内瓦師解散
●合名會社
昭和九年八月十三日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
●合名會社大新堂ノート製造所變更
昭和九年八月二日代表社員タル社員大西保定及
社員大西ノ綾子ハ左ノ地ヘ轉住ス
東京市下京區高倉寺南通下河　原東入材屋町三十六番地
昭和九年八月二日本店ヲ左ノ地(移轉ス
京都市下京區不明門通松原下ル吉水町四百五十六番地
●合名會社平塚甘納豆製造所出資增加
昭和九年八月五日左ノ通リ出資增加ス
金九千二百圓　平塚由藏
●商號登記
商號　つぼや
營業ノ種類　營利蔵業紹介事業
營業所　京都市中京區東洞院通蛸薬師下ル元竹田町六百二十六番地
商號使用者ノ氏名住所　水谷桂三　營業所ニ同所
右昭和九年八月十五日登記
●株式會社松岡染工所更正
昭和九年八月十五日銀行變更(支店)
●株式會社松岡染工所更正
昭和九年八月十四日取締役　松岡則三郎ノ住所左ノ通リ更正ス
京都市東山區高瀧寺南通下河　原東入材屋町三百五拾十一番地
●帝國瀧上火災保險株式會社變更(支店)
昭和九年八月五日取締役林孝喜ハ左ノ地ニ轉住ス
東京府北多摩郡砧村大藏　千八百三十六番地ノ
●株式會社松岡染工所本店移轉
昭和九年八月一日大阪市西區新町南通四丁目十二番地ヨリ當管内ニ本店ヲ移轉ス
●合名會社中村良商店解散及海算人選任
昭和九年七月三十一日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
中村キク　京都市下京區河原町通四條下ル順
右昭和九年八月十六日登記　京都區裁判所

目的　吳服類ノ販賣並ニ之ニ附帯スル一切ノ行
設立年月日　昭和九年八月六日
代表社員氏名
社員氏名住所出資ノ種類及價格
勞務　瀧川忠三郎　京都市中京區烏丸通六角
下ル七觀音町六百三十六番地
金五千圓　瀧川キヌ　右同所
金五千圓　瀧川孝三　右同所
存立時期　竹内瓦師解散
●合名會社
昭和九年八月十三日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
●合名會社大新堂ノート製造所變更
昭和九年八月二日代表社員タル社員大西保定及
社員大西ノ綾子ハ左ノ地ヘ轉住ス
東京市下京區高倉寺南通下河　原東入材屋町三十六番地
昭和九年八月二日本店ヲ左ノ地(移轉ス
京都市下京區不明門通松原下ル吉水町四百五十六番地
●合名會社平塚甘納豆製造所出資增加
昭和九年八月五日左ノ通リ出資增加ス
金九千二百圓　平塚由藏
●商號登記
商號　つぼや
營業ノ種類　營利蔵業紹介事業
營業所　京都市中京區東洞院通蛸薬師下ル元竹田町六百二十六番地
商號使用者ノ氏名住所　水谷桂三　營業所ニ同所
右昭和九年八月十五日登記
●株式會社松岡染工所更正
昭和九年八月十五日銀行變更(支店)
●株式會社松岡染工所更正
昭和九年八月十四日取締役　松岡則三郎ノ住所左ノ通リ更正ス
京都市東山區高瀧寺南通下河　原東入材屋町三百五拾十一番地
●帝國瀧上火災保險株式會社變更(支店)
昭和九年八月五日取締役林孝喜ハ左ノ地ニ轉住ス
東京府北多摩郡砧村大藏　千八百三十六番地ノ
●株式會社松岡染工所本店移轉
昭和九年八月一日大阪市西區新町南通四丁目十二番地ヨリ當管内ニ本店ヲ移轉ス
●合名會社中村良商店解散及海算人選任
昭和九年七月三十一日總社員ノ同意ニ依リ解散ス
中村キク　京都市下京區河原町通四條下ル順
右昭和九年八月十六日登記　京都區裁判所

特許 23345 号 特許

●國際運漕株式會社支店移轉（支店）
一昭和九年九月七日　神戸市神戸區海岸通六丁目一番屋敷ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
支店　神戸市神戸區海岸通三丁目一番地
昭和九年九月十一日登記
●合資會社岩男商店變更
一昭和九年九月一日　有限責任社員吹上藤城ノ責任ヲ無限ト無限責任社員本幡正八ノ責任ヲ有限ト變更ス
昭和九年九月十二日登記　小倉區裁判所司法出張所
●株式會社丸ト河合商店變更
一取締役野村小親ハ昭和九年八月二十八日死亡シタリ
右昭和九年九月十一日登記　札幌區裁判所江別出張所
●合資會社設立
一商號　川口組合資會社
一本店　空知郡砂川町字上　砂川十四百六十五番地ノ三
一目的　土木建築請負業其他土木建築ニ關スル附帯事業
一設立年月日　昭和九年九月三日
一代表社員ノ氏名　川口常五郎
一社員氏名住所出資種類價格及責任
金五千圓也建物六棟此價格金二千百八十七圓
無限　川口常五郎　空知郡砂川町字上砂川
一條通二丁目二十二號
金五千圓也建物五棟此價格金千百七十九圓
無限　川口キクノ　同所
金四千圓也　有限　千穂光保　同所
金二千六百三十四圓　有限　千穂すゑを　同所
一存立時期　設立ノ日ヨリ向ヲ五箇年
昭和九年九月十一日登記　岩見澤區裁判所瀧川出張所
●株式會社安田銀行變更（支店）
一昭和九年八月十二日長崎市本下町二十五番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
長崎市東濱町三十六番地　三十七番地三十八番地
昭和九年八月十六日登記
●株式會社今井商店變更（支店）
一昭和九年六月十五日　本店ヲ左ノ如ク變更ス
東京市日本橋區橋町十番地三

一同日　東京市日本橋區村松町二番地ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
東京市日本橋區橋町十番地三
昭和九年八月二十三日登記
●株式會社登別温泉ホテル變更
一昭和九年四月一日字名地番改正ニ依リ本店所在地ヲ左ノ如ク變更ス
本店　幌別郡幌別村字登別温泉町　百五十六番地
一同日清算人古山安澄ノ住所ヲ　幌別郡幌別村字登別町六丁目一番地ト變更ス
昭和九年八月二十四日登記
●合資會社升商店變更
一有限責任社員升サヨノ氏名ヲ升サタト更正ス
昭和九年八月二十五日登記
●山崎上野合資會社變更
一昭和九年八月二十日　社員上野良三ハ住所ヲ室蘭市幸町十七番地ニ移轉ス
昭和九年八月三十日登記
●小樽無盡株式會社變更（支店）
一昭和九年七月三十日株主總會ノ決議ニヨリ公告ヲ爲ス方法ヲ左ノ通リ變更ス　公告ハ本店所在地ニ於テ所轄裁判所ノ公告ヲ爲ス新聞紙ニ掲載ス
昭和九年八月二十日登記
●株式會社安田銀行變更（支店）
一株主總會ノ決議ニ依リ昭和九年八月三十一日福岡縣京都郡行橋町大字大橋二千八百八十二番地二千八百八十三番地及中津市千五百五十二番地ノ一ノ支店ヲ廢止ス
昭和九年九月三日登記
●合資會社設立
一商號　合資會社丸山組
一本店　室蘭市千歳町四十六番地
一目的　土木建築請負業右ニ附帯スル一切ノ事業
一設立年月日　昭和九年九月十一日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金一万圓也　無限　丸山茂十郎　室蘭市千歳町四十六番地
金四千圓也　無限　鈴木幸司　札幌市北三條東十一丁目十五番地
金三千圓也　有限　丸山春子　室蘭市千歳町四十六番地
金三千圓也　有限　丸山健造　同上所
代表社員ノ氏名　丸山茂十郎鈴木幸司
一存立ノ時期　設立ノ日ヨリ十箇年
昭和九年九月十一日登記　室蘭區裁判所

●渡島海岸鐵道株式會社變更
一左記ノ者昭和九年八月三十日取締役ニ就任ス
板谷順助　小樽市花園町四十一番地
一取締役池浦清ハ昭和九年九月一日其ノ住所ヲ茅部郡森町大字尾白内村字中ノ川一番地ノ二十九ニ移轉ス
右昭和九年九月十日登記　函館區裁判所森出張所
●合資會社瑠璃木工場變更
一昭和九年八月三十日有限責任社員山前清同神山政八他ノ社員ノ承諾ヲ得テ持分全部ヲ川原幸雄ニ讓渡シテ退社シ同日川原田幸雄ハ之レヲ讓受ケテ入社シタリ
一入社シタル社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及ビ責任
金二千圓　有限責任　川原田幸雄
部村大字瑠璃村字瑠璃原野第二基線三線二百三十一番地
右昭和九年九月十一日登記　名寄區裁判所興部出張所
●共同漁業合名會社解散
昭和九年九月四日總社員ノ同意ニ因リ解散ス
右昭和九年九月六日登記　網走區裁判所
●株式會社丸越北村商店設立（支店）
昭和九年八月三十日支店ヲ當管内ニ設置シタルニ因リ左ノ登記ヲ爲ス　商號株式會社丸越北村商店　本店　小樽市港町四十六番地　支店樺太名好郡惠須取大字惠須取字本町四丁目二番地
目的　一和洋紙文房具石鹸雜貨　問屋業二國定教科用圖書取次販賣並ニ學校用理化學用器械類ノ販賣三前項ノ業務ニ附帯スル事業　設立ノ年月日
昭和九年八月三十日　資本ノ總額　金三万五千圓
一株ノ金額　金五十圓　各株ニ付拂込ミタル株金額金五十圓　公告ヲ爲ス方法　本社ノ店頭ニ掲示
取締役ノ氏名住所　札幌市南二十五條西九丁目千鶴吉樺太名好郡惠須取町　大字惠須取字本町四丁目二番地河内金三郎　小樽市港町四十六番地前田勇　代表社員ノ代表ヘキ取締役　上月鶴吉　監査役
一株式會社安田銀行變更（支店）
昭和九年八月三十日支店ヲ當管内ニ設置シタルニ因リ左ノ如ク變更ス
一昭和九年八月三十一日　共同銀行ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
東京市日本橋區橋町十番地三
昭和九年八月二十三日登記
●株式會社登別温泉ホテル變更
一昭和九年四月一日字名地番改正ニ依リ本店所在地ヲ左ノ如ク變更ス
本店　幌別郡幌別村字登別温泉町　百五十六番地
一同日清算人古山安澄ノ住所ヲ　幌別郡幌別村字登別町六丁目一番地ト變更ス
昭和九年八月二十四日登記
●合資會社升商店變更
一有限責任社員升サヨノ氏名ヲ升サタト更正ス
昭和九年八月二十五日登記
●山崎上野合資會社變更
一昭和九年八月二十日　社員上野良三ハ住所ヲ室蘭市幸町十七番地ニ移轉ス
昭和九年八月三十日登記
●小樽無盡株式會社變更（支店）
一昭和九年七月三十日株主總會ノ決議ニヨリ公告ヲ爲ス方法ヲ左ノ通リ變更ス　公告ハ本店所在地ニ於テ所轄裁判所ノ公告ヲ爲ス新聞紙ニ掲載ス
昭和九年八月二十日登記
●株式會社安田銀行變更（支店）
一昭和九年八月三十一日福岡縣京都郡行橋町大字大橋二千八百八十二番地二千八百八十三番地及中津市千五百五十二番地ノ一ノ支店ヲ廢止ス
昭和九年九月三日登記
●合資會社設立
一商號　合資會社丸山組
一本店　室蘭市千歳町四十六番地
一目的　土木建築請負業右ニ附帯スル一切ノ事業
一設立年月日　昭和九年九月十一日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金一万圓也　無限　丸山茂十郎　室蘭市千歳町四十六番地
金四千圓也　無限　鈴木幸司　札幌市北三條東十一丁目十五番地
金三千圓也　有限　丸山春子　室蘭市千歳町四十六番地
金三千圓也　有限　丸山健造　同上所
代表社員ノ氏名　丸山茂十郎鈴木幸司
一存立ノ時期　設立ノ日ヨリ十箇年
昭和九年九月十一日登記　室蘭區裁判所

●豪灣製腦株式會社變更
一昭和九年八月二十九日重任ス
監事後宮信太郎昭和九年八月二十九日重任ス
右昭和九年九月二十一日登記
●株式會社彰化銀行變更
昭和九年九月二日取締役中津德治住所ヲ臺中市旭町六丁目十八番地ニ移轉ス
●東都書籍株式會社變更
昭和九年六月九日目的ヲ圖書文具藥品ノ販賣並ニ附隨スル業務ト變更ス
右昭和九年九月六日登記　臺北地方法院
●株式會社彰化銀行變更（支店）
一取締役中津德治ハ昭和九年九月二日住所ヲ臺中市旭町六丁目十八番地ニ移轉ス
右昭和九年九月六日登記　臺中地方法院東勢出張所
●株式會社彰化銀行（變更）
一昭和九年九月二日取締役　中津德治ハ住所ヲ左ノ通リ變更セリ
臺中州臺中市旭町六丁目十八番地
右昭和九年九月六日登記　臺中地方法院南投出張所
●國際通運株式會社變更（支店）
一昭和九年八月二十一日　共榮支店ヲ基隆市明治町一丁目二十六番地ニ移轉ス
右昭和九年九月八日登記　臺南地方法院高雄支部

◉法人登記

●社團法人田園調布會（變更）
一理事早川分後ハ昭和九年八月三十一日辭任ス
右昭和九年九月四日登記
●財團法人品川町罹災記念會（變更）
一昭和九年八月二十八日左者理事ニ就任ス
森麗山　東京市品川區北品川三丁目二百三十八番地
右昭和九年九月五日登記
●遞信協會（變更）
一理事昭和九年九月三日其住所ヲ東京市淀谷區大向通十九番地ニ移轉ス
右昭和九年九月六日登記　東京區裁判所南品川出張所
●財團法人全國神職會（變更）
一理事潮惠之助ハ昭和九年八月十三日辭任シ同日左記ノ者理事ニ就任ス
丹羽七郎　東京市麴町區外櫻田町一番地
右昭和九年八月十七日登記　東京區裁判所澁谷出張所

◉森林組合登記

●木屋平施業森林組合變更
一理事岡本壽八ハ昭和九年八月八日任期滿了ノ處昭和九年四月二十五日總會ノ決議ニ因リ再選セラレ昭和九年四月二十五日重任ス
右昭和九年九月七日登記
●木屋平施業森林組合變更
一監事岡本安三郎ハ昭和九年八月二十六日死亡シタリ
右昭和九年九月　五日總會ノ決議ニヨリ左ノ者新監事ニ同日就任ス
監事　岡本一良　德島縣那植郡川島町大字桑村五百二十三番地
右昭和九年九月八日登記　川島區裁判所
●大北川保護土工森林組合變更
一昭和九年八月二十四日目的及ビ事業中五號ヲ左ノ通リ變更
五林産物ノ改良及共同販賣斡旋
●大北川保護土工森林組合變更
一理事監事增員昭和九年九月二日左者ヲ選任同日各就任
理事　小野誠一　土佐郡大川村朝谷百二十六番地
同　筒井　俊馬　同所四十五番地
監事　西川國次郎　同所百二十六番地
右昭和九年九月七日登記　高知區裁判所土居出張所
●小谷村造林保護森林組合變更
一理事西原繕人重田運幾田正一ハ昭和九年八月十日任期滿了ニ付昭和九年八月十日重任ス
一監事平川九一片山聲原田友市ハ昭和九年八月三十日各重任ス
右昭和九年九月十日登記　廣島區裁判所白市出張所
●潑谷施業土工森林組合變更
監事全員任期滿了ノ處櫻田準一吉方太三郎ハ昭和九年八月三十一日重任ス
右昭和九年九月七日登記　庄原區裁判所西城出張所
●小野田土工保護森林組合（變更）
理事監事任期滿了ニ付昭和九年九月一日總會ニ於テ選擧ノ結果左記ノ通リ當選同月五日各員就任シタリ
再選重任理事　長宗常五郎森本虎太永宗雅夫行
再本市雄森茂三郎
新任理事　小林元重　赤磐郡小野田村大字佐古七百番地
内田一男　同村大字澤原五百四十七番地
再選重任監事　土井丈太森本仁三三

新任監事　中溝銀三郎　赤磐郡小野田村大字佐古四百八十五番地
右昭和九年九月十一日登記　岡山區裁判所瀬戸出張所
●横根土工森林組合變更
一監事米井信次郎ハ昭和九年八月三十日重任ス
右昭和九年九月八日登記　鳥取區裁判所智頭出張所
●吉田大澤施業土工森林組合變更
一昭和九年四月十四日　費用分擔ノ方法ヲ左ノ如ク變更ス
組合員ノ費用分擔ノ割合ハ地區內總面積及林造受益森林面積ニ比例シ立木竹ノ評價格又ハ伐採價格ニ依リ之ヲ定ム　登米區裁判所
右昭和九年九月七日登記

◉漁業組合登記

●八幡五所漁業組合變更
一監事一名缺員ニ因リ昭和九年九月三日左ノ者同日監事ニ補缺就任ス
安藤常太郎　市原郡八幡町八幡千番地
●千種村今津朝山漁業組合變更
一理事任期滿了改選嚴選三瀧藤万次郎ハ昭和九年九月八日各重任ス
昭和九年九月八日登記　千葉區裁判所八幡出張所
●興津川漁業組合變更
一監事丹藤茂作堀池利雄繁竹文一ハ昭和九年八月三十日重任ス
右昭和九年九月十日登記　靜岡區裁判所興津出張所
●繩地漁業組合變更
理事渡邊晉吉ハ昭和九年八月三十一日辭任ス
昭和九年九月三日理事補缺選擧ノ處左記ハ當選就任ス
杉山忠藏　賀茂郡下河津村繩地二十五番地
右昭和九年九月六日登記　下田區裁判所下河津出張所
●巽本漁業組合變更
一理事長谷川英太郎ハ昭和九年八月二十六日重任ス
一監事波多野九一郎長谷川誠一郎ハ昭和九年九月一日重任ス
昭和九年九月六日登記　新潟區裁判所村松出張所

●下荒村漁業組合變更
一監事永井定吉土井直三郎ハ昭和九年八月八日重任ス
昭和九年九月四日登記　岸和田區裁判所尾崎出張所
●假屋浦漁業組合變更
一理事正井達次郎ハ昭和九年八月二十四日辭任ス
一左ノ者昭和九年九月一日理事ニ就任ス
南山今吉　津名郡假屋町假屋三十番地ノ二
昭和九年九月七日登記　洲本區裁判所假屋出張所
●三津口漁業組合變更
一理事菅田國光ハ昭和九年九月四日重任ス
右昭和九年九月九日登記　竹原區裁判所內海出張所
●岡島西村漁業組合變更
理事吉原源一郎ハ昭和九年八月二十五日死亡ス
昭和九年九月七日登記　尾道區裁判所
●中關町漁業組合變更
一監事原田喜一郎同秀吉田刀輔市ハ昭和九年八月三十一日再任シ左記ノ者同日監事ニ就任ス
神力實　佐波郡中關町　大字向島三百三十七番地
右昭和九年九月八日登記　山口區裁判所三田尻出張所
●日生漁業組合變更
一理事那須正俊下林善吉任期滿了ニ付昭和九年八月十六日重任ス
理事　那須正俊　和氣郡日生町大字日生千二百四十四番地
同上　下林善吉　同所八百二十二番地
右昭和九年八月二十九日登記　岡山區裁判所片上出張所
●瑞穗漁業組合變更
監事田中靜市ハ昭和九年八月二十七日死亡ス
右昭和九年九月四日登記　倉吉區裁判所由良出張所
●潮戸町漁業組合
一監事任期滿了ニ付昭和九年八月二十六日朝野滅ハ再選重任シ左者同日監事ニ就任ス
中谷龜一　西彼杵郡潮戸町福島鄉九百八十八番地
越尾與太郎　同上千二百三十六番地
右昭和九年九月七日登記　長崎區裁判所潮戸出張所

●鳥取村漁業組合變更
一理事大野千里ハ昭和九年八月二十九日辭任シ同日臨時總會ニ於テ左記ノ者選擧ニ就任ス
理事　代田秀次郎　西彼杵郡鳥取村八千七百十七番地
右昭和九年九月六日登記　佐世保區裁判所面高出張所
●有川町有川漁業組合（變更）
一理事中村久市ハ昭和九年九月五日　辭任シタリ
一理事一名缺員ニ付昭和九年八月二十八日總會ニ於テ左ノ者選任同日就任ス
山口銀太郎　南松浦郡北魚目村立串鄉六百二十番地
一監事一名缺員ニ付昭和九年八月二十八日總會ニ於テ左ノ者選任同日就任ス
高田次三郎　南松浦郡北魚目村小串鄉四百二番地
右昭和九年九月六日登記　福江區裁判所有川出張所
●廻漁業組合變更
一理事阿比留太郎ハ昭和九年八月三十一日辭任ス
一理事阿比留太郎ハ辭任シ監事任期滿了ニ付昭和九年九月五日總會ニ於テ左記ノ者就任ス
理事　阿比留喜與志　下縣郡奴加岳村大字廻十二番戸
監事　阿比留義光　下縣郡奴加岳村大字廻九番戸
同　中庭愛之助　同上五番戸
右昭和九年九月八日登記　嚴原區裁判所仁位出張所
●切木村漁業組合變更
一理事潤部光太郎芳屋福太郎ハ昭和九年九月四日辭任シ同日久松ハ任期滿了ニ付同日左記ノ者理事ニ就任ス
山下　行治　佐賀縣東松浦郡切木村大字大浦二八一番地一
同　吉富政治郎　同縣同郡同村大字同三三五番地
一監事山口喜三郎ハ昭和九年九月四日重任シ同日辭任シ同日同郡同村大字同又五一番地
右昭和九年九月十日登記　中庭愛之助　同縣同郡同村大字同又三二六番地
右昭和九年九月五日登記　唐津區裁判所有浦出張所

特定23345号

◎相續財產管理人選任

本籍及最後ノ住所栃木縣上都賀郡鹿沼町大字鹿沼六百三十九番地相續人　亡　坂木　松平

安政四年十一月十二日栃木縣上都賀郡鹿沼町大字鹿沼六百三十九番地ニ於テ出生

昭和九年二月二十七日右同所ニ於テ死亡

栃木縣上都賀郡鹿沼町大字鹿沼六百三十九番地　相續財產管理人　坂木國之助

當裁判所ハ利害關係人栃木縣上都賀郡鹿沼町大字鹿沼山本仁吉ノ請求ニ依リ昭和九年十月十二日前記坂木國之助ヲ前記亡坂木松平ノ相續財產管理人ニ選任シタリ

昭和九年十月十二日　宇都宮區裁判所

◎公示催告

大連市大山通八十番地

滿洲電信電話株式會社經理部用度課長　申立人　三木　脩藏

一別紙目錄ノ通

右證券ニ付キ前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其所持人ハ昭和十年四月九日午前九時迄ニ當法院ニ權利ヲ屆出テ且ツ其證書ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及ヒ提出ヲ爲ササルニ於テハ其無效ヲ宣言スルコトアル可シ

昭和九年十月六日　關東廳地方法院

（別紙）

目　錄

一證券ノ種類及番號　船荷證券第四十號

一發行年月日　昭和九年八月七日

一證券作成地並ニ發行人　横濱市、大連汽船株式會社

一船積港　横濱

一陸揚港　大連

一船舶ノ名稱及國籍　甘井子丸、國籍日本

一荷印及品名　Dairen　鋼線

一箇數重量及ハ容量　九百九十四箇、六一、五三三斤

一價格　二万七千四百四十八圓

一荷送人　横濱市神奈川區西平沼町　四丁目二十三番地古河電氣工業株式會社

一荷受人　大連市山縣通百十三番地　古河電氣工業株式會社大連販賣店

一入庫年月日　昭和九年八月十八日

大連市信濃町百二十番地　申立人　森井常治郎

右證券ニ付キ前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其所持人ハ昭和十年四月八日午前九時迄ニ當法院ニ權利ヲ屆出テ且ツ其證書ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及ヒ提出ヲ爲ササルニ於テハ其無效ヲ宣言スルコトアル可シ

昭和九年十月六日　關東廳地方法院

一證券ノ種類及番號　船荷證券第三四九號　一

一船積港及荷送人　横濱　塞田

一陸揚港及荷送人　大連　森井

一品名數量及荷印　乾海苔箱詰二箇森井

一發行年月日及發行者名　昭和九年八月二十二日　川崎汽船株式會社横濱出張所

一最終ノ所持人　森井常治郎

◎公示催告中更正

右申立ニ係ル昭和九年（ヲ）第五七號公示催告申立事件ニ付決定スルコト左ノ如シ

主　文

當裁判所カ昭和九年十月五日爲シタル公示催告ノ（ハ）ノ約束手形ノ表示中支拂期日昭和六年十月十日トアルヲ昭和十年六月十日ト更正ス

昭和九年十月十五日　東京區裁判所

判事　上條馨

◎失踪ニ關スル屆出ノ催告

本籍及最後ノ住所福岡市下對馬小路百七番地　不在者　久野又二郎

明治二十五年三月五日生

右ニ對シ福岡市下對馬小路百七番地久野チヨウヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和十年五月十五日午前十時迄ニ當區裁判所ニ生存ノ屆出ヲ爲スヘク若其ノ屆出ヲ爲ササルトキハ失踪ノ宣告ヲスヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其屆出ヲ爲スヘシ

昭和九年十月九日　福岡區裁判所

◎破產宣告

新潟縣西蒲原郡燕町大字東大田五千七十四番地　債務者　七里　蕃作

右ノ者ニ對スル昭和九年（ワ）第一號破產事件ニ付昭和九年十月九日午後三時當裁判所ノ爲シタル破產宣告ニ付公告スルコト如左

一債務者七里蕃作ヲ破產者トス

本件破產手續ヲ小破產トス

昭和九年十月十八日　横濱區裁判所

◎破產手續廢止

破產者　株式會社一ノ宮鐵行

右ニ對シ昭和五年（ワ）第六號破產事件ニ付當裁判所ハ破產管財人ノ申立ニ因リ債權者集會ノ意見ヲ聽キタル上破產財團ヲ以テ破產手續ノ費用ヲ償フニ足ラスト認メ左ノ如ク決定シタリ

本件破產手續ハ之ヲ廢止ス

昭和九年十月二十日　高崎區裁判所

◎和議取消申立棄却

債務者　株式會社鹽岡銀行

右ニ對スル昭和九年（シ）第一號和議事件ニ付當裁判所ハ債權者東京市板橋區板橋町二丁目百五十番地中野亀太郎ヨリ債務者ニ詐欺破產ノ罪ニ該ル行爲アリトシテ和議取消ノ申立アリタルモ其ノ理由ナキモノト認メ左ノ如ク決定シタリ

本件和議取消申立ハ之ヲ棄却ス

右公告ス

昭和九年十月十二日　盛岡區裁判所

◎供託物取戻ニ關スル屆出ノ催告

供託番號　昭和五年金第一三五八號

一金四十三圓也

供託番號　昭和五年金第一五五五號

一破產管財人ハ新潟市東中通一番町百九十六番地神本貞一トス

三債權屆出期間ハ昭和九年十一月十日迄トス

四第一回債權者集會及債權調査會ノ期日ハ昭和九年十一月十五日午前十時トス

五破產者ノ債務者及破產財團ニ屬スル財產ノ所持者ハ破產者ニ辨濟ヲ爲シ又ハ其財產ヲ交付スヘカラス破產者ニ對シ債務ヲ負擔スル者ハ其旨又破產者ノ財產ヲ所持スル者カ別除權ヲ有スルトキハ其債權ヲ有スルコトヲ昭和九年十一月十日迄ニ破產管財人ニ屆出ツヘシ

昭和九年十月十九日　新潟區裁判所

債務者村田政雄ヲ破產者トス

債務者　村田　政雄

一破產管財人　大阪市西區西長堀南通二丁目二十番地　辯護士　中村公男

一債權屆出期間　昭和九年十一月十日迄

一第一回ノ債權者集會ノ期日　昭和九年十一月十九日午後一時

一債權調査ノ期日　昭和九年十一月三十日午後一時

一破產者ノ債務者及破產財團ニ屬スル財產ノ所持者ハ破產者ニ辨濟ヲ爲シ又ハ其財產ヲ交付スヘカラス尙破產者ニ對シ債務ヲ負擔スル者又ハ其財產ヲ所持スル者カ別除權ヲ有スルトキハ其債權ヲ有スル旨ヲ昭和九年十一月十日迄ニ破產管財人ニ屆出ツヘシ

昭和九年十月二十日　大阪區裁判所

熊本縣飽託郡奥古閑村五百八番地　債務者　甲斐　重太

右ニ對スル昭和九年（チ）第二三號破產事件ニ付公告スルコト左ノ如シ

一債務者甲斐重太ヲ破產者トス

一本件ヲ小破產トス

一破產管財人ハ熊本市山崎町二十六番地　辯護士　山本茂雄

一債權屆出期間ハ昭和九年十一月十三日迄トス

債權者ハ右期日迄ニ證書類又ハ其ノ謄本ヲ添付シタル債權屆書二通ヲ當裁判所ニ提出スヘシ

一債權者ハ左ノ期日ニ當裁判所ニ出頭スヘシ

一第一回債權者集會期日ハ昭和九年十一月二十日午前十時

一債權調査期日ハ昭和九年十一月二十日午前十時

一破產者ノ債務者及破產財團ニ屬スル財產所持者ハ破產者ニ辨濟ヲ爲シ又ハ其ノ財產ヲ交付スヘカラス破產者ニ對シ債務ヲ負擔スル者若クハ破產ノ旨ヲ知リテ其ノ財產所持者ニシテ別除權ヲ有スルトキハ其ノ債權ヲ有スルコトヲ昭和九年十一月十三日迄ニ破產管財人ニ屆出ツヘシ

昭和九年十月十九日午前十時宣告

熊本區裁判所

◎破產宣告取消

横濱市中區伊勢佐木町三丁目四番地　破產者　鈴木竹次郎

右ノ者ニ對スル昭和六年（ホ）第四九號破產事件ニ付昭和八年十月十二日午前十時當裁判所カ爲シタル破產宣告決定ニ對シ横濱地方裁判所ニ於テ昭和九年十月四日左ノ如キ決定ヲ爲シ該決定確定シタリ

主　文

原決定ヲ取消ス

本件破產申立ヲ棄却ス

此ノ決定ハ直ニ其ノ效力ヲ生ス

右公告ス

昭和九年十月十八日　横濱區裁判所

◎破產手續廢止

破產者　株式會社一ノ宮鐵行

右ニ對スル昭和五年（ワ）第六號破產事件ニ付當裁判所ハ破產管財人ノ申立ニ因リ債權者集會ノ意見ヲ聽キタル上破產財團ヲ以テ破產手續ノ費用ヲ償フニ足ラスト認メ左ノ如ク決定シタリ

本件破產手續ハ之ヲ廢止ス

昭和九年十月二十日　高崎區裁判所

◎和議取消申立棄却

債務者　株式會社鹽岡銀行

右ニ對スル昭和九年（シ）第一號和議事件ニ付當裁判所ハ債權者東京市板橋區板橋町二丁目百五十番地中野亀太郎ヨリ債務者ニ詐欺破產ノ罪ニ該ル行爲アリトシテ和議取消ノ申立アリタルモ其ノ理由ナキモノト認メ左ノ如ク決定シタリ

本件和議取消申立ハ之ヲ棄却ス

右公告ス

昭和九年十月十二日　盛岡區裁判所

◎出ノ催告

供託番號　昭和五年金第一三五八號

一金四十三圓也

供託番號　昭和五年金第一五五五號

一金四十三圓也

元神戸市兵庫中町通六丁目一九番地ノ八　右供託者　島源司

一金四十三圓也

元神戸市兵庫中町通六丁目一九番地ノ二　供託者　島源司

一金四十三圓也

元神戸市兵庫中町通六丁目一九番地ノ九　供託者　島源次

一金四十三圓也

元神戸市兵庫中町通六丁目一九番地ノ八　右供託者　島源次

以上家賃金辨濟ノ供託

右供託物指定受取入タル　神戸市兵庫區江川町五十四番地中村彌兵衛ヨリ還付ノ請求アリタルニ依リ拂渡ニ付異議アル向ハ昭和九年十月三十日迄ニ其旨當局ヘ申出ラルヘシ

昭和九年十月十六日　神戸供託局

◎破產事件ノ配當ニ付公告

東京區裁判所昭和八年（ソ）第三四八號

破產者　四立無盡株式會社

一配當ニ加フヘキ債權總額　金百二十九万三千五百八十四圓二十錢也

一配當スルコトヲ得ヘキ金額　金五万八千二百十一圓二十八錢也

右公告ス

昭和九年十月二十二日

破產者四立無盡株式會社

破產管財人　後藤德太郎

同　平林庄太郎

同　古岡力太郎

◎行方死亡人

本籍住所氏名不詳男年齡三十歲前後人相身長五尺四五寸位肥リタル方顏面ハ腐敗シ頭髮ハ脫落シ人相不明著衣茶色襟衣白ポプリンノワ

イシヤツ黑木綿腰水雲帶ノ越中褌巻色ト白縞ノネクタイ白黑格子縞ズボン白木綿ノ紐下ニ見船員風腹巻白セル縞ズボン白木綿ノ紐下ニ見船員風

右去月二十一日午前十時頃當町鶴沼五三一七番地先海岸ニ溺死體ト爲リテ漂著セルヲ以テ假埋葬ヲ爲セリ心當リノ者ハ申出ツヘシ

昭和九年十月二日　神奈川縣高座郡藤澤町役場

◎日本銀行週報

◎兌換銀行發行高報週平均高報告自昭和九年十月十四日至昭和九年十月二十日）

	円
發行兌換銀行券	四六、一二四、四五五、九〇一、〇〇〇
準備	円
公債	二、八六九、〇〇〇、〇〇〇
金貨及金地金	五、七九五、九〇〇、〇〇〇
保證	円
政府證券	二、三六六、三五〇、〇〇〇
手形證券	一、五五五、二五〇、〇〇〇
合計	六、六三一、九二〇、六九〇、〇〇〇

◎營業毎週報告（昭和九年十月二十日）

	円
資本金	六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
積立金及損益金	一、一四〇、八二九、七〇三、〇四八
發行兌換銀行券	一、一四〇、九二一、一二八、〇〇〇
政府預金	円
政府當座預金	一五一、一五五、〇〇四、五八一、九五
一般預金	一二二、一七六、一〇四、八八、四四
小額紙幣準備寄託金	一七、三五五、〇三二、四四、九九
其他	六、一三五、〇三二、四四、九九
總計	一、一六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
資產ノ部	一、一六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
拂込未濟資本金	一七、八五、六六四、六六二、〇三四
現金及地金	一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
金貨及金地金	四六、一二四、四五五、九〇一、〇〇〇
其他	四六、一二四、四五五、九〇一、〇〇〇
計	一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
割引手形	一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
政府貸金	一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
政府法定貸金	四〇、〇四一、九一七、九一二、〇〇〇
貸付金	一七、六九六、八八五、八五〇
一時貸金	一一〇、六〇五、六七七、九四〇
公債	三、八七七、四九八、四一七、六五七
公債店勘定	八、八五六、四一七、六五七
代理店勘定	一四、九三、〇四四、二四七
政府勘定特殊現金	一一、一六〇、〇〇〇、〇〇〇
小額紙幣準備保管金	一八、八一五、三五五、五五五
其他	一七、八五、七六四、六六二、〇三四
總計	一七、八五、七六四、六六二、〇三四

昭和九年十月二十三日　日本銀行

左記荷物心當リノ向ハ當省ニ申出ツヘシ本公告後六月以内ニ其權利者ノ申出ナキ時ハ鐵道省其所有權ヲ取得ス

昭和九年十月

備考　荷物表示上ノ數字ハ捜索番號　其下ノ數字等ハ紛失又ハ發見ノ月日驛名等　ハ紛失　×ハ到着年月日事情等不明後發見ノモノ　※ハ一時預リ品受取方申出ナキモノ

鐵道省	
四六七〇〇紙包	砲金砂八、二一、二四新橋×
四六七一同	新聞八、二二、三同上
四六七二箱入	林檎九、一二上野×
四六七三同	同上
四六七四袋入	衣類九、三同上
四六七五同	衣類九、一七熊本×
四六七六袋入	衣類等九、一七熊本×
四六七七包	紙包ハ、四六八八紙包バラヒン紙九、二〇上野×
四六七八同	昆布九、二〇澁谷×
四六七九同	ゴム靴等九、一九浜子×
四六八一風呂敷包	浴衣等八、二一九上野×
四六八二同	衣類等九、一五同上
四六八三同	衣類等九、一一上野×
四六八四同	衣類等九、一一同上
四六八五同	衣類等九、一一同上
四六八六同	衣類等九、一五同上
四六八七行李入	衣類等九、一一五同上
四六八八同	蒲團等九、一二廣島×
四六八九同	蒲團等九、一二穩山×
四六九〇同	衣類等六、二二穩山×
四六九一同	蒲團等九、一二八門司×
四六九二同	蒲團等九、一二巽島×
四六九三同	蒲團等九、一二東京×
四六九四同	蒲團等九、一二東京×
四六九五同	蒲團等九、一二東京×
四六九六同	衣類等九、一二東京×
四六九七同	衣類等九、一二東京×
四六九八同	蒲團等九、一二東京×
四六九九同	蒲團等九、一二東京×
四七〇〇同	名古屋×
四七〇一自轉車	八、三一梅田×
四七〇二箱入	松茸九、二八門司×
四七〇三箱入	松茸九、二八門司×
四七〇四樽入	秋刀魚一〇、三蓮崎×
四七〇五紙包	蒲團等九、七砂川×
四七〇六自動車部分品	一〇、三門司×
四七〇七紙包	蒲團等九、七砂川×
四七〇八布	包蒲團等九、一〇東京×
四七〇九布	サック入竹刀九、二〇新橋×
四七一〇同	蒲團等九、一〇東京×
四七一一毛布包	蒲團等九、一〇東京×
四七一二同	衣類等九、一八旭川×
四七一三同	衣類等九、一八旭川×
四七一四紙包	石炭九、一四東京×
四七一五同	ビラ九、三秋田×
四七一六同	ポスター八、一八博多×
四七一七紙	邑敷包夏羽織等九、一四東京×
四七一八同	足袋等九、一四東京×
四七一九同	足袋等九、一四東京×
四七二〇同	蒲團等九、名古屋×
四七二一同	シヤツ等九、一八門司×
四七二二同	蒲團等九、一〇東京×
四七二三行李入	等九、一〇東京×
四七二四同	蒲團等九、一〇同上
四七二五同	衣類等九、一〇同上
四七二六同	衣類等九、一〇同上
四七二七同	衣類等同釜山營業所×
四七二八自動車	九、二〇大曾根×
四七二九同	オーバー等九、七砂川×
四七三〇箱入	日本銀行

瓦斯ラジアブ九、三〇〇濱町× 四七三一、柔傳箱一〇、二佐世保× 四七三二紙包金物九、五上野× 四七三三板締ストーブ一〇、五鹿兒島× 四七三四箱入洋服等九、三一〇京都× 四七三五同トランク 四七三六孤包ボロ錦九、一八南國× 四七三七同上 四七三八同浦團等八、三一同上 四七三九同浦團九、一同上 四七四〇同乾燥饅九、二一同上 四七四一同雜誌九、三熊本× 四七四三風呂敷包裕衣等九、一八奈良× 四七四四同上 四七四五同寫眞集等九、一四同上 四七四六絕緣付八、二七京都× 四七四七同上 四七四八同上 四七四九柿入梅干八、三一京都× 四七五〇行李入雜誌等九、二京都× 四七五一同ネクタイ等九、二同上 四七五二本箱九、一五同上 四七五三絕九、一同上 四七五四鐵板九、八熊本× 四七五五蓙包九、二二特太× 四七五六臥入馬鈴薯等一〇、五實森× 四七五七籠入松茸一〇、六東京× 四七五八同一〇、八同上 四七五九同一〇、八同上 四七六〇同コリント ゲーム用突棒等九、五下關× 四七六一布包蒲團等九、二四飯塚× 四七六二布包認印（平孝）等九、二函館×

尙本詳細ハ最寄鐵道官傳車場ニ就キ荷物彙報ヲ閱覽セラルヘシ

◎外國郵便物東京中央郵便局締切日時表

普通	月	日	時	月	日	時	郵便船名	船名
通常							小包	帆港
書留								
同三五四〇牛	一〇、三五四〇						紳戸	タラナ號
同三五四〇牛	一〇、三五四〇						同	デンプレシ
同三五四〇牛	一〇、三五四〇						同	ザヤンソン號
同三五四〇牛	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	門司	榛名丸
同三五四〇牛	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	同	龍田丸
同三五四〇牛	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	同	エムプレスカナダ號
同三五四〇牛	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	一〇、三五四〇	同	同

◎布哇、米國、加奈陀、南米等行

◎加奈陀、米國、南米等行

◎布哇、米國、加奈陀、南米等行

◎布哇、加奈陀、米國、南米等行

（備考）榛名丸ノ小包ハ横濱局送トス

特 23345 号

東京府農工銀行
取締役經濟學博士 杉本正幸著

不動産銀行法釋義

菊判特製520頁
定價4.50 〒22

本書は純粹不動産銀行たる勸、農兩銀行法及び兼營不動産銀行たる北海道拓殖銀行並に朝鮮殖産銀行法につきて統一的に檢討を試みられたる好著にして、著者の徹底克明なる、凡ゆる資料によりて其の沿革並に立法の趣旨等をも明らかにせられ、殊に各法律に於ける同旨の 法條を一々對比し一括して詳論せられ、其の運用解釋を明確ならしめたるのみならず又諸外國の立法例及び定款等をも引照して隨所に立法論的考察をも試みられたれば實務に從事せらるる士の絕好の指針たるのみならず將來の法規の改正に貴重なる文獻たるべし。

手形及小切手法

早稻田大學教授
大濱信泉著

菊判布製 七五〇頁 定價五・五〇 送料二二

本書は先づ總論として所謂手形及小切手に共通なる一般基本の諸問題を取扱はれ次いで爲替手形約束手形及小切手に關し懇切周到に其の法理を論述せられ最後に國際手形に關し更に一章を設けて之を說明せらる。
內外の學說は勿論參考となるべき從來の判例は一切之を參酌せられ、幾多重要なる難問につきて憑く徹底克明なる討究を試みられ且つ之に頗る適切なる論斷を與へられたるものにして、立論精緻所說明快實務家並に斯法研究家諸士のため無比の好指針たり。

大審院部長 荻澗清雄著
改正 手形法註解
菊判布製 定價二・三〇 三〇二頁 送料二二

地方財政の理論

前大藏省主稅局長
寄木得三著

四六判布製 一五二頁 定價一・二〇 送料十四

本書は先づ歲入論として國家財政と地方財政との關係、地方稅と國稅との相違、國稅に屬すべき租稅、地方稅に最適する租稅等を論述し次いで歲出論に及び中央歲出と地方歲出、國家と地方團體との財政權の分劃、地方歲出の分配と地方歲入の分配との連絡等の問題を取扱はれ最後に地方費增加の危險其の增加の原因、償還の必要等に至るまで地方財政の重要なる諸問題を最も簡明に論究せられた好著である。

發行所 東京神田神保町二 振替東京六五五六 巖松堂書店

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定價 一ヶ月 一部 五錢 九十五錢 一箇月八十錢（外國郵便ニ依ル地域）
廣告料 本公會 六號二行 三十錢 五號五錢四號十錢增
發行所 東京市麹町區大手町 內閣印刷局

第拾參回決算公告

東京市麹町區丸ノ內三ノ六
南朝鮮鐵道株式會社

貸借對照表

借方（資産ノ部）	金額
未拂込株金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
羅水光州間建設費	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
未成線建設費	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
未成線收拂金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
營業費	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
營業收拂金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
合計	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

貸方（負債ノ部）	金額
株式資本金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
鐵道財團抵當債權者借入金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
假受金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
未拂法定利益配當金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
別途積立金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
法定積立金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
受入保證金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
政府補助金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
前期繰越金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
當期利益金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
合計	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

損益計算書

鐵道業收入之部	金額
鐵道業收入	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
合計	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

支出之部	金額
鐵道業營業費	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
營業費	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
當期利益金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
合計	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

利益金處分書	金額
政府補助金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
前期繰越金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
當期利益金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
合計	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

現預貯金	金額
現金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
預貯金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
振替貯金	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
貯蔵物品	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
合計	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

後期繰越金
有之通除也
昭和九年十月
株主配當金八分當株ニ付金八拾錢也ノ割

徽章

東京市九段下電停前
アキバ徽章商會
御一報次第新カタログ進呈

高級パラフィン

ライジングサン石油株式會社輸入
工業用
東京市京橋區新川二丁目六番地
特約販賣店 細山太七商店
電話京橋56〇九九一・三八四一・四二七五

矢野

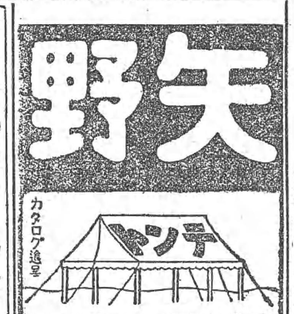

カタログ進呈
矢野テント商會
大阪 東京 西宮 日吉橋 北海道 前

容器モ臺紙モ恒久的故經常費僅少

終始變ラヌ使用感ナリ
カード式御設定ニ當リ一度縱覽ヘ御照會ヲモ
御申越次第型錄送呈
各型在庫アリ

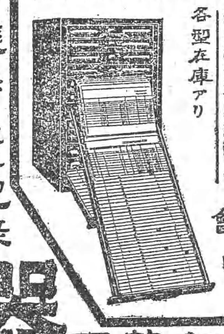

明日ノ計畫ノタメニ
總覽カード整理器

事業統制ハ第一
歩ハ進歩セル記錄

總覽カード商會
內閣印刷局

（本書ノ大サハ國定規格A4判）

特手 23445 号

來年の海軍々縮會議に關する條約の規定等について

（その四）

海軍省

（二）豫想される問題

前號までにおいて大體條約上の研究ををはつたが、次に今度の會議で一應どういふ問題が討議されるのであらうか。またどういふ問題を特に注意しなければならないかといふことについてすこしく考へて見たいと思ふ。

先づ今度の會議を一般軍縮會議と關聯せしめるか否かの問題である。一般軍縮會議が最近のやうに假死の狀態であれば、あまり念頭に置く必要もないが、しかし万一關聯される氣配があつた時に、これをどう扱ふかの問題を考究して置くのは、必ずしも無用でない。現にイギリス提案中には、一般軍縮準備委員會を設けて、三十五年の海軍軍縮會議に對する準備をなすべしといふ規定を設けてある位である。また現在一般軍縮會議においては、陸軍問題および安全問題に低迷して、海軍問題については未だ手を觸れてゐないやうであるが、これは幸ひ三十五年に別の會議が開かれるからその機會において海軍問題の全般的解決を得やうといふ氣構へのためではなからうと思はれる。そういふ工合でとにかく來年の會議に一般軍縮會議を關聯せしめやうとする意向は相當にあるやうに察せられる。

それから會議の議事方法であるが、今までの軍縮會議、殊にワシントン會議などにおいては、直接實際的の解決方法を謀して、理論的の問題は劇論は比較的やうすに各國の兵力の協定にはいつてゐる。これは複雜なる會議をまとめる上においては、實明な方法ではあるけれども同時にまたやりにくいと、不公平なる結果を生ずるおそれがある。

ところが、近頃の風潮をみると、前とは反對に、原則的事項の決定を重視し、實際問題は原則の適用として取扱はんとする傾があるやうに見受けられる。例へば、一般軍縮會議におけるドイツの防禦上の軍備平等權要求が、最も重要な問題として取扱はれてゐるがやうのことである。故に、そういふ風潮に鑑みると、次の會議においても、或は原則的のものが相當に強く論ぜられ、從來行はれた實際的解決の方法と異なつた行き方をたどるのではないかとも考へられる。

今度の會議は大體海軍問題に止まつて、陸軍問題に觸れないことは明かであるが、しかし空軍の問題は航空母艦を通じて直接關係を生じて來るので、海軍の保有する空軍だけでなく、空軍の全般について、即ち陸軍の保有する空軍についても、これを併せて審議せんとする議が生ずるかも知れない。しかし全般の空軍について審議することは、軍縮事業の最も困難とする問題であつて、一般軍縮會議においても各國とも苦い經驗を嘗めてゐて、到底成果を擧げ得ないことは知れきつてゐるから、再び空軍全般の問題をむし返す勇氣があるかどうかを疑はれる。若しこの空軍問題を出すとするも、おそらく結局は航空母艦或はそれに關係した、海軍の空軍についてのみ討議が行はれるのではないかと思はれる。たゞし、空軍問題のうち爆撃全禁といふやうな問題は、いはゆる特殊問題として起らないとも限らない。

かの一般軍縮會議においては、初めは各國共、空軍による爆撃全禁などといふことは思ひもよらず、特殊の場所に限つて爆撃を禁止しやう、例へば、フランスは海岸からXキロの奥地に對しては爆撃を全禁するが、それ以外は一定制限を設くれば爆撃はさしつかいないといふ案を出してゐた位であるが、スペインあたりの理想論に次第にまきこまれ、遂に爆撃全禁、進んで空軍全廢といふが如き、常識をもつて考へられないやうな、つき進んだところまで議論が行はれてゐる。しかして、一般軍縮會議においては、これを眞面目に主唱する者もある位であるから、全然一笑に付し去るわけにも行くまい。わが日本としては、この爆撃全禁といふことに對して、主義において反對するわけではないが、さういふ約束をしても果して勵行されるや否や、また航空母艦といふものがある限り、それがいつ濫用の弊に陷るかも知れないから、さういふものを先づ止るか、または規則勵行の手段を確立した後でなければ、約束はできないといふ意味でこの議論に保留をしてゐる。それでイギリスは最後にいたつて爆撃は禁止する、たゞし警察用の目的をもつてするものは例外とするといふ案を出し、それが最後の討議案とされたがいまなほ未決のまゝになつてゐる。

それから毒ガス使用の禁止、これは軍縮の全般に關してゐるが、今度の會議の問題とならないとも限らない。一應、毒ガス、爆発彈等は不法であるといふことは既に十九世紀頃から原則的には決定してゐる。今度の一般軍縮會議においても、かういふものは原則的には絶對禁止といふことになつてゐて、たとひ復仇の目的をもつてしても使用することはいけない。この點についてアメリカは、催涙ガスについては例外を認むべしといふ提案をしたが通らないで、國内警察のために使ふことはよいが、戰爭の場合に使ふのは戰爭法規違反であるといふことになつてゐる。

かやうにこの問題は原則的には世界各國により、ほゞ承認されながら、なほ最後の結論に達しないのは、毒ガス戰を行つた事實を如何にして調査すべきか、また平時においては毒ガスの準備に對して如何なる監督手段を取るべきか、またその違反が明瞭となつた場合に、各國はこれに對して如何なる手段を講じて制裁を加へるか等々の問題が、軍縮全體に通ずる一般の監督の問題などと、絡まつて、未だに結論に達しないからである。從つて、今度の會議においてはこれ等の問題が提議されて、派生的の問題は別としても、原則だけなりともこれを條約に採用しやうといふ說が起らないとも限らない。

それから、今ヨーロッパで最も骨を折つてゐる問題は、條約履行を確保するの手段の問題である。これはワシントン會議などにおいては、各國相互信頼といふことが出發點になつてゐるから、條約違反をやつた場合にどうするかといふやうなことは問題にならなかつた。けれども、軍縮條約が廣く小さい國にまでおよぶといふことになると、どうしても違反する國が生ずる。殊にフランスにして見れば、ドイツがヴェルサイユ條約違反の行爲に出ることが心配でたまらない。從つて條約の履行を確保する手段が完備しなければ、軍縮條約は結べない。或は條約違反があつた場合、直ちに來つて確實に助けてくれる國がなければ條約は結べないといつてゐる。

故に、今度の會議にもしフランスが參加するとすれば、今度の條約について、五國間においては別段かれこれいふ筋合のものではないが、これが將來の軍縮條約の模範となつて、廣く一般條約に推しひろめられて行く傾向があるから、フランス等はさういふ點をも考慮して、條約確保の手段が必要であるといふことで、その關係條項を新條約中に入れることを主張するかも知れない。

それから條約確保のために國際機關を設けて各國の軍備を調査するといふ考へもある。それは單に書面上各國の報告によつて調査するのでなくして、違反の疑ある國に委員を送つて調査するのである。また或る者は違反の疑がある場合に委員を送るといふことは角が立つから、定期的に各國を巡回する組織にすればよいではないかといふ案を出してゐる。極端な案になると、條

付録
特 2345 号

約違反の事實を摘發するには工場從業員など使ふのが最も有效な方法である。從つて、軍事工場に働いてゐる者は、自國政府が條約違反をして、制限以上の大きなものを造つてゐるとか、或は職爭目的の毒ガスを造つてゐるとかいふ事實を、國際聯盟その他の國際機關、或は相手國と認めるゐる政府に申告した場合、その摘發者は各自國の法制によれば、軍機保護法によつて當然訴追されなければならないのであるが、それを保護するために、訴追權を各國政府に拋棄させる國際規定を設けやうといふ極端な摘發主義が、眞面目に提案される位である。

これ等の點については、常識的に考察すれば、到底受け容れられるものではないが、もし來年の會議において、かういふ思想が入つて來れば、兵力量について隨分困難な問題があるばかりでなく、條約それ自體の組立等についても、よほど面倒な問題に直面するであらうと考へられる。

それから條約の作り方の問題であるが、例へば、現在の防備制限條約の如きは、如何にも大雜把な規定であつて、これを法律的にみれば穴だらけである。「要塞內の大砲を大きなものと取替へてもこれを監視する方法がない。商業用の目的であるとして軍用船渠を造つてもこれを防止する方法はない。かゝる條約は何の役にも立たないといふ說もあるが、それは考へ方であつて、要するに、各國政府に十分な誠意があつて、お互に納得して國際條約を結んだ以上は、如何に不便ありともそれに從ふのが當然である。現にワシントン條約は、いままで殆んど問題を生ずることなくして確實に遵守されて來てゐる。さういふ例もあるから、條約は必ずしも國內の刑法や民法を制定するやうに、細かいことまで規定する必要なく、原則的の大筋だけを決めて置けば、その目的は達せられるといふ考へ方もあり、また實際この考へ方が公正なものと信ずる。

（二）會議不成功の場合

最後に、會議が愈々不成功にをはつた場合にどうなるかといへば、ロンドン條約は三十六年の末日をもつて全然死滅するから、補助艦問題については全然拘束が無くなる。もちろんワシントン條約の殘つてゐる間は、一萬トンの補助艦は造れないが、それ以下のものについては自由の艦型を造ることができ、兵力保有量も自由になる。しかしこれ等は、日本が自由になるのみならず、アメリカもイギリスも自由になる事はいふまでもない。また若しワシントン條約廢止の通告により、それつた場合は、ワシントン條約もまた三十六年末日或は三十七年の初頭において全部效力を失することゝなるであらう。さうすれば軍縮に關する協定は茲に全般的になくなるのである。（をはり）

（海軍書記官榎本重治稿）

白銀問題と富籤付儲蓄

横濱正金銀行調査課

◇

中華民國立法院委員であつて、かつ經濟學者である馬寅初氏の銀問題に關する所論はその聞くべきものがすくないが、長沙青年會において標題の講演は、時節柄見のがしのできない點があるから、その要領を參考に供しやう。

◇

このたび、中國經濟學會第十一次年次會が長沙において開催され、余も幸ひ出席し一切の情況を目擊したが、省民共に居に安んじ、樂を樂しめる樣を見て、意を强くした。たゞ資金の欠乏のため實業の開發ができないことは遺憾である。思ふに、現在中國の資金は大部分上海、天津、青島、漢口の大都會に集中し、就中上海の如きは一箇所に現銀十餘億、紙幣五、六億を所有してゐる。有樣であるゝしかしながら、かゝる現象は非常に危險なことである。何故となれば、

一、現在上海の銀行は米國證券の空賣買をなしてゐる。

二、第二次世界戰爭が、爆發でもしたら、わが國防は他の列强に比しておよばないため、もし敵にして上海を占領し、準備金を抑留すれば全國に流通する上海紙幣は、反古紙同樣となり人民は極度の恐慌に襲はれ、遂には中國は自滅しなければならない。

この外最も痛心事は I.S.S.（萬國儲蓄會）が、甘言をもつて中國內地の人民より六千五百万圓の現銀を吸收し、續々と上海に輸送したことで、かれ等はこれを利用して租界營業の資としてゐる。これ實に外資を利用して實業を發展せしむといふ、故總理の遺訓に反するものである。しかももし大戰爆發すれば上海は砲煙彈雨の中に置かれ、人民は自己の金を自由にすることができない。

以上の理由により、余は極力資金を上海に置くことの不可を唱へ、內地に散在せしめることを主張する。これには次の利益がある。

一、農民に購買力を與へる。

二、工業を發展せしめることができる。

三、國防を充實することができる。

次に銀問題について論ずるに、中國は銀本位國であるが、現在世界には金本位を放棄してゐる國は三四十箇國ある。殊にアメリカは極力銀價提高に努めてゐる。これは、民主黨が政權を握つて以來、當員にして銀鑛山主として密接なる關係を有するものが多いから、銀價を提高して利を計らんとすること、他は中國が銀本位なるため銀價騰貴すれば、對中國輸出貿易は必ず增加し、日貨の中國におけるダンピングに對抗し得と思惟せることによる。故にルーズヴェルト氏はローヂヤス氏を中國に發し調査せしめること三箇月、その歸國今なほ報告書は到著しないが、上述に照らして大略は想像することができる。

アメリカが銀價提高を主唱して以來、中國の現銀は今日まですでに一億三千万兩輸出されてゐて、今後は當然減少するものと思ふが、中國內地の人民は必ず法を設けて現銀を貯蓄しなければならない。しからざれば將來或は現銀缺乏のため、例の十億オンス銀借款を持ち出すかも知れない。

この銀借款はアメリカが、中國に十億オンスの銀を貸與せんとするもので、無期限、無擔保、利率二厘といふすばらしい條件付のものである。何も知らないものは非常に恩惠と喜ぶかも知れないが、その實借款成功の曉は中國の經濟勢力一切はアメリカ人に掌握されることを覺悟しなければならない。初めこの借款が擡頭した當時中國には銀がなほ多かつたので、胡漢民氏が極力備用を主張したが、實現ができなかつたのである。

現在中國の現銀所有額は約二十億であるが、每年入超六億なるため、銀價提高後外商華商相次で輸送し、遂には中國內地より集めて外國に輸送することにすれば、三年ならずして中國の現銀は完全に流出することゝ思ふ。

アメリカ人は、銀價提高後中國人は多く米貨を買ひ得べくもつて日貨のダンピングに影響を與へ得べしと思惟するもかれ等は日商が銀價提高後その取得した現銀にて、アメリカより棉花を買ひ、日本で製布した後中國に送つて販賣し、これが日本の對華ダンピングを增加せしめることを知らないのである。

目下朝野各方面は、中國の現銀が遠からず流出しつくすことを憂ひ、銀輸出禁止、或は輸出稅徵收等の案を立てゝゐるが、前者は中國が輸入超過國であるから、事實上實現は不可能であるし、後者も有害無益である。なぜならば銀價提高のため銀價に隨つて輸出の量が減殺するから（假に三%輸出稅を徵するとしても、外國銀行は先づ香港の如き自由市に輸送し、かの地において銀價の騰貴

を待ちいはゆる坐して利を占めることになるからである。

こゝにおいて、前二案の外比較的良好と思はれる辦法は、貨幣管理政策である。これは全國の現銀を集中し紙幣は法令をもつて現銀に兌換し兌換率と市價を完全に統一する。しかして中國人は外貨購買に際しては、一定の中國紙幣を使用する。しからば中華紙幣を受取つた外國人はやむなく中國品を買ふことになる。しかしこれは法あり人ありて後でき得るものである。

世界の棉花生產豫想

外務省通商局

最近ニューヨーク棉花取引所の發表によれば、一九三四——三五年世界棉花生產の見積は、二千二百三十六万七千俵であつて、一九三三——三四年の二千五百三十六万千俵、一九三二——三三年の二千三百五十八万五千表および經濟恐慌前である一九二四——二五乃至一九二八——二九年の平均二千五百四十九万四千俵に比すれば、何れの年度も相當の減少を示した。即ち一九三四——三五年の生產豫想は、前年度に比較し二百九十九万四千俵の減退である。

右はインド、支那、ブラジルその他の棉產國において生產增加を豫想しつゝあるも、米棉の收穫が前年度より三百五十七万三千俵の著減を見越しつゝあればである。かくして一九三四——三五年米棉の世界市場供給量は、前年度に比し四百四十六万二千俵の減減と見られるからそれ以外の外國棉の供給量は百六十八万三千俵の增加があるとするも結局全體の供給量において二百七十七万九千俵の減量と推量される。

一九三四——三五年米棉生產高八月一日現在豫想をラニング・ベールとすれば九百十四万二千俵にして、その他のものをラニング・ベールとすれば、一九三三——三四年の生產高は一千二百七十二万五千俵、一九三二——三三年は千二百九十六万千俵、一九二四——二五年乃至一九二八——二九年の平均生產高は千五百十七万二千俵である。しかしてその他の外國棉生產高は一九三四——三五年の豫想は千三百二十二万五千俵（一俵四百七十ポンド入）にして、一九三三——三四年の生產高は千二百六十四万六千俵、一九三二——三三年は千六十二万四千俵、一九二四——二五年乃至一九二八——二九年の平均生產高は千三十二万二千俵である。

エヂプト棉は一九三四——三五年の植付前年に比し四%減の見積であるが、收穫豫想は百八十万俵で、前年の百七十八万四千俵に比し幾分の增加と見られる。

インド棉は各方面の豫想區々たるが、一九三四——三五年の收穫は前年の四百五十万俵に對し四百八十万俵と見積られる。

支那棉は一九三四——三五年の豫想二百二十万俵であつて、前年の二百三万四千俵に比し增加の見込である。

ブラジル棉は同國政府の見積によれば、一九三三——三四年は前年に比し增加をなし八十万七千俵とされるが、一九三四——三五年の豫想は九十五万俵と見られる。

ロシア棉は一九三三——三四年の百八十万俵に對し、一九三四——三五年は植付反別減ぜられたので收穫減少と觀測されつゝある。その他の棉產國はこれを通觀し、一九三四——三五年は幾分增加と見なされる。

一九三四年八月一日の各國棉花の生產および前年度繰越高をあはせ世界市場に供給し得る數量は四千百六十万八千俵、うち米棉の供給し得る數量は二千万七千俵と見積られる。（在ニューオルレアンス佐藤領事代理報告）

日光のハイキング新コース（その二）

國立公園協會

×

自動車がしきりに往來する中禪寺湖畔の大道を、天幕やルックサックを背負つて行くハイカーがなか〳〵多い、天幕を背負つて來る位なら相當時日に餘裕があるに違ひない、さういふ人々のために時間は多少かゝるが、原始的氣分がこの自動車とは比較にならないほど濃厚に漂ふ中禪寺湖南岸の道を紹介しやう。

南岸に道があつて、湖畔が一周できることを知つてゐる人は、土地の人では極めて稀れであり、陸測五万分一圖にも記載がない。しかし實際は判りよい歩道があつて、少しの危險もなく百年も前の中禪寺湖畔と同樣な氣分を味ふことができる。

中宮祠で大尻橋を渡り、歌ヶ濱から立木觀音の前の石段を下りて左へ入ると、そろ〳〵幽邃な感じが現はれて來るが、この邊は未だ外國人のサンマーハウスが三四散在してゐる。砥澤を過て狸窪へかゝると半月峠へ行く別れ道で、そこに今はさびれたが一軒の茶屋兼旅館がある。道はどこまでも湖畔の波打つ際近くを通り、前方には八丁出島が半島狀の珍らしい姿を横たへる。道は出島を横切つて小寺ヶ崎へ出る。

次の阿世潟は廣い砂濱で、キャンピングには適當な場所阿世潟峠は今は殆んど廢道となり熊笹の茂るにまかせてゐる。阿世潟を過ぎると、渺々とした湖上に扁舟の浮ぶやうな小島が現はれて來る。有名な上野島で、この邊湖水の深さは一七二メートルもあり、水の色は濃碧に澄んで物すごいばかりである。湖を距て〻男體山が雄大な裾を引いて聳ゆるのが、そのまゝ水面に映してゐるなど、なか〳〵變化が多く、つきさない眺めである。

さらに進むと大日崎、それを廻つてほの暗い森の中に入ると、石楠花が群生してゐて春の艶やかさを思はせられるし、またナ、カマドが多くて、秋の紅葉の美しさにも心が引かれる。

秋の中宮祠を訪れる人は殆んど北岸から湖を距て〻この附近の紅葉美に見入るだけであるが、この道を歩くと身は紅の炎の中を行くすばらしさである。

松ヶ崎を過るあたりからは男體山を背にして歩く峠が多く、それに替つて太郎山、大真名子山、白根山、山王帽子山など奥日光山岳の雄鎭が湖の彼方に續々と豆驅を現はし、龍頭ノ滝が湖畔に近く銀白の布を掛ける。松ヶ崎から十五六分歩くと、水量の多い小澤があり、澤のほとりに帝室林野管理局の造林小屋がある。地圖にある白岩までは〻から約三十分、白岩と冠字岩との間にも路傍に造林小屋がある。

欝蒼と茂り合つた濶葉樹の森林の間へいつか針葉樹も混つて來てひとしほ幽邃の氣が深くなる。落葉に埋れたり、苔に覆はれたりしてゐる細い山道は、社山や黑檜山の裾を通り、一つ一つの山腹を迂廻するたびにさゝやかな入江が茂り合ふ木々の陰の影を宿して現はれ、靜かな波の音が足の下から聞えて來る。

俵石といふところを過ぎるともう千手堂が近く、その千手堂のある丘は中禪寺湖西北方一帶の眺望の絕佳なところである。この丘を越せば千手ケ濱の南端、白砂の濱が長く續いて小波が岸を打つ。大尻橋からこゝまで約五時間、おそらく歌ヶ濱から先は二人の人にも出逢はないであらう。あの淋しいまでに靜かな千手ケ濱へ出てさ、この道を通つて來た人にとつては人界に近く來たことを感じるに違いない。

特手 23415 号 特許

千手ヶ濱から先は、外山澤の道を通つて小田代原から湯元へ、または戸場ヶ原や龍頭へ出るのは、一般に知れ渡つてゐる良いコースであるが、もつと湖畔のハイキングが續けたければ、赤岩の岬を越して菖蒲ヶ濱へ下る平凡な道を捨て、さらに北岸沿ひに小徑を行くのがよい。道は次第に登りとなつて、先に雨岸から眺めた赤岩の絶壁の上に出る。この岩上に登つて湖を見下す氣分は、千手堂の丘上よりもまたはるかに秀れてゐる。

通行する人もないやうな細徑はほの暗い森の中を縫つてなほつゞき、千手ヶ濱から約二時間の後に菖蒲ヶ濱に出られる。その附近にある白樺の純林は眞に幽艶な氣分を漂はしてゐる。

中禪寺南岸の道は大尻橋からするも、また千手ヶ濱からするも所要時間に大差はない。

×

以上の二つのコースの外に、日光町の西南にある鳴虫山の春秋、その山頂から日光連山の展望、また大谷川の畔りから九折澤を登り龍河原峠を越す道や中禪寺湖畔から半月峠を越へて、足尾や古峯ヶ原へ抜けるコースなど、愛すべき風景の地がすくなくない。しかし、何れも春と秋の二期に行くところであつて、夏はあまりよいとは思はれない。（をはり）

◇寄贈圖書雜誌◇

▼外務省報、國際事情、海外經濟事情、移民情報（外務省）▼內務省報、勞働時報、保險時報（內務省）▼職業紹介報（中央職業紹介事務局）▼外國鐵道憂報、國際運輸報、その他隨時發刊物（鐵道省）▼農務時報、山林彙報（農林省）▼財務通報（大藏省）▼特許公報、同明細書、實用新案公報、商標公報（特許局）▼學校卒業生（文部省內其會）▼國際知識、世界とわれ等（日本國際協會）▼世界の勞働、國際勞働（內務省內其協會）▼社會政策時報（協調會）▼國立公園（農會）農會時報（帝國農會）▼正金周報（橫濱正金銀行）▼經濟月報（東京商工會議所）▼專賣協會報（專賣局內其協會）▼財務協會誌（其協會）▼稅（國民租稅協會）▼京城日報（其社）▼度量衡（其協會）▼燃料協會誌（其協會）▼帝國鐵道報（其協會）▼つはもの（陸軍省）▼斯民（中央報德會）▼國語教育（育英書院）▼總詰時報（其會）▼木堂雜誌（木堂會）▼滿洲國民政年鑑、民政部日譯（滿洲國民政部）

最近　官廳刊行圖書抄報

左記は各官廳近刊圖書中當局へ到著分の一部

◎自昭和七年九月家計調査報告（昭和八年八月）　內閣統計局
東京統計協會發賣（東京、銀座西三）　一四三〇錢　送料一八錢

◎朝鮮沿岸水路誌　第二卷　朝鮮西岸　海軍水路部
日本郵船會社發賣（東京、丸ノ內）　二四五〇錢　送料一四錢

◎第一四回管內電氣事業要覽　名古屋逓信局
電氣協會東海支部（名古屋、中區西松枝町）　三四八〇錢　送料一四錢

◎專賣制度關係常報第四八號
一九三一年塊國煙草專賣局年報　前編　大藏省專賣局

◎滿洲事變勃發前三年　陸軍省

◎本邊公立高等學校、中等學校、女學校、技學校經費ニ關スル調査　文部省

◎商業研究所調査報告第六九冊
ブラジル移民制限問題　神戸商業大學

◎四條畷市森林局研伐便覽　全　其局

◎取引所及正米市場關係法規類纂　商工省

◎朝鮮總督府施政年報　昭和六年度、昭和七年度　其府

◎島根縣茶業調査報告第三
耕地分配並ニ經營調査　昭和九年　樺太廳鐵道事務所

◎鐵道要覽　北海道廳

◎北海道道治の現況に就て　其府

◎京都府學事要覽　兵庫縣

◎主要工業概況調査　奈良縣

◎防護演習計畫並に業務指導要領　其縣

◎山梨縣社會事業要覽　岩手縣

◎蔬菜病害蟲防除法概要

◎島根縣既往ノ災害並ニ豪雨調　島根縣濱田測候所

◎昭和九年度徵兵檢査成績　廣島縣

◎廣島縣農政概覽　其縣

◎桑園自給肥料要覽　熊本縣

なほ、官廳刊行圖書の全部及び、その內容等についての詳細は「當局發賣の「官廳刊行圖書目錄」に登載されてゐる。

◇前々週よりの官報に◇

◎青年訓練所の訓練と同等以上の訓練を修了したる者と認定の件（陸軍省、文部省告示）　八日

◎昭和九年米第一回豫想收穫高（叢報）　八

◎八月の全國絹織物產額概況（叢報）　九

◎文部省直轄諸學校職員定員令中改正等（勅令）　一〇

◎九月三十日現在の預金部狀況（叢報）　一〇

◎ユーゴースラヴィア國皇帝陛下崩御のため宮中喪仰出並に喪服着用方（宮內省告示）　號外一〇

◎昭和九年の東北及新潟、長野各縣麥收穫高（叢報）　一一

◎昭和九年の夏秋蠶豫想收繭高（同）　一二

◎高等試驗行政科試驗合格者公告（廣告）　一二

◎貴族院男爵議員一名補闕選擧（詔書）　一三

◎輸出水產物檢査證および輸出證明手數料令（勅令）　一三

◎鮪類油漬罐詰および冷凍鮪類輸出證明規則（農林省令）　一三

◎九月末の紙幣および銀行券流通高（叢報）　一三

◎高等學校高等科教員試驗檢定施行日時および場所（廣告）　一五

◎陸軍補充令中改正（勅令）　一六

◎昭和八年度畜牛結核病檢査成績（叢報）　一六

◎九月十三都市小賣物價概況（同）　一八

◎海軍豫備員候補者令、海軍豫備員令改正、海軍練習航空隊令中および高等師範學校官制中改正、旭川市稻士人保護地處分法並に河川法中改正法律施行期日、河川法施行規程中、廢川敷地處分令中、河川行政監督令中および河川臺帳に關する件中改正、北海道指定河川特例、軍用電氣通信法施行期日、同法を朝鮮、臺灣および樺太に施行するの件並に軍用電氣通信を公衆通信の用に供するの件その他（勅令）　一九

◎海軍豫備員令施行細則改正、海軍航空豫備學生規則および同學生志願者身體檢査規則並に海軍豫備練習生規則中改正（海軍省令）　一九

◎輸出柑橘取締規則（商工省令）　一九

◎軍用電氣通信公衆通信取扱規則（逓信省令）　一九

◎昭和九年募集すべき海軍航空豫備學生志願者心得（海軍省告示）　一九

◎觀菊會につき有位有勳者名刺差出方（廣告）　一九及號外

◎軍用電氣通信の線路の建設等に關する件（海軍省、逓信省令）　二〇

特 23345 号 付録